

弘前市下水道事業包括の民間委託

要求水準書（案）

令和 8 年 9 月
弘前市上下水道部

目次

1	業務概要.....	1
1.1	業務の目的	1
1.2	業務期間	1
1.3	対象施設	1
1.4	業務の範囲	3
1.5	業務の履行	3
1.5.1	一般事項	3
1.5.2	業務管理	4
1.5.3	業務実施体制	4
1.5.4	業務の一部再委託	6
1.5.5	関係法令等の遵守	6
1.5.6	安全管理	7
1.5.7	危機管理	10
1.5.8	技術管理	10
1.5.9	秘密の保持及び個人情報の保護	10
1.5.10	環境対策.....	11
1.5.11	地域貢献.....	11
1.5.12	モニタリング	11
1.5.13	移行期間の実施方法	11
1.5.14	業務終了時及び引継ぎ.....	12
1.5.15	その他の事項	13
1.6	プロフィットシェア	14
2	業務要求水準.....	14
2.1	基本的水準	14
2.2	全般管理業務の要求水準	14
2.2.1	統括管理業務.....	15
2.2.2	更新計画案策定業務.....	15
2.2.3	災害対応業務.....	16
2.2.4	電子台帳管理業務	16
2.3	処理施設に係る維持管理業務の要求水準.....	17
2.3.1	運転操作・監視業務.....	17
2.3.2	環境管理業務.....	19
2.3.3	施設清掃・緑地管理業務	20
2.3.4	保守点検業務.....	20
2.3.5	修繕業務	21

2.3.6	ユーティリティ調達業務	21
2.3.7	廃棄物管理業務	21
2.4	マンホールポンプに係る維持管理業務の要求水準	22
2.4.1	運転管理・保守点検業務	22
2.4.2	修繕業務	23
2.4.3	ユーティリティ調達業務	24
2.5	管路施設に係る維持管理業務の要求水準	24
2.5.1	業務指標の設定	24
2.5.2	機材の準備	25
2.5.3	点検・調査業務	25
2.5.4	清掃業務	25
2.5.5	修繕業務	27
2.5.6	事故対応・住民対応業務	27
別紙 1	処理施設に係る環境管理業務の水質測定項目及び臭気点検項目	29
別紙 2	処理施設に係る環境管理業務の分析項目、実施時期及び回数	31
別紙 3	処理施設に係る環境管理業務の採水用データシート	34
別紙 4	処理施設に係る保守点検業務の過年度までの委託仕様書	35
別紙 5	処理施設に係る保守点検業務における消防用設備点検、自家用電気工作物保安管理、その他法令で定められている点検、設備メーカーによる点検などの過年度までの委託仕様書	36
別紙 6	準備機材	37
別紙 7	管路施設に係る修繕業務における市及び受託者の業務区分表	38
別紙 8	管路施設に係る事故対応・住民対応業務のフロー図	39

1 業務概要

本要求水準書は、弘前市下水道事業包括的民間委託（以下、「本業務」という。）の実施にあたり、弘前市（以下、「市」という。）が受託者に求める業務内容及び業務水準を示すものである。

本業務の目的、業務期間、対象施設、業務範囲その他の概要は、以下のとおりとする。

1.1 業務の目的

弘前市下水道事業は、昭和３７年に工事に着手し、昭和４８年から供用を開始しており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業で構成されている。いずれの事業においても、人口減少等に伴う下水道使用料金収入の減少や下水道施設の老朽化の進行などにより、今後ますます厳しい経営環境の到来が予想されている。

本業務は、下水道施設の維持管理及び更新計画案策定等の各種業務について、民間事業者の技術・経営ノウハウ及び創意工夫を活かした管理・更新一体マネジメントにより、効率的な事業運営を図りながら、市民生活に欠かすことのできない下水道サービスを将来にわたり安定的に提供することを目的とする。

1.2 業務期間

業務期間は、令和１０年４月１日から令和２０年３月３１日までの１０年間とする。

受託者は、業務契約書及びその他関係書類（受託者の提案書含む。）に従い、本業務を実施するものとする。

ただし、業務契約締結日から令和１０年３月３１日までの期間を移行期間とし、受託者は業務の引継ぎを行うとともに、業務への習熟に努めるものとする。なお、移行期間中に実施する業務引継ぎ、現地確認、研修及びその他受託者の責において行う業務開始準備に要する費用は、受託者の負担とする。

1.3 対象施設

本業務の対象施設は、次のとおりとする。なお、令和１３年度の完了を目標に進めている湯口統合事業に伴い、湯口浄化センターに係る業務内容が変更となる可能性がある。当該変更への対応については、今後の事業進捗を踏まえ、市と受託者の協議により決定する。

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の処理施設（雨水沈殿池及び

中継ポンプ場を含む。)

(2) 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業のマンホールポンプ施設

(3) 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の管路施設(管きょ(汚水、合流及び雨水)、マンホール、マンホール蓋、取付管及びますを含む。)

なお、農業集落排水事業の処理施設は本業務の対象施設に含まない。

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の処理施設

施設名称	所在地
弘前市下水処理場(雨水沈殿池)* ¹	弘前市大字津賀野字浅田269-3
湯口浄化センター	弘前市大字湯口字二ノ安田2
百沢浄化センター	弘前市大字百沢字温湯18-9
常盤野浄化センター	弘前市大字常盤野字湯段菰1-87
城西中継ポンプ場	弘前市大字城西五丁目17-2
桜ヶ丘中継ポンプ場	弘前市大字桜ヶ丘五丁目6-1
城東中継ポンプ場	弘前市大字末広一丁目6-1
堀越中継ポンプ場	弘前市大字堀越字川合1-6

*1：弘前市下水処理場は合流改善事業により下水処理場としての機能を廃止し、現在は既存施設を利用した雨水沈殿池として運用している。なお、本要求水準書における「弘前市下水処理場」とは、当該雨水沈殿池を指す。

マンホールポンプ及び管路施設*²

事業名		管きょ延長(km)				マンホールポンプ (箇所)
		污水管	合流管	雨水管	合計	
公共下水道事業	弘前地区	660.9	33.2	36.2	730.3	168
	岩木地区	47.7	0.0	0.0	47.7	17
	相馬地区	17.0	0.0	0.0	17.0	11
特定環境保全公共 下水道事業	百沢地区	10.1	0.0	0.0	10.1	6
	常盤野地区	3.3	0.0	0.0	3.3	4
農業集落排水事業	弘前地区	162.4	0.0	0.0	162.4	207
	岩木地区	35.0	0.0	0.0	35.0	24
	相馬地区	16.2	0.0	0.0	16.2	8

*2：管路施設として、マンホール、マンホール蓋、取付管、ますを含む

1.4 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は次のとおりである。

- 1 全般管理業務
 - (1)統括管理業務
 - (2)更新計画案策定業務
 - (3)災害対応業務
 - (4)電子台帳管理業務
- 2 処理施設に係る維持管理業務
 - (1)運転操作・監視業務
 - (2)環境管理業務
 - (3)施設清掃・緑地管理業務
 - (4)保守点検業務
 - (5)修繕業務
 - (6)ユーティリティ調達業務
 - (7)廃棄物管理業務
- 3 マンホールポンプに係る維持管理業務
 - (1)運転管理・保守点検業務
 - (2)修繕業務
 - (3)ユーティリティ調達業務
- 4 管路施設に係る維持管理業務
 - (1)点検・調査業務
 - (2)清掃業務
 - (3)修繕業務
 - (4)事故対応・住民対応業務

1.5 業務の履行

1.5.1 一般事項

- ・要求水準は、本業務を実施する上で受託者が満たすべき最低限の要件である。
受託者は、創意工夫による維持管理を実施するため、施設運営の具体的な内容及び手法等を提案することができるものとし、その内容は市と受託者との協議及び合意により決定する。
- ・受託者は、本業務が社会的使命を持つことを認識した上で、責任をもって業務

を履行しなければならない。

- ・受託者は、対象施設の機能を確保し、下水道使用者に必要なサービスを安定的に提供できるよう、本要求水準書、業務契約書及びその他関係書類に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

1.5.2 業務管理

- ・受託者は、対象施設の構造、性能、系統及びその周辺状況を十分に把握し、自らの責任において主体的に業務を実施しなければならない。
- ・受託者は、常に問題意識を持って業務を履行し、自らの有する技術的知見及びノウハウを最大限活用するとともに、創意工夫による業務改善を継続的に行い、対象施設の予防保全並びに業務の効率化及び高度化に努めなければならない。また、現行のサービス水準を維持するとともに、その向上に努めなければならない。
- ・受託者は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全衛生管理及び労働災害防止に努めなければならない。また、安全衛生上の障害が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告しなければならない。
- ・受託者は、地域住民との良好な関係の維持に努め、業務を円滑に実施しなければならない。
- ・受託者は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の公益性を十分理解し、環境負荷の低減に配慮して業務を実施しなければならない。

1.5.3 業務実施体制

- ・受託者は本業務の実施にあたり、業務期間を通じて一体的なサービスを効果的かつ安定的に提供できる業務実施体制を構築しなければならない。
- ・受託者は、本業務に関する積極的な提案、市との情報共有及び各種調整等を円滑かつ確実に実施するため、業務全体を統括する統括責任者 1 名、副統括責任者 2 名、主任者 2 名以上（処理施設担当及び管路施設担当）、主任技術者 1 名を配置しなければならない。
- ・統括責任者、副統括責任者、主任者及び主任技術者は、それぞれ別の者を配置するものとし、兼任は認めない。ただし、処理施設担当主任者については、市が業務遂行上において支障がないと認める場合に限り、複数施設間で兼任することができる。
- ・本業務に配置する統括責任者、副統括責任者及び主任者は、本業務の履行に支

障を及ぼす他業務又は工事との兼務を原則として認めない。

- ・受託者は、各責任者の役割及び責任を明確にし、適正な業務履行体制でこれに臨まなければならない。

(1) 共通要件

本業務に配置する統括責任者、副統括責任者、主任者及び主任技術者は、受託者又は受託者を構成する法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

(2) 統括責任者の要件

統括責任者は、業務期間を通じて本業務全体の統括管理を行うとともに、各業務の内容を十分に理解したうえで、市との窓口として調整及び適切かつ迅速な意思決定を行う者とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ・下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者、又は下水道管理技術認定試験（管路施設）合格者、若しくは下水道管路管理技士（資格種類・部門問わず）であること。
- ・平成23年度以降において、処理施設又は管路施設に係る維持管理業務について、統括責任者として1年以上従事した経験を有する者、又は副統括責任者として2年以上の従事経験を有する者であること。

(3) 副統括責任者の要件

副統括責任者は、統括責任者を補佐するとともに、各業務の現場責任者として業務従事者を指揮・監督するものとする。また、統括責任者が不在の場合には、その職務を代行し、状況を的確に把握した上で、緊急時に速やかに連絡及び対応ができる状態を確保するものとする。

副統括責任者は、処理施設担当及び管路施設担当をそれぞれ1名配置するものとし、これらの兼任は認めない。

なお、各副統括責任者は、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

①処理施設担当副統括責任者

- ・下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者であること。
- ・対象施設において業務時間中常駐し、所定の業務に従事できる者であること。

②管路施設担当副統括責任者

- ・下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者、又は下水道管路管理技士（資格種類・部門問わず）の資格を有する者であること。
- ・現場作業時に常駐し、所定の業務に従事できる者であること。

(4) 主任者の要件

主任者は、各業務の現場担当者として業務に従事し、日常の業務管理及び現場対応を行わなければならない。

なお、主任者は、各処理施設担当（弘前市下水処理場、浄化センター、中継ポンプ場）及び管路施設担当にそれぞれ1名以上を配置するものとする。ただし、各処理施設担当の主任者は、業務遂行に支障がなく、かつ人的融通により効率的な業務運営が可能であると市が認める場合に限り、複数施設間で兼任することができる。

各主任者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①処理施設担当

- ・下水道法施行令第15条又は第15条の3に定める資格のうち、下水道処理施設の維持管理に必要な資格を有する者であること。
- ・担当する対象施設の維持管理を適切に行うため、業務時間中に常駐し、所定の業務に従事できる者であること。

②管路施設担当

- ・下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者、又は下水道管路管理技士（資格種類・部門は問わない。）の資格を有する者であること。
- ・現場作業時に常駐し、所定の業務に従事できる者であること。

（5）更新計画案策定業務に係る主任技術者の要件

更新計画案策定業務に係る主任技術者は、本業務の更新計画案策定業務に従事するものとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ・技術士（上下水道部門／総合技術監理部門〔選択科目：下水道〕）の登録者、又はRCCM（下水道部門）の登録者であること。

1.5.4 業務の一部再委託

- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行う業務以外について、書面により市の承諾を受けた場合に限り、その業務を他の者に再委託し又は請け負わせることができる。
- ・受託者は、本業務について再委託を行う場合、関係法令を遵守し、再委託者と十分な調整を図るとともに、自らの責任において再委託者を適切に指導及び監督しなければならない。

1.5.5 関係法令等の遵守

- ・受託者は、本業務実施に当たり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(a)下水道法及び下水道法施行令

(b)水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法施行規則

- (c)排水基準を定める省令
- (d)浄化槽法
- (e)環境省関係浄化槽法施行規則
- (f)悪臭防止法
- (g)消防法
- (h)道路法
- (i)道路交通法
- (j)河川法
- (k)電気事業法
- (l)騒音規制法
- (m)廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (n)酸素欠乏症等防止規則
- (o)労働基準法
- (p)労働災害補償保険法
- (q)労働安全衛生法
- (r)環境基本法
- (s)個人情報保護に関する法律
- (t)青森県流域下水道接続等取扱要綱
- (u)排出水等自主測定実施要領
- (v)弘前市下水道条例
- (w)弘前市公共下水道の構造の基準及び維持管理に関する条例
- (x)弘前市農業集落排水処理施設条例
- (y)弘前市公害関係規制基準
- (z)その他関連法令、施行規則、監督官庁からの指示命令等

1.5.6 安全管理

(1) 一般事項

- ・受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- ・地震等の災害発生時に迅速な対応ができるよう、必要な体制及び対策を整備しておくこと。

- ・事故防止を図るため、安全管理については、全体業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(2) 安全教育

- ・受託者は、業務従事者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。
- ・受託者は、危険又は有毒ガス等が発生する環境での業務従事者に対して、特別な教育を行うこと。

(3) 労働災害防止

- ・受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、業務従事者の安全を図ること。
- ・対象施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気・有毒ガスの有無を作業開始前及び作業中に継続して測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、測定結果は記録・保存し、市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・作業中、酸素欠乏や硫化水素等の有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、市、関係官公署及びその他の関係機関に緊急連絡を行い、その指示に従うこと。
- ・資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、重機誘導員を配置すること。
- ・受託者は、作業に当たり対象施設又はガス管付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(4) 公害災害防止

- ・作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- ・作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- ・作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- ・作業に伴う交通規制及び保安対策は、関係官公署及びその他の関係機関の指示に従い、適切に行うこと。
- ・前項の対策に関する具体的事項については、関係官公署及びその他の関係機関と十分協議して定め、協議結果を市に報告すること。

(5) 交通安全管理

- ・道路上にて作業を行う場合には、受託者が事前に所轄警察署に道路使用許可申請を行うとともに、道路使用許可に基づき交通安全施設を設置すること。また、道路使用許可条件を遵守し、交通誘導員の配置、指導の徹底を行うこと。
- ・道路上において作業を行う場合に使用する看板については、路上工事看板設置関連通達に基づくものを使用すること。

(6) 局地的な大雨等による安全管理

- ・大雨による急激な雨水流入により、対象施設内では流速及び水位が急変するおそれがあることを踏まえ、対象施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は対象施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。
- ・作業日には、開始前に業務従事者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底し、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。
- ・受託者は、安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた中止基準について、以下を参考として、自らの責任において設定し、市へ報告する。

①作業等開始前

- ・当該作業箇所及び上流域等に大雨又は洪水に係る注意報又は警報が発令された場合、管路施設内の作業等は行わない。
- ・当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合、管路施設内の作業等は行わない。
- ・作業等開始前に当該作業箇所の管路施設内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、管路施設内の作業等は行わない。

②作業中

- ・当該作業箇所及び上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- ・当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。
- ・管路施設内の状況に異常があると業務従事者等が判断した場合、即刻作業等を中止し速やかに地上に退避すること。

(7) その他

- ・受託者は、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従い、直ちに市及び関係官公署に連絡するとともに、必要な措置を講ずること。
- ・受託者は、事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により速やかに市へ報告すること。

1.5.7 危機管理

- ・受託者は、豪雨、豪雪、台風、地震、その他の天災並びに停電、施設の故障、その他施設機能に重大な支障が生じた場合に備えて、緊急連絡体制を整備し、また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、地元企業との非常時応援協力体制の検討を行った上で、必要な応急措置を迅速に実施できる体制を整備しておかなければならない。
- ・緊急事態が発生した場合、受託者は、必要な初期対応を行うとともに速やかに市に連絡しなければならない。
- ・緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備について、市と受託者は協議の上、具体的な危機管理対応を定めるものとする。

1.5.8 技術管理

- ・適正に業務を実施するために、必要な技術的能力の向上並びに技術者、業務従事者等の育成及び確保を図ること。
- ・本業務は効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することを鑑み、継続的に、より適切な技術の選定及び業務の改善に取り組むことにより、品質を確保すること。
- ・再委託を行う場合は、当該業務の実施にあたり法令上求められる要件はもとより、受託者自らが必要と考える実施要件を定め、これを達成可能な適切な者に業務を行わせること。
- ・技術の向上と継承に向けて、市職員に対する研修にも配慮すること。

1.5.9 秘密の保持及び個人情報の保護

- ・受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報、その他資料等は、市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- ・情報セキュリティの重要性を十分認識するとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- ・個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法

律第 57 号) を遵守し、本業務の履行に伴い知り得た他人の情報を漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

1.5.10 環境対策

- ・受託者は、市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

1.5.11 地域貢献

(1) 地域経済に関する事項

- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、地元の企業・人材の活用を図るなど、地域貢献に寄与すること。

(2) 地域住民等とのコミュニケーションに関する事項

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、地域住民等の理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- ・受託者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。また、再委託先等に対しても同様の行為を行わないよう、十分に指導及び監督しなければならない。

1.5.12 モニタリング

受託者が本業務を適正かつ確実に履行し、本書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、受託者はセルフモニタリングを行うこと。

また、市も同様にモニタリングを行う。なお、モニタリング内容の詳細は公募時に公表する業務契約書（案）において示す。

1.5.13 移行期間の実施方法

移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下が適用される。なお、移行期間において、受託者による教育訓練その他の準備に不備又は未了の事項があった場合であっても、これをもって業務契約上の責任を免れることはできない。

(1) 実施計画

- ・移行期間における教育訓練は受託者が主体的に実施するものとし、市は受託者の要求する教育訓練に関する情報提供への協力及び指導を行うものとする。
- ・受託者は移行期間内に教育訓練を実施、完了できる体制を準備すること。
- ・受託者は、教育訓練に必要な情報及び指導を要する事項等を整理し、移行期間内に教育訓練に関する基本実施計画を作成した上で、市に提出すること。

- ・市と受託者は、受託者が提出した基本実施計画について検討・協議し、実施内容を決定する。
- ・基本実施計画に変更が生じる場合は、当該変更を行う当事者が速やかに相手方へ通知すること。

（２）実施内容

- ・受託者は移行期間において業務実施に関し、必要な教育・訓練を行うものとし、市は受託者が行う教育・訓練に協力するものとする。

(a)受託者が使用する業務事務所及び備品等の利用方法の把握

(b)電子台帳及び現地確認等による対象施設の位置等の把握

(c)データベース等保管情報の運用方法についての把握

(d)その他、市又は受託者が必要とする事項

（３）実施体制

- ・受託者は、教育訓練の基本実施計画に基づいた教育訓練が実施できる体制を準備すること。
- ・受託者は、移行期間中に業務従事者へ前項の事項その他必要な事項を習得させ、移行期間終了の翌日から業務の全てを履行できるよう教育訓練体制を準備すること。

（４）その他

- ・移行期間の実施にあたって疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議の上、誠意をもって解決するものとする。

1.5.14 業務終了時及び引継ぎ

（１）業務終了時

- ・受託者は、本業務の契約期間が満了したとき、また契約が途中解除されたとき、本業務の履行により作成又は取得した電子データ及び関連図書等を、市または市が指定する者に対して、無償で引き渡すこと。
- ・引継ぎの対象は、運転管理、維持管理及び更新計画案策定業務の継続に必要なデータとする。ただし、受託者の特許、ノウハウその他受託者固有の知的財産に属するデータ及びマニュアル等であって、業務に支障を生じないものについては、この限りではない。
- ・受託者は、契約期間の満了又は契約解除に際し、市又は市が指定する者に対して適切な引継ぎを行うこと。なお、契約期間満了の場合は、原則として市が指定した時期から契約期間満了までの期間を業務引継期間とする。

(2) 引継事項の整理

- ・受託者は、業務引継期間を通して引継ぎ事項を記録し、引継書を作成すること。
- ・本業務の事業引継期間の開始後、各業務の留意点等について新たな事項が判明した場合は、適宜引継書の内容を更新し、契約期間終了時に市又は市が指定する者へ引き渡すこと。
- ・引継書には、少なくとも以下の項目を記載すること。なお、受託者の特許、ノウハウその他受託者固有の知的財産に属する事項であって、業務の継続に支障を生じないものについては、この限りでない。

(a)業務マニュアル及び業務手順書

(b)運転状況及び施設機能の発揮状況

(c)諸機械の振動、異音等の状態

(d)計装設備の調節状況

(e)運転操作方法

(f)その他留意事項

(3) 契約期間終了時の状態

- ・受託者は、契約期間終了時に、市又は市が指定する者とともに、契約期間終了前に十分な期間を設けて施設機能確認を行うものとする。施設機能確認の結果、適正な維持管理を行っていた場合には通常想定されない著しい機能低下が認められたときは、受託者の責任において施設の機能回復を行うものとする。なお、受託者が提案した更新計画案又は修繕計画案について、市が採用しなかったことに起因して機能低下が進行した場合は、この限りでない。
- ・契約期間開始時に貸与された物品は、契約期間終了時にすべて返却すること。また、予備品及び消耗品については、業務引継ぎ時に在庫品リストを作成し、市へ提出すること。

1.5.15 その他の事項

- ・夜間は、処理施設内における盗難被害等の事故防止のため施錠管理し、十分な監視・警備を行わなければならない。関係者以外の施設内への立ち入りについては特に留意し、事故等が発生しないように努めなければならない。不審者侵入の場合は、警備委託先及び警察に躊躇なく通報し、単独での対応は行わないこと。また、警備委託先及び警察に通報後、速やかに市に報告すること。
- ・受託者は、施設の火災を未然に防止するため業務室ごとに火元責任者を選び、火気の的確な取扱い及び後始末を徹底させなければならない。

- ・市が業務に関する資料の提出を求めたときは、受託者は速やかに応じなければならない。
- ・次に掲げる業務は経費負担も含め、両者協議のうえ対応するものとする。
 - (a)受託者の責に帰さない事由により発生した施設設備・機器等の重大な故障への対応業務
 - (b)市が別途発注する修繕工事、更新工事等に伴い必要となる施設の運転停止、切替操作、立会及び確認業務
 - (c)火災、地震、停電その他の災害により発生した被害のうち、通常の維持管理業務の範囲を超える対応業務
 - (d)その他、本要求水準書に定めのない業務であって、市が必要と認める業務
- ・本要求水準書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

1.6 プロフィットシェア

本業務において、受託者が本書に定める業務の水準を低下させることなく、業務契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により費用を縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェアを導入する。なお、詳細は公募時に公表する業務契約書（案）において示す。

2 業務要求水準

- ・受託者は、業務期間を通じて、以下に示す業務水準を確保すること。

2.1 基本的水準

- ・受託者は、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めに従って業務を履行すること。
- ・受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、平常時はもとより故障又は事故発生時においても、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えること。

2.2 全般管理業務の要求水準

- ・受託者は、維持管理に関する各業務を総合的に管理し、関連法令を遵守しながら、予防保全の視点に立った計画的かつ効率的・効果的な業務運営を行い、本要求水

準書に定める要求水準を満足しなければならない。また、創意工夫を活かした業務改善に努め、維持管理に関する業務を一体的にマネジメントしなければならない。

2.2.1 統括管理業務

- ・受託者は、統括責任者を配置し、業務期間中の各業務を統括することにより、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、本業務に関する市への積極的な提案、市との必要な情報交換及びその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施すること。

(1) 各種業務のマネジメント（業務全般の統括管理）

各種業務のマネジメントの内容は、以下のとおりとする。

- ・統括責任者は、業務期間中の各業務の一元的な統括管理を行うこと。
- ・統括責任者は、全ての個別業務の内容を理解し、市との窓口となること。
- ・統括責任者は、現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、適切かつ迅速な意思決定を行って課題等を解決すること。

(2) 業務計画書及び報告書の作成

- ・統括責任者は、全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書、年間業務報告書、月間業務報告書及びその他報告書等を作成し、適時適切に市に対して内容を説明すること。なお、各種業務計画に記載の業務の計画と実績に差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、本業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- ・統括責任者は、各業務の進捗状況について、業務契約書に定めるところにより、報告書等を作成し、定期的に市に報告を行うこと。なお、受託者は、報告書の内容等について、必要があるときは、市・受託者協議の上、その内容等を改善すること。

(3) 安全管理・技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献等

- ・本業務の基本的な取組方針に定めた、安全管理、危機管理、技術管理、環境対策、地域貢献等に取り組む、適切な対応を行うこと。

(4) その他必要な事項

- ・統括管理を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

2.2.2 更新計画案策定業務

- ・受託者は、日々の維持管理業務で得られた点検結果、運転データ、故障履歴その他の維持管理情報を収集・分析し、施設の健全度や劣化傾向を把握した上で、

今後の修繕及び改築の見通しを検討すること。

- ・受託者は、前項の検討結果に基づき、弘前市公共下水道ストックマネジメント計画の原案を作成し、令和11年7月末及び令和16年7月末までに市へ提案し、確認を受けること。
- ・受託者は、更新計画案の反映状況及び履行方法を確認するため、更新計画案の確認後速やかに、各種業務計画書（修正版）を市に提出すること。
- ・受託者は、更新計画案の進捗状況を確認するため、更新計画案を反映した年間業務報告書及び月間業務報告書により、定期的に市へ報告を行うこと。

2.2.3 災害対応業務

- ・災害対応業務とは、豪雨、豪雪、台風、地震その他の災害又は事故等が発生した場合における事前の体制構築や、状況確認、応急措置その他必要な初動対応を行うものとする。

(1) 災害等の緊急時の体制の構築

- ・災害、事故などにより障害等が発生した場合においても対象施設の機能停止による影響を最小限に抑えることができるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。とりわけ、作業箇所及び上流域等に洪水または大雨の注意報・警報等が発令された場合における連絡体制、出動態勢及びその待機基準を定めること。連絡体制及び出動態勢を定めるにあたっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に市と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。

(2) 災害等の緊急時の対応

- ・災害発生時には、市の弘前市業務継続計画及び弘前市上下水道事業業務継続計画（BCP）を踏まえ、緊急時の事業継続のための危機管理マニュアルを作成し、これに従い対応すること。なお、豪雨、豪雪、台風、その他の天災等の災害発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜市へ報告すること。
- ・受託者は、災害発生時において対象施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、市と密に連絡・調整を行うとともに、予め緊急点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めるものとする。

2.2.4 電子台帳管理業務

- ・受託者は、本業務において得られた点検、調査、修繕その他維持管理に関する情報を整理、蓄積及び管理すること。

- ・受託者は、対象施設に関する維持管理情報を記録したデータを作成し、市が導入している「電子台帳システム（S k y S c r a p e r）」に登録すること。
- ・受託者は、市が保有する既存の電子台帳情報を活用するとともに、本業務において得られた維持管理情報を継続的に登録し、電子台帳の充実及び更新を図ること。

2.3 処理施設に係る維持管理業務の要求水準

- ・受託者は、処理施設において業務従事日、業務従事時間、休業日を基本として次のとおりとする。
 - (a)業務従事日は、月曜日から金曜日までとする。
 - (b)業務従事時間は、原則 8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分までとする。ただし夜間勤務及び休業日における勤務についてはこの限りでない。なお、夜間勤務を行う場合の業務従事時間は、1 6 時 3 0 分から 9 時 0 0 分までとし、交代制とする。
 - (c)休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日並びに、1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までとする。
- ・受託者は、対象施設の運転管理及び維持管理上必要があると認める場合は、前項に定める業務従事時間及び休業日にかかわらず、必要な作業を実施すること。
- ・業務従事者は、業務従事時間中、本業務の遂行に支障を生じさせることのないよう業務に従事すること。

2.3.1 運転操作・監視業務

(1) 下水処理場に係る運転操作・監視業務

- ・場内の運転方法は次のとおりとする。

流入部の分水人孔ゲートから岩木川流域下水道へ污水を受け入れ、県岩木川浄化センターで二次処理までを行う。流入汚水量が、弘前市公共下水道の排除污水受入れに係る運用規則第 3 条第 1 項及び同条第 3 項に定める量に達した場合は、超過した雨水分を弘前市下水処理場へ流入し、滞水を行う。晴天時等の流入汚水量が上限に到達しないと見込まれる場合は、滞水した雨水分を県岩木川浄化センターへ返流させる。なお、施設容量以上の流入がある場合は、滅菌処理の上、簡易放流を行う。
- ・施設容量は以下のとおり。
 - －雨水沈殿池（旧雨水滞水池）8, 0 0 0 m³

ー雨水沈殿池（旧B・C系最初沈殿池）4, 0 0 0 m³

- ・下水管きょから溢水事故を防止するため、適正な運転管理に努めること。
- ・主ポンプ等の設備は、揚水量維持及び雨水腐敗防止のため、1週間に1回、1台毎の手動運転を行い、設備の動作状況等を確認すること。
- ・予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。
- ・以下の作業を実施すること（昼間及び夜間）。

(a)中央操作室等における監視、操作、記録等の作業

(b)現場（現場操作盤等）における操作等の作業

(c)管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業

(d)中央操作室内等の整理、清掃等の作業

(e)場内の巡視点検

(2) 中継ポンプ場に係る運転操作・監視業務

- ・下水管きょから溢水事故を防止するため、適正な運転管理に努めること。
- ・汚水ポンプの運転は、汚水ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、汚水ポンプの送水量維持のため、1週間に1回、1台毎の手動運転を行い、汚水ポンプの閉塞状況等を確認すること。
- ・予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間ごとに稼動機と交代して運転するものとする。
- ・以下の作業を実施すること。（昼間及び夜間）

(a)中央操作室等における監視、操作、記録等の作業

(b)現場（現場操作盤等）における操作等の作業

(c)管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業

(d)電気室内等の整理、清掃等の作業

(e)中継ポンプ場の巡視を毎週1回実施すること。

(3) 浄化センターに係る運転操作・監視業務

- ・下水管きょから溢水事故を防止するため、適正な運転管理に努めること。
- ・予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。
- ・以下の作業を実施すること。（昼間のみ）

(a)電気室等における監視、操作、記録等の作業

(b)現場（現場操作盤等）における操作等の作業

(c)管理日誌等の作成、電気室等内における計器類の指示値の記録等の作業

(d)電気室内等の整理、清掃等の作業

2.3.2 環境管理業務

- ・別紙1に従い、水質測定及び臭気測定を実施すること。
- ・浄化センターからの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法及びそれらの関係法令が定める水質基準を遵守しなければならない。BOD、COD、透視度については、次の値を放流目標とする。

(a)BOD 15 mg/ℓ 以内

(b)COD 20 mg/ℓ 以内

(c)透視度 50 以上

- ・各処理施設の流入水、放流水、脱水汚泥の試料採取及び水質試験等を実施すること。

(a)分析項目、実施時期及び回数は、別紙2のとおりとする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、それぞれ区別し、定量するものとする。

(b)試料採取時は、状況、試料の外観等を別紙3採水用データシートに記録し、異常がみられる場合は速やかに市に報告するものとする。なお、試料の採取に必要な容器等は、受託者の負担とする。

(c)分析試験は、次のいずれかによるものとする。なお、いずれにも該当しない試験方法を採用するときは、試験方法説明書に明記すること。

－下水試験方法（最新版）

－下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）

－排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）

－下水汚泥分析方法（最新版）

－肥料分析法（最新版）

－底質調査方法（平成24年環水大水発120725002号）

－産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）

－日本産業規格（JIS K 0102（工場排水試験方法））

(d)数値の丸め方は、日本産業規格（JIS Z 8401（数値の丸め方））を採用すること。

(e)結果の表示は、検液1Lあたりの含有量 [mg/L等]を基本とする。また、ダイオキシン類の測定値については、実測濃度に加えて総量の毒性当量値[pg-TEQ/L

等]も併せて表示するものとする。

(f)試験成績表及び年間成績表は、試験結果と併せて法定基準値を記載すること。

(g)計量証明書を添付し、検査結果の評価、報告、管理を行うこと。

2.3.3 施設清掃・緑地管理業務

- ・受託者は、対象施設の機能及び作業環境を良好に保つために本業務用地内及び対象施設内の清掃を定期的実施すること。

- ・受託者は、本業務用地内の外構及び植栽の維持管理を定期的実施する。植栽（建物内部等に植栽を提案する場合はそれも含む。）に関しては、以下の事項に対し必要かつ適切な保護・処理を実施し、維持すること。

(a)植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全に配慮すること。

(b)植物の種類、形状、生育状況等に応じて、せん定、刈り込み、灌水、除草、施肥、病虫害防除、強風や冬季に必要な養生等の適切な方法による維持管理を行い、周辺環境と調和した美観を保持すること。

(c)薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定し、散布、使用に当たっては、予め市と協議すること。

(d)隣接地権者との敷地境界付近での作業方法等については、市と協議・調整のうえ、適切に行うこと。

(e)除雪に関しては、対象施設の維持管理業務に支障が生じないように、外構や出入り口その他必要箇所の除雪作業を実施すること。

2.3.4 保守点検業務

- ・対象施設の設備については、各設備が有している機能・性能を十分に発揮できるよう、日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理等に係る年間実施計画を作成すること。なお、計画の策定に当たっては、別紙4に示す過年度までの委託仕様書を参考に、施設の機能維持及びライフサイクルコストの縮減に資する観点から、点検内容、点検頻度及び実施方法を受託者が提案し、市の承認を得ること。

- ・設備については、各設備機器等有している機能・性能を十分に発揮できるように日常点検、定期点検及び臨時点検を通じて機能の確認、整備、簡易な故障修理等を行うこと。

- ・日常点検、定期点検、臨時点検等で異常・不良及び故障等を発見した場合は、速やかに市に報告するとともに、適切な処置を行うこと。

- ・受託者は、自家用電気工作物のみなし設置者として、電気事業法に定める電気主

任技術者を選任し、電気工作物を維持するほか、関係法令を遵守し、電気設備の保安業務を行うこと。なお、電気主任技術者の選任は外部委託も可とする。

- ・消防用設備点検、自家用電気工作物保安管理その他法令で義務付けられている点検については、受託者の負担により実施すること。なお、設備メーカーが推奨する点検については、設備の健全性及び機能維持を確保されることを前提として、受託者が代替手法を提案することができる。

2.3.5 修繕業務

- ・各施設・設備及び機器の機能が正常に発揮・維持できるよう、適切に保守点検を実施すること。また、保守点検の結果を踏まえて修繕計画を作成し適切な修繕を実施すること。
- ・設備・機器等に異常・故障等が発生した場合は、補修等の適切な初期対応を行うと共に、原因を究明し、異常報告を速やかに行って機能の回復に努めること。
- ・修繕は、原則として1年あたり2、200万円（税込）以下とする。また、修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。なお、事前に修繕内容、修繕金額を市に提出し、確認を得なければならない。ただし、緊急対応のための応急対応を要する場合はこの限りではない。
- ・修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう実施すること。
- ・故障、不良、破損の状況が受託者では対応できない場合は、市に図面を添付して速やかに報告し、その対応について協議すること。
- ・修繕実施後の履歴を整理し、市に報告すること。
- ・機器の保全履歴や整備・工事等の情報を整理し保管すること。

2.3.6 ユーティリティ調達業務

- ・受託者は、本業務に関わるユーティリティ（電気・ガス・水道・薬品・燃料）及び通信費は、受託者による負担とし、受託者の責任において調達するものとする。
- ・受託者は、省エネルギーの観点から使用電力量の低減等の自主的なエネルギー管理を行うこと。
- ・上記実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

2.3.7 廃棄物管理業務

- ・各施設から発生する一般廃棄物および産業廃棄物（以下、「廃棄物等」という。）の管理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、各施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないように適正に管理及

び処分すること。また、資源化可能なものは可能な限り資源化し、廃棄物等の減量に努めること。

- ・受託者は、廃棄物等の運搬業者及び処分業者と、それぞれ必要な契約を締結すること。
- ・受託者は、当該年度の廃棄物搬出量を確認し本市に報告するとともに、産業廃棄物の基本契約書の写し及びマニフェストの写しを本市へ提出すること。
- ・事業期間において、受託者が管理すべき主な廃棄物量の年間予定数量を下記に示す。
 - ・主な廃棄物について、年度ごとの予定数量を超える廃棄物の処分が必要となる場合は、受託者は速やかに市へ報告し、その対応について協議すること。

① 廃棄物処分量の過去実績と予定数量

廃棄物名称	実績／予定数量		運搬・処分量
混合廃棄物 (スカム、沈砂、し渣等)	実績	令和3年度	191.25 t/年
		令和4年度	147.50 t/年
		令和5年度	161.46 t/年
		令和6年度	153.90 t/年
		令和7年度	110.88 t/年
	年間予定数量		160 t/年

2.4 マンホールポンプに係る維持管理業務の要求水準

2.4.1 運転管理・保守点検業務

- ・受託者は、マンホールポンプの機能及び性能を維持するため、以下に示す点検項目を基本として年間実施計画を作成すること。なお、各計画の策定に当たっては、過年度の維持管理実績及び設備状態を踏まえ、施設機能の維持及びライフサイクルコストの縮減に資する観点から、点検頻度、実施時期及び実施方法について受託者が提案し、市の承認を得ること。また、受託者は、同等以上の効果が認められる場合において、点検手法の見直し又は代替手法を提案することができる。

(a)電圧、電流、ポンプ運転時間、絶縁抵抗測定等の記録

(b)汚水ポンプの試運転及び記録

- (c)ポンプ本体の劣化状況確認（ケーシング・羽根車の磨耗状況、異音、錆の状況）
- (d)通報装置の通報試験及び停電補償用バッテリーによる動作確認
- (e)マンホール内部の目視点検
- (f)ポンプ制御盤内部及び周辺の清掃、草刈り、除雪
- (g)電磁接触器、継電器等電気機材の動作状況の確認
- (h)水位計類の運転水位の確認及び投込圧力式水位計の零点調整
- (i)不良箇所に対する、携帯工具、予備品等を用いて修理可能なものの修理
- (j)引込開閉器端子部の腐食状況の確認
- (k)し渣カゴの定期的点検、し渣の処理
- ・受託者は、市からの連絡およびマンホールポンプ場に設置されている自動通報装置からの異常通報（ファクス、電話音声、メール等）、WEB監視でポンプ場の異常を確認すること。また、異常通報があった場合、マンホールポンプ場・発生時刻・通報名・処置等を記録すること。
- ・受託者は、以下の関連業務を実施すること。
 - (a)高圧洗浄機等を用いてマンホール内のスカムの除去
 - (b)作業中の交通整理等
 - (c)異常通報への対応（停電、高水位、運転時間異常、故障、漏電、電源断等）

2.4.2 修繕業務

- ・受託者は、マンホールポンプの機能及び性能を維持するため、保守点検結果及び保全履歴等を踏まえた保全計画を策定すること。保全計画には、修繕方針、部品交換基準、予防保全手法その他施設の機能維持及びライフサイクルコストの縮減に資する事項を含むものとし、事前に市の確認を得ること。
- ・マンホールポンプに異常・故障等が発生した場合は、補修等の適切な初期対応を行うと共に、原因を究明し、異常報告を速やかに行って機能の回復に努めること。ただし、予備機等により必要な機能が確保されている場合は、緊急対応を要しないものとする。
- ・修繕は、原則として1年あたり1,500万円（税込）以下とする。また、修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。なお、事前に修繕内容、修繕金額を市に提出し、確認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ・修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう実施すること。

- ・故障、不良、破損の状況が受託者では対応できない場合は、異常報告書及び図面を添付して報告を行い市へ復旧依頼を行うこと。
- ・修繕実施後の履歴を整理し、市に報告すること。
- ・マンホールポンプの保全履歴や整備・工事等の情報を整理し保管すること。
- ・業務終了時におけるマンホールポンプの原状回復のための補修を含むものとする。

2.4.3 ユーティリティ調達業務

- ・受託者は、維持管理に関わるユーティリティ（電気）を負担し、効率的な運用を図ること。
- ・通信に係る費用については、市が別途設置・契約するものを除き、受託者の負担において調達するものとする。
- ・受託者は、省エネルギーの観点から使用電力量の低減等の自主的なエネルギー管理を行うこと。
- ・上記実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

2.5 管路施設に係る維持管理業務の要求水準

- ・本業務における管路施設の維持管理については、事業開始当初は管路施設の実態把握及びデータ整備が十分でないことを踏まえ、前期においては仕様発注型による業務管理を基本とする。
- ・その後、点検・調査及び維持管理データの蓄積状況を踏まえ、後期においては性能発注型へ段階的に移行し、受託者提案に基づく性能指標による管理へ移行することを基本方針とする。

2.5.1 業務指標の設定

- ・受託者は、事業開始後、前期 8 年間の管路施設に係る維持管理業務の業務実施状況を踏まえ、後期 2 年間に適用する業務指標（性能指標）を提案すること。
- ・本業務に適用する業務指標項目及び目標水準は、受託者の提案に基づき市との協議により決定するものとする。業務指標の確定後は、必要に応じて各種業務計画書に反映すること。
- ・受託者は、設定された業務指標を達成に向け業務を実施すること。
- ・業務指標の評価は年度単位で行い、未達成の場合は原因分析の上、業務改善計画案を作成し、市の承認を得て業務改善を図ること。
- ・協議により決定した業務指標は、市又は受託者の申出により見直し、協議を行うことができる。

2.5.2 機材の準備

- ・業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備すること。
- ・受託者が準備すべき機材は別紙 6 に示すものを標準とし、迅速な対応がとれるよう準備すること。

2.5.3 点検・調査業務

(1) 令和 10 年度～12 年度（前期：仕様フェーズ）

- ・市が策定している弘前市公共下水道ストックマネジメント計画（令和 8 年度～12 年度）及び弘前市公共下水道アセットマネジメント計画を踏まえ、点検・調査を実施すること。令和 10 年度～12 年度の点検・調査箇所を添付資料 11 に示す。
- ・管路施設に不具合が確認された場合は、点検・調査内容を下水道ストックマネジメント計画に反映できるよう、点検・調査業務における項目及び判定基準について、「下水道維持管理指針」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき判定すること。

(2) 令和 13 年度～17 年度（移行期）

- ・受託者の点検・調査内容を反映した弘前市公共下水道ストックマネジメント計画（令和 13 年度～17 年度）を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、点検・調査を実施すること。
- ・点検・調査箇所及び手法は、市と受託者が協議により決定し、実施手法は計画書にて取りまとめ、事前に市の承諾を得ること。新技術等のより効率的な手法の適用は受託者提案によるものとする。
- ・令和 17 年度までの点検・調査箇所は添付資料 11 を基本とし、法定点検に係る点検・調査箇所は業務期間を通して添付資料 11 に準拠すること。

(3) 令和 18 年度～19 年度（後期：性能フェーズ）

- ・受託者の点検・調査結果を反映した弘前市公共下水道ストックマネジメント計画（令和 18 年度～22 年度）を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行った上で、点検・調査を実施すること。
- ・点検・調査箇所及び手法は受託者提案を基に市との協議の上で決定し、実施手法は計画書にて取りまとめ、事前に市の承諾を得ること。新技術等のより効率的な手法の適用は受託者提案によるものとする。

2.5.4 清掃業務

- ・清掃箇所や順序等は市と受託者が協議の上で設定し、清掃に用いる手法や使用す

る機材は計画書にて取りまとめ、事前に市の承諾を得ること。新技術等のより効率的な手法の適用は受託者提案による。

- ・ 定期的な清掃場所は添付資料 1 2 のとおりであり、これに基づき実施すること。
- ・ 受託者は、市が指定する管路施設について作業を実施するものとする。
- ・ 作業にあたっては、下流側への土砂等の流出を防止する措置を講じること。万一流出が発生した場合は、受託者の責任において速やかに除去すること。
- ・ 作業実施にあたっては事前に市へ届出を行い、土砂の飛散、臭気の漏洩等が生じないように適切な運搬車両及び養生を行うこと。
- ・ 積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行人及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- ・ 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講じ、積載超過のないよう適切に管理にすること。
- ・ 高圧洗浄車の使用にあたっては、管渠を損傷することのないよう適切な吐出圧で作業を行うこと。また、高圧洗浄車に使用する洗浄水は事前に積載すること。
- ・ 清掃等により発生した土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり地域住民等に対して必要な説明を行い、理解と協力を得るとともに、苦情・紛争等の未然防止に努めること。
- ・ 苦情、要望等があった際は速やかに市へ報告し、その指示を受けた上で誠実に対応し、その結果を報告すること。
- ・ 清掃業務は、前述の定期清掃、土砂等の処分、後述の和徳雨水吐室内スクリーン点検清掃、事故対応・住民対応時の突発的に発生した清掃等を含め、原則として 1 年あたり 1, 640 万円（税込）以下とする。なお、事前に清掃等の内容と金額を市に提出し、確認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ・ 受託者は和徳雨水吐室の無動力スクリーンが円滑に動作するように点検清掃を行い、スムーズに雨水渠のごみを取り除けるようにすること。
- ・ 伏越し箇所（15箇所）の清掃・点検（3年に1回）・調査及び市街地の布設年度の古い路線の清掃（12ブロック（年に1ブロック清掃））の清掃実施箇所及び条件は、業務期間を通して添付資料 1 1 に準拠し、原則として 1 年あたり 1, 500 万円（税込）以下とする。なお、事前に清掃・点検・調査内容と、金額を市に提出し、確認を得るものとする。

2.5.5 修繕業務

- ・点検、清掃等により不良、破損等を確認した場合は、速やかに補修等を計画し、その機能回復の方法について市に報告すること。新技術等のより効率的な手法の適用は受託者提案による。
 - ・一部の修繕は市で実施するため、適切な連絡体制及び協力体制を構築すること。
 - ・計画修繕業務として、掘削を伴わない点検・調査業務のうち、必要と判断された修繕を実施すること。
 - ・突発修繕業務として、管渠部分補修、マンホール・管口の止水等の軽微な補修、マンホール蓋のガタツキや部品取替等の補修を実施すること。また、巡回時や住民対応時に発見した軽微な修繕（常温合材等による穴埋め補修等）及び道路陥没時の１次対応（安全措置及び原因調査）を実施すること。
 - ・修繕業務における市及び受託者の業務区分表を別紙７に示す。
 - ・修繕業務は、年次ごとに原則として次のとおりとする。
 - (a)令和１０年度は実態把握（調査）開始期であることから、修繕対応は過年度実績を基準とし、１年あたり２，０００万円（税込）以下とする。
 - (b)令和１１年度以降は、調査結果により判明する修繕対象箇所の増加を想定し、計画修繕業務は１年あたり１億５００万円（税込）以下とする。
 - (c)突発修繕業務は各年度とも１年あたり５００万円（税込）以下とする。
 - (d)令和１１年度以降の合計は、１年あたり１億１０００万円（税込）以下とする。
 - (e)上記修繕費には農業集落排水施設に係る修繕費を含むものとし、その目安額は各年度３００万円（税込）とする。
- ※修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本業務に含むものとする。
- ※事前に修繕内容及び金額を市に提出し、確認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2.5.6 事故対応・住民対応業務

- ・受託者は次の（１）～（５）を実施すること。事故対応・住民対応業務のフロー図は別紙８に示す。
- （１）通報受付
- ・住民からの通報については、平日昼間を除き、受託者が一元的に受け付けるものとする。

- ・平日昼間においては、市が通報受付を行い、緊急性又は現場対応が必要と判断した場合は、受託者へ速やかに引き継ぐものとする。

(2) 市への情報共有

- ・通報を受けた場合は、速やかに記録整理を行い、市へ情報共有を行うこと。
- ・市と受託者間で迅速な連絡が可能となる連絡体制を構築し、必要に応じて改善を行うこと。

(3) 現場調査

- ・現場対応者は、通報受付後、速やかに現場確認を行い、原因調査を調査すること。
なお、到達時間は地理条件・気象条件等を踏まえ、概ね1時間以内を基本とする。
- ・原因の調査に先立ち、必要に応じて現場周辺の安全措置を講じること。
- ・常温合材等による穴埋め補修等で対応可能な軽微な不具合である場合は、修繕を実施すること。
- ・管きよ閉塞の場合は、公共枿蓋を開け、詰まりの箇所を特定すること。
 - －公共枿より上流側の排水設備が閉塞している場合は、所有者管理となる旨を説明し、所有者へ対応を促すこと。
 - －公共枿より下流側の閉塞の場合は、閉塞除去を実施すること。
- ・道路陥没等、施設本体の破損が疑われる場合は、市が修繕を実施するため、速やかに現場状況を市に報告すること。

(4) 閉塞除去

- ・高圧洗浄車等を用いた緊急的な詰まり処理及び復旧作業を実施すること。

(5) 対応報告

- ・業務終了後は、内容、時間等を市及び住民へ速やかに報告すること。
- ・月間業務報告書にて、件数、内容及び対応時間等を整理し、市に報告すること。

別紙 1 処理施設に係る環境管理業務の水質測定項目及び臭気点検項目

1 湯口浄化センター

・水質測定項目及び臭気点検項目は以下のとおりとする。

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流 入	1 系～3 系 OD槽	1 系～3 系 沈殿槽	No. 1 ～No. 2 放 流	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	○	○	○	○	2 回／週程度
D O		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		○			2 回／週程度
◎汚泥処理施設					
採取箇所 項 目	脱水汚泥				備 考
含 水 率	◎				

凡例：◎日常行う ○適宜行う

2 百沢浄化センター

・水質測定項目及び臭気点検項目は以下のとおりとする。

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流入（ポン プ井）	OD槽	最終沈殿池	放 流	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	◎	◎	◎	◎	
D O		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		◎			
◎汚泥処理施設					
採取箇所 項 目	脱水汚泥				備 考
含 水 率	◎				

凡例：◎日常行う ○適宜行う

3 常盤野浄化センター

・水質測定項目及び臭気点検項目は以下のとおりとする。

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流入（原水 ポンプ槽）	A系・B 系接触曝 気槽	A系・B 系沈殿槽	A系・B系 放流（消毒 槽）	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	◎	◎	◎	◎	
D O		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		◎			
残留塩素濃度				◎	
◎汚泥処理施設					
採取箇所 項 目	脱水汚泥				備 考
含 水 率	○				

凡例：◎日常行う ○適宜行う

別紙２ 処理施設に係る環境管理業務の分析項目、実施時期及び回数

1 弘前市下水処理場

- ・分析項目、実施時期及び回数は以下のとおりとする。
- ・測定時期は市との協議のうえ、決定するものとする。
- ・受託者は次の法定基準を順守することとする。

(a)水質汚濁防止法第三条関係〔排水基準を定める省令 別表第二〕

(b)ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第一条の二〔別表第二 水質排出基準〕（参考基準）

試験項目	対象施設 及び試料名	弘前市下水処理場	計
		放流水	
No	試験項目	年間試験回数	
1	水素イオン濃度	4	4
2	生物化学的酸素要求量	4	4
3	浮遊物質	4	4
4	大腸菌数（平板培養法）	4	4
5	ダイオキシン類	1	1

2 浄化センター（水質）

- ・分析項目、実施時期及び回数は以下のとおりとする。
- ・各施設において、流入水は５月と１１月の１回目に実施すること。また、放流水はNo.1～No.11の試験項目は毎月２回、No.12～No.44の試験項目は５月と１１月の１回目に実施すること。
- ・受託者は次の法定基準を順守することとする。

(a)下水道法施行令第六条第一項〔放流水の水質の技術上の基準〕

(b)水質汚濁防止法第三条関係〔排水基準を定める省令 別表第一、別表第二〕

試験項目		対象施設 及び試料名		湯口浄化センター		百沢浄化センター		常盤野浄化センター		計
				流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	
No.	試験項目	年間試験回数								
1	アンモニア性窒素	2	24	2	24	2	24	2	24	78
2	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	2	24	2	24	2	24	2	24	78
3	水素イオン濃度	2	24	2	24	2	24	2	24	78
4	生物化学的酸素要求量	2	24	2	24	2	24	2	24	78
5	化学的酸素要求量	2	24	2	24	2	24	2	24	78
6	浮遊物質	2	24	2	24	2	24	2	24	78
7	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	2	24	2	24	2	24	2	24	78
8	n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	2	24	2	24	2	24	2	24	78
9	大腸菌数（平板培養法）	2	24	2	24	2	24	2	24	78
10	窒素含有量	2	24	2	24	2	24	2	24	78
11	リン含有量	2	24	2	24	2	24	2	24	78
12	カドミウム及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
13	シアン化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
14	有機リン化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
15	鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
16	六価クロム化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
17	砒素及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
18	水銀及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
19	アルキル水銀	2	2	2	2	2	2	2	2	12
20	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	2	2	2	2	2	2	2	2	12
21	トリクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
22	テトラクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
23	ジクロロメタン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
24	四塩化炭素	2	2	2	2	2	2	2	2	12
25	1,2-ジクロロエタン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
26	1,1-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
27	シス-1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
28	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
29	1,1,2-トリクロロエタン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
30	1,3-ジクロロプロペン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
31	チウラム	2	2	2	2	2	2	2	2	12
32	シマジン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
33	チオベンカルブ	2	2	2	2	2	2	2	2	12
34	ベンゼン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
35	セレン及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
36	ホウ素及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
37	フッ素及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
38	1,4-ジオキサン	2	2	2	2	2	2	2	2	12
39	フェノール類	2	2	2	2	2	2	2	2	12
40	銅及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
41	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12
42	鉄及びその化合物（溶解性）	2	2	2	2	2	2	2	2	12
43	マンガン及びその化合物（溶解性）	2	2	2	2	2	2	2	2	12
44	クロム及びその化合物	2	2	2	2	2	2	2	2	12

3 浄化センター（汚泥）

- ・分析項目、実施時期及び回数は以下のとおりとする。
- ・各施設において、8月に実施すること。
- ・受託者は次の法定基準を順守することとする。

(a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条関係

[金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令 別表第一]

試験項目		対象施設 及び試料名	湯口浄化センター	百沢浄化センター	計
			脱水汚泥	脱水汚泥	
試験内容	No.	試験項目	年間試験回数		
溶出試験	1	アルキル水銀	1	1	2
	2	水銀又はその化合物	1	1	2
	3	カドミウム及びその化合物	1	1	2
	4	鉛及びその化合物	1	1	2
	5	有機リン化合物	1	1	2
	6	六価クロム化合物	1	1	2
	7	砒素及びその化合物	1	1	2
	8	シアン化合物	1	1	2
	9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	1	1	2
	10	トリクロロエチレン	1	1	2
	11	テトラクロロエチレン	1	1	2
	12	ジクロロメタン	1	1	2
	13	四塩化炭素	1	1	2
	14	1,2-ジクロロエタン	1	1	2
	15	1,1-ジクロロエチレン	1	1	2
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	2
	17	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	2
	18	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	2
	19	1,3-ジクロロプロペン	1	1	2
	20	チウラム	1	1	2
	21	シマジン	1	1	2
	22	チオベンカルブ	1	1	2
	23	ベンゼン	1	1	2
	24	セレン及びその化合物	1	1	2
	25	1,4-ジオキサン	1	1	2
含有試験	26	含水率	1	1	2
	27	強熱減量	1	1	2
	28	ダイオキシン類	1	1	2

別紙3 処理施設に係る環境管理業務の採水用データシート

採水用データシート

採取場所				
採取年月日		令和 年 月 日		
天 候		当日	前日	前々日
採集者名				
共通項目	資 料 名	流入水	放流水	脱水汚泥
	採取地点			
	採取時刻	:	:	:
	流量 (m ³ /h)			
	気 温 (°C)			
水質項目	水 温 (°C)			
	透視度 (c m)			
	外観・色相			
	臭 気			
汚泥項目	泥温 (°C)			
	泥 臭			
	色 相			
	外観 (砂泥等)			
備 考				

別紙 4 処理施設に係る保守点検業務の過年度までの委託仕様書

- ・添付資料 1 「令和 7 年度 弘前市下水処理場外運転管理業務 特記仕様書」を参照すること。

別紙5 処理施設に係る保守点検業務における消防用設備点検、自家用電気工作物保安管理、その他法令で定められている点検、設備メーカーによる点検などの過年度までの委託仕様書

- ・添付資料2「令和7年度 弘前市下水処理場外消防用設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料3「令和5年度 弘前市下水処理場外受変電発電設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料4「令和5年度 弘前市下水処理場放送設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料5「令和5年度 弘前市下水処理場外自家用電気工作物保安管理業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料6「令和6年度 弘前市下水処理場監視制御設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料7「令和6年度 弘前市下水処理場重油地下タンク定期点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料8「令和5年度 弘前市下水処理場地下タンク点検清掃及び廃油運搬業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料9「令和6年度 弘前市下水処理場計測設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。
- ・添付資料10「令和6年度 中継ポンプ場監視制御設備点検業務 特記仕様書」を参照すること。

別紙6 準備機材

機材名	用途	業務事務所等への常備
高圧洗浄車	管路清掃業務、管路点検・調査業務に使用	必要
吸引車	管路清掃業務、管路点検・調査業務に使用	必要
本管用TVカメラ	管路点検・調査業務に使用	必要
管口カメラ	管路点検・調査業務に使用	必要
取付管用TVカメラ	住民対応業務等に使用	必要
小型高圧洗浄機等 清掃機器一式	住民対応業務等に使用	必要
作業車両	各種業務に使用	必要
酸素濃度等測定器	下水道施設の内部作業に使用	必要
発電機・送風機	下水道施設の内部作業に使用	必要
発電機・水中ポンプ	住民対応業務等に使用	必要

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要なとなる備品等を含む。

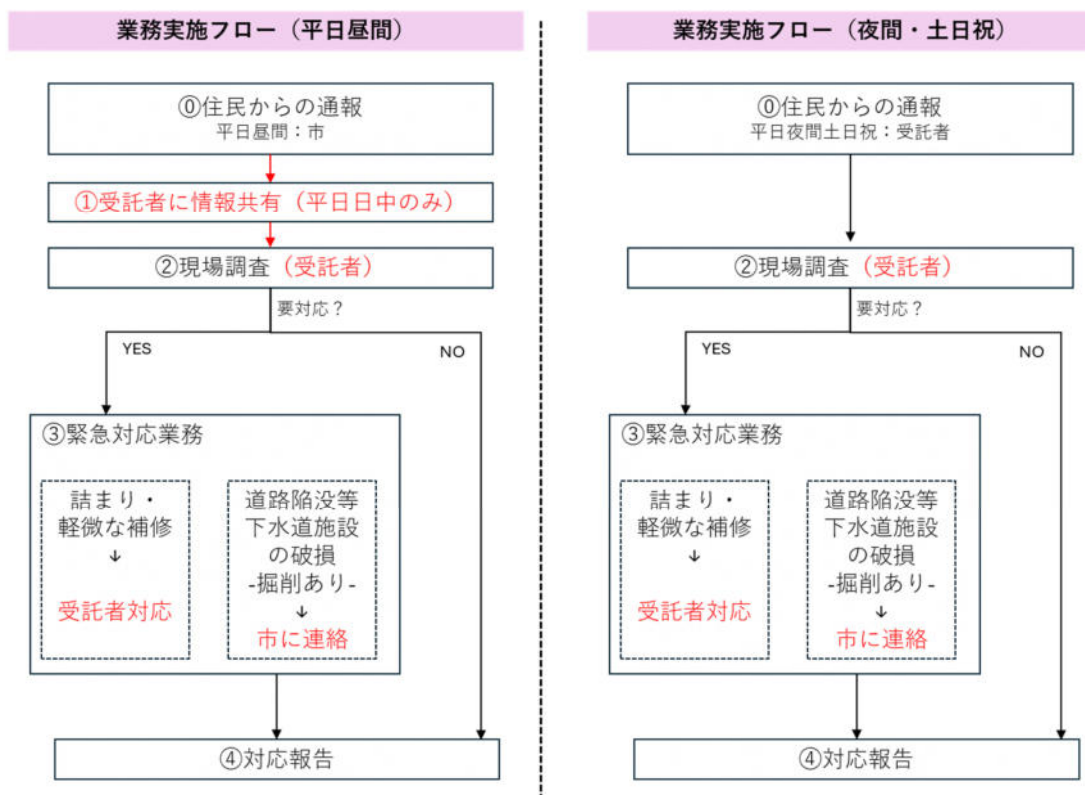
※迅速に対応できるよう受託者の事業所への常備も可とする。

別紙 7 管路施設に係る修繕業務における市及び受託者の業務区分表

修繕の種類	対象施設	対象業務	本業務の対象の可否
① 計画修繕 (予防保全型)	・ 管渠本体 ・ マンホール本体 ・ マンホール蓋 ・ 取付管	(掘削なし) ・ 点検・調査業務において、必要と判断された修繕	対象
		(掘削あり) ・ 点検・調査業務において、必要と判断された修繕	対象外
		・ 計画的な管渠本体・マンホール本体の更生とマンホール蓋の取替	対象外
② 突発修繕 (事後保全型)	・ 管渠本体 ・ マンホール本体 ・ マンホール蓋 ・ 取付管 ・ 枳	(掘削なし) ・ 管渠部分補修 ・ マンホール・管口の止水等の軽微な補修 ・ マンホール蓋のガタツキや部品取替等の補修	対象
		(掘削なし) ・ 軽微な修繕（常温合材等による穴埋め等）で巡回時や住民対応時に発見したもの。 ・ 道路陥没 1 次対応（安全措置＋原因調査）	対象
		(掘削あり) ・ 掘削を伴う修繕 ・ 道路陥没本復旧	対象外

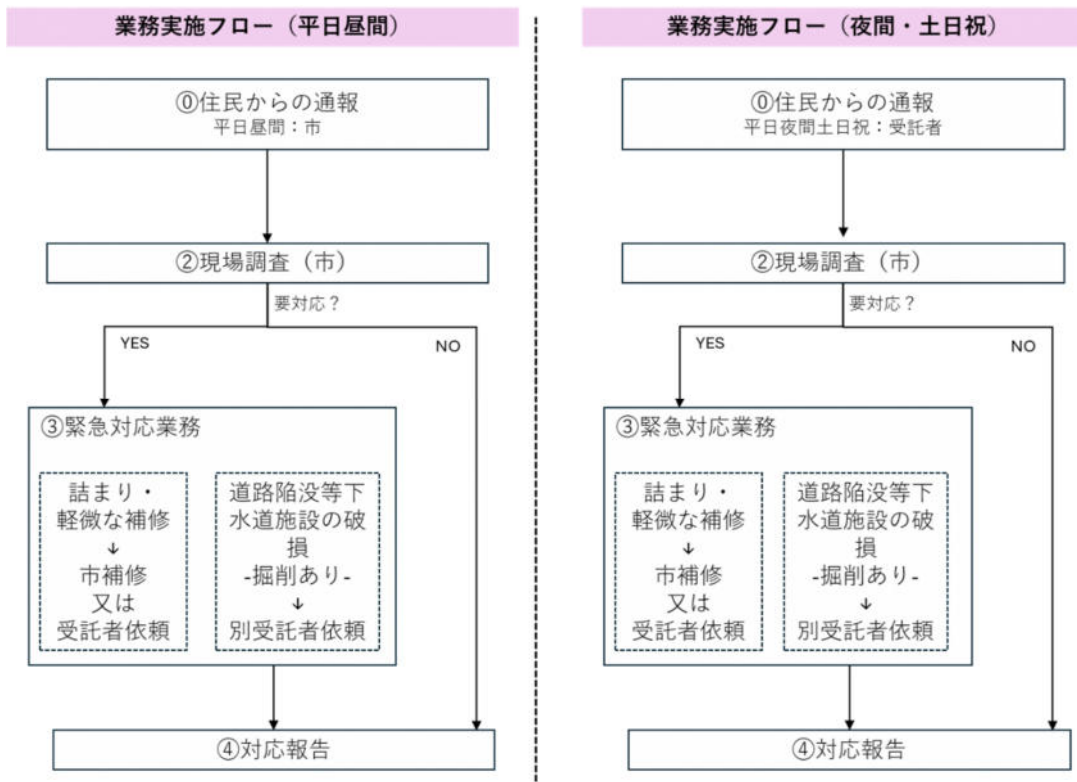
別紙8 管路施設に係る事故対応・住民対応業務のフロー図

住民対応業務のフロー（WPPP導入後）



※赤字：現行からの変更箇所

<参考>



令和7年度

令和7年度 弘前市下水処理場外運転管理業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

§ 1. 一般事項

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、弘前市上下水道部（以下「発注者」という。）が発注する弘前市下水処理場ほか運転管理業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、業務の内容ほかを定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 本業務の委託範囲は、「§ 2. 特記事項」に掲げる施設（以下「処理場等」という。）とする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は次に掲げる事項を除き、処理場等の緊急時・故障時の対応等を含めた維持管理と運転等に必要となる全ての作業とする。

- (1) 沈砂しよ運搬処分業務
- (2) 場内植栽管理業務（簡易なものを除く。）
- (3) 場内除雪業務（簡易なものを除く。）
- (4) 対外折衝（必要に応じた来場者等の対応は除く。）
- (5) 脱水汚泥運搬処分業務

(処理場等の維持管理)

第4条 前条における処理場等の維持管理とは、「弘前市公共下水道の構造の基準及び維持管理に関する条例 第7条」の定めによるものとする。

(処理場等の運転)

第5条 処理場等の運転は、発注者が定める別紙「弘前市下水処理場管理要項」、「浄化センター管理要項」、「中継ポンプ場管理要項」等に準拠しなければならない。

(業務の履行)

第6条 受注者は、本業務を十分達成できるよう、本仕様書のほか、契約書、その他関係書類（以下「関係書類等」という。）及び発注者が指定する職員（以下「担当職員」という。）の指示に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

- 2 本業務の従事者は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係のあるものとする。
- 3 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。また、一部であっても発注者の承認を得ず他人に請け負わせてはならない。
- 4 従事者は、次に掲げる各業務毎の配置を原則とする。ただし、各業務の遂行に支障がなく、人的融通により業務の効率化が図れる等の場合には、各業務を併任することができる。
 - (1) 弘前市下水処理場運転管理業務
 - (2) 浄化センター運転管理業務
 - (3) 中継ポンプ場運転管理業務
- 5 本業務の履行期間は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務の履行にあたって、下水道法及び労働関係法令等の遵守はもとより、運転管理業務の履行に必要な関係諸法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守しなければならない。

(業務従事時間)

第8条 第3条に掲げる作業は、委託期間中、次表（第1項）に掲げる業務体制を基準として行うものとする。

業 務 内 容	業 務 従 事 時 間	業 務 量	
1. 弘前市下水処理場運転管理業務		延べ 6,916人/委託期間 相当	延べ 6,925人/委託期間 相当
運転操作・保守点検業務	(通常勤務) 午前 8 時30分から 午後 5 時00分まで		
運転操作・監視業務 ※	(通常勤務) 午前 8 時30分から 午後 5 時00分まで		
	(夜間勤務) 午後 4 時30分から 翌日午前 9 時00分まで		
その他の業務	(通常勤務) 午前 8 時30分から 午後 5 時00分まで		
2. 浄化センター運転管理業務			
運転操作・保守点検業務	(通常勤務) 午前 8 時30分から 午後 5 時00分まで		
水質試験業務	(土曜日、日曜日等を除く)		
その他の業務			
3. 中継ポンプ場運転管理業務			
運転操作・保守点検業務 ・城西中継ポンプ場 ・桜ヶ丘中継ポンプ場 ・城東中継ポンプ場 ・堀越中継ポンプ場	(通常勤務) 毎週 1 回の巡回		
4. 故障対応作業等業務		延べ 9人/委託期間 相当	
故障対応作業等業務	(夜間・休日勤務) 災害時及び施設の重大事故発生等の緊急事態発生時		
5. 緑地除草業務			各所 2回/年
平面地の機械除草業務 ・城西中継ポンプ場 ・桜ヶ丘中継ポンプ場 ・城東中継ポンプ場 ・堀越中継ポンプ場 ・湯口浄化センター ・百沢浄化センター ・常盤野浄化センター	(通常勤務) 中継ポンプ場巡回時及び浄化センター点検時		

※中継ポンプ場運転操作・監視業務も含む。

2 前項に係わらず、受注者が作業に必要と認めた場合には、この時間を超えて作業を行わなければならない。

3 業務従事者は、業務従事期間中は、業務の従事に専念しなければならない。

(追加業務)

第9条 発注者の指示による前条第1項1～3に定める作業時間以外に行う業務は、4. 故障対応作業等業務とし、費用については、「弘前市下水処理場運転管理業務」の中に見込むため、別途の請求は行わないものとする。

(業務総括責任者等の選任)

第10条 受注者は、第3種下水道技術検定試験（下水道管理技術認定試験「処理施設」）合格者又は下水道法施行令第15条の3の該当者の中から、本業務全体の責任者となる業務総括責任者及び次に掲げる各業務の責任者である業務副総括責任者を選任し、書面にて発注者に通知しなければならない。

- (1) 弘前市下水処理場運転管理業務
- (2) 浄化センター運転管理業務
- (3) 中継ポンプ場運転管理業務

2 受注者は、業務総括責任者及び業務副総括責任者を変更する場合は、速やかに書面にて発注者に通知しなければならない。

(業務総括責任者の職務)

第11条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本業務全体の責任者として、業務従事者の指揮、監督を行う。
- (2) 日常の業務執行状況を随時、発注者に報告するとともに、必要があれば協議を行い、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
- (3) 業務従事者を教育し、技術の向上、事故の防止、安全衛生等に努める。

(業務副総括責任者の職務)

第12条 業務副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 業務総括責任者を補佐及び代行し、各業務の現場責任者として、業務従事者の指揮、監督を行う。
- (2) 関係書類等により、業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転に努める。
- (3) 日常の業務執行状況を随時、業務総括責任者に報告するとともに、業務の適正かつ円滑な遂行を図る。
- (4) 設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努める。

(有資格者)

第13条 本業務の履行に必要な資格者については、「§ 2. 特記事項」の定めによるものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第14条 受注者は、台風、重大事故等の緊急事態発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

- 2 受注者は、緊急事態が発生した場合には、予め定めた非常配備計画に従い、速やかに従事者を所定の場所に配備しなければならない。また、速やかに原因、被害状況、経過等について、発注者に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

(提出書類)

第15条 受注者は、業務に着手したときは、速やかに次の書類を1部、発注者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 組織表(現場管理、安全管理)
- (3) 業務総括責任者及び業務副総括責任者選任届
- (4) 業務従事者届出書(各従事者の有資格の記載を含む。)
- (5) 非常配備計画
- (6) 月間作業予定
- (7) その他、発注者が指定する書類

- 2 受注者は、業務の完了報告を各月毎とし、業務完了後速やかに次の書類を1部、発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 作業報告書
- (3) 出勤報告書
- (4) その他、発注者が指定する書類

- 3 受注者は、第1項に掲げる提出書類に変更が生じたときは、直ちに発注者に変更届を提出しなければならない。

(検査)

第16条 受注者は、各月毎及び業務完成時に、発注者の検査を受け、合格しなければならない。

(委託料の支払方法)

第17条 本業務の委託料は、月毎に支払うものとする。

第2章 作業要領

（作業予定等）

第18条 受注者は、各月末までに担当職員と協議の上、翌月の作業予定等を計画し、発注者に書面にて提出しなければならない。

2 受注者は、作業予定表に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

（異常時の運転）

第19条 受注者は、集中豪雨、台風等の異常時は、流入水量、停電の有無等の状況を速やかに発注者に報告するとともに、運転操作方法について担当職員と協議しなければならない。

2 流入水質の変化等による放流水の異常時は、放流水質の改善を図るため、直ちに対策を講ずるものとし、その後、担当職員と協議するものとする。

（機器の点検、整備結果）

第20条 受注者は、点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を担当職員に報告し、その対応を協議しなければならない。

（修理、造作）

第21条 受注者は、点検、整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、支給材料等を用いて修理可能なものについては、発注者の承諾を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、担当職員に報告するものとする。

2 受注者は、業務の実施に必要な軽易な造作は、担当職員と協議して実施しなければならない。

3 受注者の責により、処理場等に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告するとともに、速やかに原状復旧すること。なお、復旧に要する費用等は、受注者の負担とする。

（運転記録等）

第22条 受注者は、業務日誌、機器点検表等に所要事項を記入し、発注者に運転状況等を定期的に報告しなければならない。

（安全、衛生の確保）

第23条 受注者は、処理場等には、多くの機械、電気設備等が設置され又酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所が多いため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意しなければならない。

2 受注者は、下水中には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生には十分留意しなければならない。

3 受注者は、業務の履行にあたって、安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に連絡しなければならない。

（火災、盗難の防止等）

第24条 受注者は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努める他、現場における薬品、設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。万一、発生した場合は、発注者に連絡するとともに、速やかに措置を講じなければならない。なお、受注者の責により損害が生じた場合については、受注者の負担とする。

（清掃、整頓）

第25条 受注者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理、整頓し、清潔に努めなければならない。

第3章 その他

（施設等の使用）

第26条 職務遂行に必要な事務室、控室、浴室、給湯室、トイレ等（以下「施設等」という。）は、委託期間中、無償で貸与する。

- 2 施設等を使用期間中、受注者の責任で汚損等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復しなければならない。

（経費の負担等）

第27条 業務上必要とする経費等については、「§ 2. 特記事項」の定めによるものとする。

（完成図書、工具等）

第28条 業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具等は発注者が無償で貸与する。

- 2 点検整備、軽易な修理に使用する工具類については、受注者の負担とする。
- 3 水質試験の実施にあたり必要な分析機器、ガラス器具、分析結果書等については、発注者が無償で貸与する。
- 4 貸与品を損傷又は紛失した場合には、受注者がこれを弁済する。

（事務用品等）

第29条 業務処理に必要な事務器具、事務用品、報告記録用紙、掃除用具等は、受注者の負担とする。

- 2 被服、軍手、ヘルメット、安全靴、マスク等の安全管理器具類は、受注者の負担とする。ただし、特殊な器具については、発注者が用意するものとする。

（従事者の服装等）

第30条 受注者は、従事者に清潔で安全な服装をさせ、受注者の従業員であることを明示する社章等を着用させる。

（従事者の措置）

第31条 受注者は、本業務従事者で履行上、著しく不適格と認められる者があった場合には、発注者との協議により、業務に支障のない範囲で、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第32条 本業務の履行に伴い知り得た情報、その他資料等は、発注者の許可なくして外部に漏らしてはならない。

（引き継ぎ）

第33条 受注者は、契約の期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、適正な運転管理を維持、継続させるために、速やかに業務に関する一切を発注者又は発注者が指定する者に対して、引き継ぎしなければならない。なお、引き継ぎに要する経費は、受注者の負担とする。

（雑則）

第34条 受注者は、本仕様書等に明記されていない事項であっても、処理場等の運転管理上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 受注者は、運転等に係る資料の提出を発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

（環境配慮に係る取組みへの協力要請）

第35条 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願いであり、取組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

(暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務)

第36条 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義等)

第37条 本仕様書等に疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

(情報セキュリティポリシー)

第38条 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

§ 2－1．特記事項（弘前市下水処理場運転管理業務）

（業務範囲）

第1条 本業務の委託範囲は、次に掲げる施設とする。

（1）弘前市下水処理場（放流ポンプ場を含む。）・・・弘前市大字津賀野字浅田269－3

（業務内容）

第2条 受注者の行う主な業務は、別紙「弘前市下水処理場管理要項」、「弘前市下水処理場主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」に準拠するほか、次のとおりとする。なお、法定検査（電気設備保安検査、クレーン検査、消防法関係点検（消火器、火災報知設備、消火設備）、重油タンク開放検査等）等の特別な資格、専門技術を必要とする検査点検については、業務の範囲外とする。

（1）運転操作・保守点検業務（昼間）

1）日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

2）定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

3）臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

4）定期自主点検

法の定めに従い、処理場等で自ら行う点検及び記録の作業。

5）簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術又は外部（専門メーカー等）からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

6）点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃等の作業。

7）中央操作室等における監視、操作、記録等の作業。

8）現場（現場操作盤等）における操作等の作業。

9）管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業。

10）中央操作室内等の整理、清掃等の作業。

11）簡易な水質測定（採水・分析）作業。

（2）運転操作・監視業務（夜間）

1）中央操作室等における監視、操作、記録等の作業。（監視人員2名以上で、夜間の運転操作・監視）

2）管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業。

3）場内の巡視点検。

（3）その他の業務（昼間）

1）場内の清掃等の作業。

2）場内整備に係わる材料等の整理、整頓等の作業。

2 前項の各業務のうち、目視、触感、確認、測定、調整、点検清掃及び記録の作業内容については、次のとおりである。

（1）目視点検

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、錆、臭気及び音により正常か否かを判断する作業。

例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、ボルトのゆるみ等

（2）触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例：振動、グランドパッキン部の過熱等

- (3) 確認作業
各機器の圧力、温度、流量、電流等の計器の指示値を読み、正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。
例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等
 - (4) 測定作業
各機器の摩耗状態及び動作が、正常か否か測定計器を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点異なる。
例：絶縁抵抗測定等
 - (5) 調整作業
機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。
例：チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等
 - (6) 点検清掃作業
機器の点検清掃及び消耗品交換作業。
例：グランドパッキン、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物の除去等
ただし、性能に係わる分解作業は、専門メーカー等で行う。
例：ポンプ、回転機器等
 - (7) 記録作業
点検結果を所定の用紙に記録する作業。
- 3 第1項に掲げる業務以外で、担当職員の指示によるもの。

(業務の主要設備)

第3条 業務対象となる主要設備機器等は、次のとおりである。なお、詳細については、別紙「弘前市下水処理場主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」による。

- (1) 弘前市下水処理場
 - 1) 沈砂池設備・・・沈砂池流入ゲート、除塵機械設備、除砂機械設備、しよ処理設備等
 - 2) 主ポンプ設備・・・主ポンプ、主ポンプ電動機、注水ポンプ等
 - 3) 雨水沈殿池設備・・・汚泥掻寄機、分配可動堰、フラッシュゲート等
 - 4) 消毒設備・・・次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ、次亜塩素酸ソーダ貯槽等
 - 5) 脱臭設備・・・活性炭吸着塔、脱臭ファン等
 - 6) 空気調和設備・・・空気調和機、油タンク等
 - 7) 換気設備・・・送風機、換気扇、ダンパー等
 - 8) その他の設備・・・重油貯蔵施設、床排水ポンプ、井水ポンプ等
 - 9) 放流ポンプ場・・・放流ポンプ、排水扉門ゲート等
 - 10) 電気設備・・・高圧盤、低圧盤、自家発設備、現場操作盤、インバーター等
 - 11) 中央監視、操作・・・監視制御装置、帳票装置、計装設備等

(有資格者)

第4条 受注者は、本業務履行にあたり、次の有資格者を配置しなければならない。

- (1) 第3種下水道技術検定試験又は下水道管理技術認定試験「処理施設」の合格者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者
- (3) 危険物取扱者乙種第4類
- (4) その他必要とする法定資格者

(負担経費等)

第5条 業務上必要とする次の経費等については、発注者が負担する。ただし、その使用にあたっては、節約に努めるほか、担当職員の指示に従うものとする。

- (1) 薬品類（滅菌、脱臭、水質測定用薬液等）
- (2) 燃料費（非常用自家発用等）
- (3) 光熱水費（電気、ガス、水道等）
- (4) 通信費
- (5) 潤滑油脂類（補充用オイル、グリス等）

- (6) 記録用紙類（計装用記録用紙等）
- (7) 小修理等に係わる交換部品等
- (8) その他、発注者が負担することが適当と認められるもの。

（休日等の対応）

第6条 受注者は、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間において、異常を発見した場合は、速やかに担当職員に報告し、協議の上、措置をすること。ただし、軽微な異常については、この限りではない。

2 受注者は、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間において、処理場等に来場者があった場合は、適切な対応を行うとともに、速やかに担当職員に報告すること。

3 受注者は、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間において、市民からの苦情等の問い合わせがあった場合は、必要に応じて適切な対応を行うとともに、内容等について書面に記載し、速やかに担当職員に報告すること。

（下水処理場統合による施設の運用）

第7条 下水処理場施設統合により、弘前市下水処理場で受け入れていた汚水を岩木川流域下水道にて処理し、弘前市下水処理場は雨水等の影響で流入量が増加した場合の雨水施設として運用する。

（下水処理場改築事業との連携）

第8条 改築工事等により、業務を遂行するにあたり、支障がないよう、発注者と連絡を密に取り、施設の安定的な運転ができるよう努める。

§ 2－2．特記事項（浄化センター運転管理業務）

（業務範囲）

第1条 本業務の委託範囲は、次に掲げる施設とする。

- （1）湯口浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字湯口字二ノ安田 2
- （2）百沢浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字百沢字温湯 1 8－9
- （3）常盤野浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字常盤野字湯段范 1－8 7

（業務内容）

第2条 受注者の行う主な業務は、別紙「浄化センター管理要項」、「浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」に準拠するほか、次のとおりとする。なお、法定検査（電気設備保安検査、クレーン検査、消防法関係点検（消火器、火災報知設備、消化設備）等）等の特別な資格、専門技術を必要とする検査点検については、業務の範囲外とする。

（1）運転操作・保守点検業務（昼間）

1）日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

2）定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1 週、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

3）臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

4）定期自主点検

法の定めに従い、処理場等で自ら行う点検及び記録の作業。

5）簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術又は外部（専門メーカー等）からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

6）点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃等の作業。

7）電気室等における監視、操作、記録等の作業。

8）現場（現場操作盤等）における操作等の作業。

9）管理日誌等の作成、電気室等内における計器類の指示値の記録等の作業。

10）電気室内等の整理、清掃等の作業。

（2）水質試験業務（昼間）

1）水質測定（採水、分析等）作業。

2）データの整理等の作業。

（3）その他の業務（昼間）

1）場内の清掃等の作業。

2）場内整備に係わる材料等の整理、整頓等の作業。

2 前項の各業務のうち、目視、触感、確認、測定、調整、点検清掃及び記録の作業内容については、次のとおりである。

（1）目視点検

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、錆、臭気及び音により正常か否かを判断する作業。

例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、ボルトのゆるみ等

（2）触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例：振動、グランドパッキン部の過熱等

（3）確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等の計器の指示値を読み、正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等

(4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び動作が、正常か否か測定計器を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例：絶縁抵抗測定等

(5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例：チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

(6) 点検清掃作業

機器の点検清掃及び消耗品交換作業。

例：グランドパッキン、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物の除去等
ただし、性能に係わる分解作業は、専門メーカー等で行う。

例：ポンプ、回転機器等

(7) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

3 第1項に掲げる業務以外で、担当職員の指示によるもの。

(業務の主要設備)

第3条 業務対象となる主要設備機器等は、次のとおりである。なお、詳細については、別紙「浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」による。

1. 湯口浄化センター

- (1) 沈砂池設備・・・砂溜り、細目スクリーン、分水槽堰等
- (2) オキシデーションディッチ設備・・・エアレーション装置、流出可動堰等
- (3) 最終沈殿池設備・・・汚泥掻寄機、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ、汚泥破砕機等
- (4) 消毒設備・・・放流渠、固形塩素滅菌器等
- (5) 用水設備・・・用水ポンプ、砂ろ過装置等
- (6) 汚泥濃縮設備・・・余剰汚泥投入弁、汚泥引抜弁、汚泥引抜ポンプ等
- (7) 汚泥脱水設備・・・汚泥脱水機、薬品溶解タンク、ケーキホッパー等
- (8) 脱臭設備・・・活性炭吸着塔、脱臭ファン等
- (9) 換気設備・・・送風機、換気扇等
- (10) その他の設備・・・床排水ポンプ、配管、放流ゲート等
- (11) 電気設備・・・高圧盤、低圧盤、現場操作盤、インバーター、計装設備等

2. 百沢浄化センター

- (1) 沈砂池設備・・・汚水ポンプ、スクリーンユニット、しさカゴ等
- (2) オキシデーションディッチ設備・・・曝気装置、流出可動堰等
- (3) 最終沈殿池設備・・・汚泥掻寄機、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ等
- (4) 消毒設備・・・放流渠、固形塩素滅菌器等
- (5) 用水設備・・・消泡水給水装置、ストレーナ等
- (6) 汚泥脱水設備・・・汚泥脱水機、薬品貯留溶解槽、ケーキホッパー、用水ポンプ等
- (7) 脱臭設備・・・活性炭吸着塔、脱臭ファン等
- (8) 換気設備・・・送風機、換気扇等
- (9) その他の設備・・・床排水ポンプ、配管、放流流量計等
- (10) 電気設備・・・引込開閉器盤、現場操作盤、計装設備等

3. 常盤野浄化センター

- (1) 原水ポンプ槽・・・曝気型スクリーン、原水ポンプ、電磁流量計等
- (2) 流量調整槽・・・微細目・副水路用スクリーン、計量ポンプ、計量装置等
- (3) 接触曝気槽・・・接触材等
- (4) 沈殿槽・・・スカムスキマー、汚泥引抜装置等
- (5) 消毒槽・・・塩素滅菌器等
- (6) 汚泥濃縮貯留槽・・・円筒型散気装置等
- (7) ブロワ庫・・・曝気ブロワ、攪拌ブロワ、電磁弁等
- (8) 非常用ポンプ庫・・・自吸式エンジンポンプ等
- (9) その他の設備・・・各槽攪拌装置及び散気装置等
- (10) 電気設備・・・ブロワ庫内蔵制御盤（通報装置組込）、防犯灯等

（有資格者）

第4条 受注者は、本業務履行にあたり、次の有資格者を配置しなければならない。

- (1) 第3種下水道技術検定試験又は下水道管理技術認定試験「処理施設」の合格者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者
- (3) 危険物取扱者乙種第4類
- (4) その他必要とする法定資格者

（負担経費等）

第5条 業務上必要とする次の経費等については、発注者が負担する。ただし、その使用にあたっては、節約に努めるほか、担当職員の指示に従うものとする。

- (1) 薬品類（滅菌、脱水、脱臭等）
- (2) 燃料費
- (3) 光熱水費（電気、ガス、水道等）
- (4) 通信費（非常用通報装置等）
- (5) 潤滑油脂類（補充用オイル、グリス等）
- (6) 記録用紙類（計装用記録用紙等）
- (7) 小修理等に係わる交換部品等
- (8) その他、発注者が負担することが適当と認められるもの。

（巡回車両）

第6条 本業務を履行するために必要な巡回車両は、受注者が用意するものとする。

（来場者の対応等）

第7条 受注者は、処理場等に来場者があった場合は、適切な対応を行うとともに、速やかに担当職員に報告すること。

- 2 受注者は、市民からの苦情等の問い合わせがあった場合は、必要に応じて適切な対応を行うとともに、内容等について書面に記載し、速やかに担当職員に報告すること。

§ 2－3．特記事項（中継ポンプ場運転管理業務）

（業務範囲）

第1条 本業務の委託範囲は、次に掲げる施設とする。

- （1）城西中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字城西五丁目17－2
- （2）桜ヶ丘中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字桜ヶ丘五丁目6－1
- （3）城東中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字末広一丁目6－1
- （4）堀越中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字堀越字川合1－6

（業務内容）

第2条 受注者の行う主な業務は、別紙「中継ポンプ場管理要項」、「中継ポンプ場主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」に準拠するほか、次のとおりとする。なお、法定検査（電気設備保安検査、クレーン検査、消防法関係点検（消火器、火災報知設備、消火設備））等の特別な資格、専門技術を必要とする検査点検については、業務の範囲外とする。

（1）運転操作・保守点検業務（昼間）

1）日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎週行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

2）定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

3）臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

4）簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術又は外部（専門メーカー等）からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

5）点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃等の作業。

6）弘前市下水処理場中央操作室等における監視、操作、記録等の作業。

7）現場（現場操作盤等）における操作等の作業。

8）管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業。

（2）運転操作・監視業務（夜間）

1）弘前市下水処理場中央操作室等における監視、操作、記録等の作業。（監視人員2名以上で、夜間の運転操作・監視）

2）管理日誌等の作成、電気室内等における計器類の指示値の記録等の作業。

（3）その他の業務（昼間）

1）場内の清掃等の作業。

2）場内整備に係わる材料等の整理、整頓等の作業。

2 前項の各業務のうち、目視、触感、確認、測定、調整、点検清掃及び記録の作業内容については、次のとおりである。

（1）目視点検

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、錆、臭気及び音により正常か否かを判断する作業。

例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、ボルトのゆるみ等

（2）触感作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例：振動、グランドパッキン部の過熱等

（3）確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等の計器の指示値を読み、正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等

(4) 測定作業

各機器の摩耗状態及び動作が、正常か否か測定計器を使用して調べる作業。確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例：絶縁抵抗測定等

(5) 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例：チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

(6) 点検清掃作業

機器の点検清掃及び消耗品交換作業。

例：グランドパッキン、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物の除去等

ただし、性能に係わる分解作業は、専門メーカー等で行う。

例：ポンプ、回転機器等

(7) 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

3 第1項に掲げる業務以外で、担当職員の指示によるもの。

(業務の主要設備)

第3条 業務対象となる主要設備機器等は、次のとおりである。なお、詳細については、別紙「中継ポンプ場主要設備保守点検及び作業基準（機械）及び（電気）」による。

(1) 中継ポンプ場（城西・桜ヶ丘・城東・堀越）

1) 沈砂池、主ポンプ設備・・・流入ゲート、破砕機、汚水ポンプ等

2) 脱臭、換気設備・・・活性炭吸着塔、脱臭ファン、換気ファン等

3) 電気設備・・・高圧盤、低圧盤、自家発電設備、遠方監視装置、計装設備等

(有資格者)

第4条 受注者は、本業務履行にあたり、次の有資格者を配置しなければならない。

(1) 第3種下水道技術検定試験又は下水道管理技術認定試験「処理施設」の合格者

(3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第2種酸素欠乏危険作業主任者

(4) 危険物取扱者乙種第4類

(5) その他必要とする法定資格者

(負担経費等)

第5条 業務上必要とする次の経費等については、発注者が負担する。ただし、その使用にあたっては、節約に努めるほか、担当職員の指示に従うものとする。

(1) 燃料費（非常用自家発電等）

(2) 光熱水費（電気、水道等）

(3) 通信費

(4) 潤滑油脂類（補充用オイル、グリス等）

(5) 記録用紙類（計装用記録用紙等）

(6) 小修理等に係わる交換部品等

(7) その他、発注者が負担することが適当と認められるもの。

(中継ポンプ場の巡回)

第6条 本業務を履行するために必要な巡回車両は、受注者が用意するものとする。なお、巡回の頻度は、原則として週1回とする。

(休日等の対応)

第7条 受注者は、土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間において、異常を発見した場合は、速やかに担当職員に報告し、協議の上、措置をすること。ただし、軽微な異常については、この限りではない。

§ 2－4．特記事項（緑地除草業務）

（業務範囲）

第1条 本業務の委託範囲は、次に掲げる施設とする。

- （1）城西中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字城西五丁目17－2
- （2）桜ヶ丘中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字桜ヶ丘五丁目6－1
- （3）城東中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字末広一丁目6－1
- （4）堀越中継ポンプ場・・・・・・・・・・弘前市大字堀越字川合1－6
- （5）湯口浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字湯口字二ノ安田2
- （6）百沢浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字百沢字温湯18－9
- （7）常盤野浄化センター・・・・・・・・・・弘前市大字常盤野字湯段菰1－87

（業務内容）

第2条 受注者の行う主な業務は、第1条に掲げる施設の緑地の草刈りを行うものである。

（業務の実施）

第3条 業務の実施にあたっては、各中継ポンプ場巡回時及び浄化センター点検時に併せて行うものとする。

（安全管理）

第4条 作業時の安全管理及び技術指導については、受注者の責任において行うものとする。

（必要機材）

第5条 作業に必要な刈り払い機、燃料、替刃等については、発注者で準備するものとし、故障等が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者がこれを修理するものとする。
ただし、明らかに受注者の責により機材を故障させた場合は、受注者が修理等を行うものとする。

（報告書等）

第6条 受注者は、当該業務を行った場合は、「§ 1 一般事項第1章総則第15条第2項」に掲げる作業報告書に記載し、発注者へ提出しなければならない。

（損害賠償及び補償）

第7条 受注者は、履行場所に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。また、発生原因及び対処等の記載がなされた報告書を提出しなければならない。なお、明らかに受注者の責により生じた場合は、復旧に要する費用等については、受注者が負担するものとする。

弘前市下水処理場管理要項

(目的)

第1条 この要項は、弘前市下水処理場の運転管理に係る基本事項を定めるものである。

(運転操作、監視業務)

第2条 運転操作、監視業務に携わる者は、場外設備等について十分に熟知し、異常時には迅速、確実に対応すること。

(施設運転方法)

第3条 場内の運転方法は次のとおりとする。

(1) 晴天時

流入部の分水人孔ゲートから岩木川流域下水道へ污水を受け入れ、県岩木川浄化センターで高級処理を行う。

(2) 雨天時(雪解け)

流入汚水量 $25,000\text{m}^3/\text{日}$ (日最大)は流入部の分水人孔ゲートから岩木川流域下水道へ受け入れ、県岩木川浄化センターで高級処理を行う。

超過した雨水分については弘前市下水処理場の雨水沈殿池へ流入し、晴天時等の流入汚水量が $25,000\text{m}^3/\text{日}$ (日最大)へ到達しないと思われる場合に県岩木川浄化センターへ編流させる。

施設容量は以下のとおり。

1) 雨水沈殿池(旧雨水滞水地)

$8,000\text{m}^3$

2) 雨水沈殿池(旧B・C系最初沈殿池、反応タンク)

$12,900\text{m}^3$

(運転水位)

第4条 下水管渠から溢水事故を防止するため、処理場流入管渠の水位は3m以内で運転すること。

(主ポンプ等の運転)

第5条 主ポンプ等の設備は、揚水量維持及び雨水腐敗防止のため、1週間に1回、1台毎の手動運転を行い、設備の動作状況等を確認すること。

(施設の清掃)

第6条 施設の機能維持のため、定期的に各設備等の清掃を行うこと。

(予備機の運転)

第7条 予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(その他)

第8条 施設の運転にあたっては、効率的な運転管理に努めるとともに、その作業は担当職員との打ち合わせの上で行うものとする。特に、施設の契約電力は電力会社との受給契約により定められているので遵守しなければならない。

弘前市下水処理場主要設備保守点検及び作業基準（機械）

設 備 名	機 器 名	分 類	日 常 点 検 及 び 作 業	定 期 点 検 及 び 作 業
(1) 沈 砂 池 設 備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	1. 沈砂池流入ゲート室点検、清掃 (1回/月)
	ゲート設備	沈砂池流入ゲート		1. 動作確認
		沈砂池流出ゲート		2. リミットスイッチ等の確認 3. グリスの補給
	除塵機械設備	粗目スクリーン	1. スクリンかすの除去	1. 損傷、破損の確認
		細目スクリーン		
		手掻きバースクリーン		
		手掻きバースクリーン		
		自動除塵機	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動等の確認 2. スクリンかすの除去 3. 異物の除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認 2. チェーンの張り調整 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. リミットスイッチ等の動作確認 5. オイルの交換、グリスの補給
		除塵コンベヤ		1. オイルの交換、グリスの補給
	除砂機械設備	揚砂ポンプ	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動等の確認	
		揚砂機		
		抽気ポンプ	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動等の確認	1. オイルの交換、グリスの補給 2. 内部清掃
		集砂装置	1. 損傷、破損の確認	1. 損傷、破損の確認 2. 電動弁の動作確認
		集砂装置	1. 異音、振動の確認 2. 電流値の確認	1. 分離槽の清掃 2. スクリューコンベヤの清掃
(1) 沈 砂 池 設 備	しき処理設備	加圧ポンプ	1. 電流値、吐出し圧の確認 2. 異音、振動の確認	1. アキユムレータの圧力確認 2. 損傷、破損の確認 3. 水漏れの確認
		洗浄水ポンプ	1. 異音、振動の確認	1. 損傷、破損の確認 2. 水漏れの確認
		加圧水タンク	1. 液位の確認 2. 漏液の確認	1. バルブの動作確認 2. 損傷、破損の確認 3. 堆積物のドレン
		しき脱水機	1. 異音、振動の確認 2. 粗大物の確認、除去	1. 各部ボルト等のゆるみ確認 2. 排水部の詰まり確認
	鋼製コンテナ	沈砂コンテナ	1. 沈砂、しさの貯留状況確認	1. 損傷、破損の確認 2. 残渣の清掃
		しきコンテナ		
		底開き式コンテナ		

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(2) 主ポンプ 設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	1. ポンプ井のスカム除去(1回/週)
	主ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ	1. 異音、温度、圧力、水漏れ、振動等の確認 2. T Yシールの確認 3. ポンプ内のエアーク抜き	1. 単機揚水量の確認(1回/週) 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. グリスの補給 4. 軸受温度及び振動測定
	主ポンプ電動機	電動式	可変速 固定式	1. グリスの補給
	バルブ	主ポンプ吸込弁	仕切弁	1. 作動の確認
		主ポンプ吐出弁	電動式 スイング式 蝶形弁 手動式	2. グランドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給
(3) 雨水沈殿池 設備	注水ポンプ	自吸式渦流ポンプ	1. 異音、温度、圧力等の確認	1. 予備機切換え(1回/週) 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. 分解清掃
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	汚泥掻き機	チェーンフライト式	1. 異音、振動、油量等の確認	1. リミットスイッチ等の作動確認 (1回/週) 2. クラッチの入り切り確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換、グリスの補給
	制水扉	電動式	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給
(4) 消毒 設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	次亜塩素酸ソーダ 注入装置	次亜塩素酸ソーダ貯槽 注入ポンプ	1. 配管ラインのガス溜り確認 2. 液漏れの確認 3. 注入量の確認	1. 予備機切換え(1回/週) 2. 作動の確認 3. ストレーナーの清掃
	P E製槽類	次亜塩素酸ソーダ貯槽	P E立形定置式円筒型	1. 槽内部の確認
	制水扉	バイパス放流ゲート	電動式	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(5) 臭設備 脱設	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	活性炭吸着塔	上向流式（カートリッジ）	1. 臭気、漏れ、流量、差圧計等の確認	
	脱臭ファン	ターボファン	1. 異音、温度、振動、電流値等の確認	1. グリスの補給
(6) 空気調和設備 空設	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	空気調和機	パッケージ形空調機 エアコン	1. 異音、圧力、温度等の確認 2. Vベルトの確認、調整	1. フィルターの点検、清掃
	槽類	油タンク	1. 油量、漏れ等の確認	1. 防油堤内の水抜き
(7) 換気設備 換設	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	送風機	送風機 換気扇	1. 異音、圧力、温度、振動等の確認	1. 水処理上屋換気ファン予備機切換え（1回／週）
	風道	排煙機 吹出口、吸込口 ダンパー類	2. Vベルトの確認、調整 1. 異物付着状況の確認 2. 漏れ等の確認	2. グリスの補給 1. ダンパーの開閉確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認
(8) その他の設備 そ設	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	重油貯蔵施設（本体槽）		1. 貯留量、漏れ等の確認	1. 定期点検（1回／年・別途委託） （消防法第14条3の2を受けた 危険物の規則に関する政令第13 条、危険物の規制に関する規則 第62条の4 準拠）
	床排水ポンプ	水中汚水ポンプ	1. 異音等の確認 2. 排水ピットの状況確認	1. 作動の確認 2. 排水ピット内堆積物の除去
	配管		1. 漏れの確認	1. バルブ開閉（固渋）の確認、潤滑 剤の塗布
	空気源装置	コンプレッサー 空気槽付	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整 3. ドレン抜き	1. 予備機切換え（1回／週） 2. 作動の確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	ポンプ	井水ポンプ	1. 異音、温度、圧力、水漏れ、振動等の確認	1. 予備機切換え（1回／週） 2. グラウンドパッキンの確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
		片吸込渦巻ポンプ 回転数制御		

設備名	機 器 名	分 類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(9) 放 流 ポ ン プ 場	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	放流ポンプ（ディーゼルエンジン）	立軸渦巻斜流ポンプ	1. 損傷、破損の確認	
	制水扉	制水扉	1. 開度の確認	1. 動作確認 2. リミットスイッチ等の動作確認 3. グリスの補給

弘前市下水処理場主要設備保守点検及び作業基準（電気）

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 受変電・動力設備	受変電設備	高圧盤	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認	
		低圧盤		
		変圧器盤		
		コントローラセンタ		
	負荷設備	V V V F 装置	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認 4. 燃料、冷却水、バッテリー液の残量確認 5. ドレン抜き 6. V ベルトの確認、調整	1. 試運転（2回／月） 2. 予備機切換え（2回／月） 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
		補助継電器盤		
		動力制御盤		
		現場操作盤		
		ディーゼル（600PS） ディーゼル（450PS）		
		（500kVA） （375kVA）		
(2) 自家発電設備	機関		1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動、漏れ等の確認 4. 燃料、冷却水、バッテリー液の残量確認 5. ドレン抜き 6. V ベルトの確認、調整	1. 試運転（2回／月） 2. 予備機切換え（2回／月） 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	発電機			
	燃料小出槽			
	燃料ポンプ			
	コンプレッサ			
	始動用空気槽			
	減圧水槽			
	冷却水槽			
	冷却水ポンプ			
	ラジエーター			
	熱交換器			
	潤滑油冷却器			
	温度調節弁			
	給水装置	ボールドアップ等		
	始動用バッテリー			
	配電盤類	発電機盤		
		自動始動盤		
		同期盤		
		補機盤		
(3) 電線路設備	電線路		1. 外観の確認	1. ハンドホール内の点検、清掃
	ケーブルラック			

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(4) 制御・計装用電源設備	蓄電池	バッテリー 蓄電池盤	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動、漏液等の確認	
	直流電源装置	整流器		
		充電器		
		インバーター		
		電源分電盤		
(5) 計装設備 (共通)	無停電電源装置	切換装置	1. 外観の確認 2. 設定、指示、記録、積算等の確認	1. 零点の調整
		汎用ミニUPS		
		指示計		
		記録計		
		積算計		
	指示計器類	調節計		
		ループコントローラー		
		演算器		
		警報設定器		
		手動設定器		
	共通機器類	電源装置		
		ディストリビューター		
		信号変換器		
		避雷器		
		計装盤		
計装設備 (沈砂池)	流入渠水位		1. 外観の確認	
	流入ゲート開度		2. 指示状況の確認	
計装設備 (主ポンプ)	主ポンプ揚水量		1. 外観の確認	1. 零点の調整
	主ポンプ井水位		2. 指示状況の確認	
	主ポンプ吐出弁開度		3. ドレン抜き	
計装設備 (雨水沈殿池)	初沈流入流量		1. 外観の確認	1. 指示状況の確認
	初沈流入制水扉開度		2. 指示状況の確認	
	初沈汚泥引抜流量			
	分水可動堰開度			
	滯水池水位			

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
計装設備 (消毒)	放流流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整 2. 残塩計、SS計校正(零、スパン)、 検出部の清掃
	放流バイパスゲート開度			
	残留塩素濃度			
	次亜塩注入量			
	次亜塩注入圧力			
計装設備 (気象観測)	風向		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 雨量計の清掃
	風速			
	気圧			
	気温			
	雨量			
計装設備 (放流ポンプ場・その他) (6) 監視制御設備	バイパスゲート開度		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
	井水流量			
	監視制御装置		1. 外観の確認 2. 設定、指示、記録、積算等の確認	1. 冷却ファン、フィルターの状態 確認
	監視盤			
	操作卓			
	変換器盤			
	補助継電器盤			
	コントローラ			
	帳票装置			
	データ収集装置			
	入出力装置			
(7) 附帯設備	照明設備		1. 外観の確認 2. 照明効果、異音、異臭、過熱、 振動等の確認	
	動力設備			
	自動火災報知機			
	電話設備			
	拡声器設備			
	避雷針設備			
	街灯設備			

浄化センター管理要項

(目的)

第1条 この要項は、浄化センターの運転管理に係る基本事項を定めるものである。

(運転操作、監視業務)

第2条 運転操作、保守点検業務に携わる者は、水処理設備、汚泥処理設備について十分に熟知し、異常時には迅速、確実に対応すること。

(運転管理)

第3条 下水管渠等から溢水事故を防止するため、適正な運転管理に努めること。

(施設の清掃)

第4条 施設の機能維持のため、定期的に各設備等の清掃を行うこと。

(予備機の運転)

第5条 予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(放流水質基準の遵守)

第6条 施設からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法及びそれらの関係法令が定める水質基準を遵守しなければならない。BOD、COD、透視度については、次の値を放流目標とする。

- (1) BOD 15mg/ℓ以内
- (2) COD 20mg/ℓ以内
- (3) 透視度 50以上

(水質測定項目)

第7条 水質測定項目は、次の表のとおりとする。

1. 湯口浄化センター

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流 入	1系～3系 OD槽	1系～3系 沈殿槽	No.1～No.2 放 流	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	○	○	○	○	2回/週程度
DO		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		○			2回/週程度
◎汚泥処理施設					
採取箇所 項 目	脱水汚泥				備 考
含 水 率	◎				

凡例：◎日常行う ○適宜行う

2. 百沢浄化センター

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流 入 (ポンプ井)	ＯＤ槽	最終沈殿池	放 流	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	◎	◎	◎	◎	
D O		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		◎			
◎汚泥処理施設					
採取箇所 項 目	脱水汚泥				備 考
含 水 率	◎				

凡例：◎日常行う（定期点検時（１回／週）に実施）

3. 常盤野浄化センター

◎水処理施設					
採取箇所 項 目	流 入 (原水ポンプ槽)	A系・B系 接触曝気槽	A系・B系 沈殿槽	A系・B系 放流（消毒槽）	備 考
水 温	◎	◎	◎	◎	
外 観	◎	◎	◎	◎	
透 視 度	◎		◎	◎	
臭 気	◎	◎	◎	◎	
p H	◎	◎	◎	◎	
D O		◎		◎	
S V		◎			
M L S S		◎			
残留塩素濃度				◎	

凡例：◎日常行う（定期点検時（１回／月）に実施）

（その他）

第8条 汚泥処理プロセスを熟知し、搬出する脱水汚泥の含水率低減（搬出量の低減）に努めること。

- 施設の運転にあたっては、効率的な運転管理に努めるとともに、その作業は担当職員との打ち合わせの上で行うものとする。特に、契約電力は電力会社との受給契約により定められているので遵守しなければならない。

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（機械）

1. 湯口浄化センター

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 沈砂池設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	
	除塵機械	手掻きバースクリーン	1. スクリーンかすの除去	1. 取付ボルトのゆるみ確認
	制水扉	可動堰	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. グリスの補給
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	
(2) オキシデーションディッチ設備	曝気装置	横軸型	1. 異音、振動、油量、電流値等の確認	1. チェーン・羽根等の腐食、摩耗、損傷状況の確認
		縦軸型	2. 羽根浸漬深さの確認、調整	2. リミットスイッチ等の作動確認
	消泡装置	固定式	1. 消泡状況等の確認	3. オイルの交換、グリスの補給
	制水扉	可動堰	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. グリスの補給
(3) 最終沈殿池設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	1. 終沈越流堰清掃
	汚泥掻寄機	中央駆動式	1. 異音、振動、油量、電流値等の確認	1. リミットスイッチ等の作動確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. グリスの補給
	スカムスキマー	円形池用スキマー	1. スカムの状況確認 2. スカムピット、スカムボックス等の点検、清掃	
	汚泥ポンプ	ルーツ形	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動、電流値等の確認	1. 予備機切換え
		スクリュー付無閉塞形	2. Vベルトの確認、調整	2. グランドパッキンの確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	自動弁	電動式	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給
	夾雑物除去装置	インライン型	1. 異音、振動、噛込み等の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. グリスの補給

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(4) 消毒設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	1. 放流渠清掃
	塩素混和装置	固形塩素剤接触形	1. 薬剤に残留確認 2. 溶解部のスリットの開度確認、調整	1. 固形塩素剤の補給
	用水ポンプ	水中ポンプ	1. 異音、圧力、水漏れ、振動等の確認	1. 作動の確認
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
(5) 用水設備	ろ過装置	移床式上向流連続式	1. 量のバランス調整 2. 差圧、圧力等の確認 3. 逆洗状況の確認	1. 砂量の確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認
	用水ポンプ	水中ポンプ	1. 異音、圧力、水漏れ、振動等の確認	1. 作動の確認
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	自動弁	電動式	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動確認 2. グランドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給
(6) 汚泥濃縮設備	汚泥ポンプ	一軸ネジ式	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整	1. 予備機切換え 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. オイルの交換
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	汚泥脱水機	ベルトプレス脱水機	1. 異音、振動、油量、漏れ、洗浄ノズルの詰りの確認 2. チェーン、ろ布の張り確認 3. ローラー、ろ布の回転、蛇行、損傷の確認 4. 脱水汚泥含水率、はく離の確認 5. 蛇行修正装置の作動確認	1. 取付けボルトのゆるみ確認 2. ろ布の薬品洗浄 3. グリスの補給
	薬液貯留溶解槽	薬品溶解タンク	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 高分子凝集剤溶解 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. グリスの補給
(7) 汚泥脱水設備	薬品定量供給機	定量フィーダー	1. 異音、振動、詰り等の確認	
	薬品供給機			

設備名	機	器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(7) 汚泥脱水設備	薬品ポンプ	薬品供給ポンプ	一軸ネジ式	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整	1. 予備機切換え 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. オイルの交換
	脱水汚泥搬送装置	ケーキ搬出コンベアー	コンベアー	1. 走行状態、ローラーの回転状況、異音、振動等の確認 2. ベルトの張りの確認、調整	1. 作動の確認 2. ローラーの摩耗状況確認 3. グリスの補給
	脱水汚泥ホツパー	ケーキホツパー	電動式	1. 脱水汚泥の貯留状況、全閉状況等の確認	1. リミットスイッチ等の作動確認
	空気源装置	コンプレッサー	空気槽付	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整 3. ドレン抜き	1. 作動の確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. オイルの交換
(8) 脱臭設備	用水ポンプ	除湿器	空冷式	1. 異音、温度、圧力、水漏れ、振動等の確認	1. 予備機切換え 2. グラシンドパッキンの確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	活性炭吸着塔		上向流式	1. 臭気、漏れ、流量、差圧計等の確認	
	脱臭ファン		ターボファン	1. 異音、温度、振動、電流値等の確認	1. グリスの補給
(9) 換気設備	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	送風機		送風機	1. 異音、圧力、温度、振動等の確認	1. グリスの補給
			換気扇		
			排煙機	2. Vベルトの確認、調整	
(10) その他の設備	風道		吹出口、吸込口	1. 異物付着状況の確認 2. 漏れ等の確認	1. ダンパーの開閉確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認
	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	槽類			1. 貯蔵量、漏れ等の確認	
	床排水ポンプ		水中ポンプ	1. 異音等の確認 2. 排水ピットの状況確認	1. 作動の確認 2. 排水ピット内堆積物の除去
	配管			1. 漏れの確認	1. パルプ開閉(固渋)の確認、潤滑剤の塗布

設備名	機器名		分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
	機	器			
(10) その他の設備	ゲート	放流ゲート	手動式	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. グラインドパッキンの確認 3. リミットスイッチ等の作動確認 4. グリスの補給

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（機械）

2. 百沢浄化センター

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 沈砂池設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	
	しき除去設備	しきカゴ	1. 貯留したしきの除去	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. 本体、ガイドドレールゆがみ確認
	汚水ポンプ	水中汚水ポンプ	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動、電流値等の確認	1. 作動の確認 2. 絶縁抵抗の測定 3. オイルの交換
	除塵機械	スクリーンユニット	1. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認 2. チェーンの張り調整 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. リミットスイッチ等の作動確認
(2) オキシデーションディッチ設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	
	曝気装置	エアレーション装置	1. 異音、振動、油量、電流値等の確認 2. 羽根浸漬深さの確認、調整	1. チェーン・羽根等の腐食、摩耗、損傷状況の確認 2. リミットスイッチ等の作動確認
	消泡装置	固定式	1. 消泡状況等の確認	
	制水扉	流出可動堰	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. グリスの補給
(3) 最終沈殿池設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	1. 終沈越流堰清掃
	汚泥掻寄機	中央駆動式	1. 異音、振動、油量、電流値等の確認	1. リミットスイッチ等の作動確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. グリスの補給
	スカムスキマー	円形池用スキマー	1. スカムの状況確認 2. スカムピット等の点検、清掃	
	汚泥ポンプ	返送汚泥ポンプ 余剰汚泥ポンプ	吸込スクリーン型 無閉塞型	1. 予備機切換え 2. グラインドパッキンの確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換

設備名	機 器 名	分 類	日 常 点 検 及 び 作 業	定 期 点 検 及 び 作 業
(4) 消 毒 設 備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 水質測定	1. 放流渠清掃
	塩素混和装置	固形塩素剤接触形	1. 薬剤に残留確認 2. 溶解部のスリットの開度確認、調整	1. 固形塩素剤の補給
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
(5) 用 水 備 設	ろ過装置	自動洗浄ストレーナ	1. 量のバランス調整 2. 差圧、圧力等の確認 3. 逆洗状況の確認	1. 砂量の確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. グリスの補給
	用水ポンプ	渦巻ポンプ (圧力タンク付)	1. 異音、圧力、水漏れ、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整	1. 作動の確認 2. グラントパッキンの確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
(6) 汚 泥 脱 水 設 備	汚泥脱水機	多層板型スクリーン プレス脱水機	1. 異音、振動、油量、漏れ、洗浄ノズルの詰りの確認 2. 脱水汚泥含水率の確認	1. 取付けボルトのゆるみ確認 2. グリスの補給 3. 多重板、スクリーン、シール部の損傷の確認
	除塵機械	自動スクリーン	1. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認 2. チェーンの張り調整 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. リミットスイッチ等の作動確認 5. オイルの交換、グリスの補給
	汚泥サービスタンク	攪拌機付 (汚物用水中ハイスピンポンプ)	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認 3. オイルの交換
		汚泥供給ポンプ (汚物用水中ハイスピンポンプ)		
	薬液貯留溶解槽	両性高分子凝集剤 原液装置	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 両性高分子凝集剤貯留状態確認 2. 両性高分子凝集剤溶解状態確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. グリスの補給
		両性高分子凝集剤 溶解装置		
	薬品ポンプ	ダイヤフラム式	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. オイルの交換、グリスの補給

設備名	機種	器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(6) 汚泥脱水設備	自動弁	給水弁	電動式	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. グリスの補給
		洗浄弁			
	凝集混和タンク		攪拌機付	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. グリスの補給
	薬液貯留槽	ポリ鉄原液槽	F R P 製槽類	1. 量、漏れ等の確認	
	薬品ポンプ	無機凝集剤供給ポンプ	ダイヤフラム式	1. 異音、振動、漏れ等の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. グリスの補給
	脱水汚泥ホッパー	ケーキホッパー	パワーシリンダ式	1. 脱水汚泥の貯留状況、全閉状況等の確認	1. リミットスイッチ等の作動確認 2. グリスの補給
	用水ポンプ	給水ユニット	渦巻ポンプ	1. 異音、圧力、水漏れ、振動等の確認	1. 作動の確認 2. グリスの補給 3. カップリングゴムの摩耗確認
(7) 脱臭設備	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	活性炭吸着塔		上向流式	1. 臭気、漏れ、流量、差圧計等の確認	
			多段式		
	脱臭ファン		ターボファン	1. 異音、温度、振動、電流値等の確認 2. V ベルトの確認、調整	1. グリスの補給
	脱臭切替弁		電動式	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. グリスの補給
(8) 換気設備	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	送風機		送風機	1. 異音、圧力、温度、振動等の確認	1. グリスの補給
			換気扇		
			排煙機		
	風道		吹出口、吸込口 ダンパー類	1. 異物付着状況の確認 2. 漏れ等の確認	1. ダンパーの開閉確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認
(9) その他の設備	定期作業			1. 機器廻り清掃、整理	
	床排水ポンプ		水中ポンプ	1. 異音等の確認 2. 排水ピットの状況確認	1. 作動の確認 2. 排水ピット内堆積物の除去 3. オイルの交換

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(9) その他の設備	配管		1. 漏れの確認	1. バルブ開閉(固渋)の確認、潤滑剤の塗布
	吊上機 (しさカゴ、汚水ポンプ、曝気装置、脱水機、機器搬出入用)	手動式		1. 作動の確認 2. ブレーキ、チェーン、フック等の異常、損傷の確認 3. オイルの交換、グリスの補給
	現場操作盤	現場操作盤	1. 異音、振動、温度、異臭等の確認 2. 表示器等による異常の有無確認	1. 外部、接続部の損傷、腐食、温度、変形等の確認
	散水設備（足洗い場等）		1. 漏れの確認 2. 冬期間の止水処理	

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（機械）
3. 常盤野浄化センター

設 備 名	機 器 名	分 類	日 常 点 検 及 び 作 業	定 期 点 検 及 び 作 業
(1) 原 水 ポ ン プ 槽	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. スカムの確認、清掃 3. 発泡状態の確認	1. 堆積汚泥の確認、清掃
	除塵機械	曝気型スクリーン	1. スクリンかすの除去 2. 曝気状態の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認
	原水ポンプ	水中汚水ポンプ	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動、電流値等の確認	1. 作動の確認 2. 絶縁抵抗の測定 3. オイルの交換
	水位計測機器	フロートスイッチ	1. 作動、位置の確認	
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. スカムの確認、清掃 3. 攪拌状態の確認 4. 発泡状態の確認 5. 水位の測定 6. 水質測定	1. 堆積汚泥の確認、清掃
(2) 流 量 調 整 槽	計量ポンプ	水中汚水ポンプ	1. 異音、温度、圧力、漏れ、振動、電流値等の確認	1. 作動の確認 2. 絶縁抵抗の測定 3. オイルの交換
	水位計測機器	フロートスイッチ	1. 作動、位置の確認	
	除塵機械	微細目スクリーン	1. スクリンかすの除去 2. 異音、振動、電流値等の確認	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認 2. チェーンの張り調整 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. リミットスイッチ等の作動確認 5. オイルの交換、グリスの補給 6. 絶縁抵抗の測定
	除塵機械	副水路用スクリーン	1. スクリンかすの除去	1. 取付ボルトのゆるみ確認
	計量装置	90度Vノッチ式計量装置	1. 移流状態の確認	

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(3) 接触曝気槽	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 攪拌旋回方向の確認 3. 散気装置の点検、清掃 4. 槽内浮遊物（スカム、ミジンコ浮遊汚泥等）の確認 5. 発泡状態の確認 6. 水質測定	1. 槽内の逆洗作業の実施 2. 接触材の状態確認 3. 消泡材の残量確認、補給
			1. 機器廻り清掃、整理 2. 発泡状態の確認 3. 越流堰の水平、越流確認 4. 水質測定	1. 堆積汚泥の確認、清掃
			1. 異物の確認、除去 2. 均等分配の確認	
(5) 消毒槽	汚泥引抜装置		1. 作動の確認 2. 汚泥引抜量の確認、調整	1. 接触曝気槽の逆洗作業時の回数調整
	スカムスキマー		1. スカムの確認、排出	
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 異物の確認、清掃 3. 発泡状態の確認 4. 消毒剤の残量確認 5. 水質測定	1. 消毒剤の補給
(6) 汚泥濃縮貯留槽	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 異物の確認、清掃 3. 発泡状態の確認 4. スカム厚、堆積汚泥厚の測定 5. 脱離液の色確認	1. 汚泥引抜時の散気装置での攪拌作業 2. 汚泥引抜後の清水張り

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(7) ブロワ庫	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 外部、接続部の損傷、腐食、温度、変形等の確認	
	送風機	ルーツブロワ (曝気ブロワ、攪拌ブロワ)	1. 異音、圧力、温度、振動、電流値等の確認 2. V ベルトの確認、調整	1. グリスの補給 2. 取付ボルトのゆるみ確認
	自動弁	電動弁 (エアリフト用)	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. グランドパッキンの確認 3. オイルの交換、グリスの補給
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理 2. 外部、接続部の損傷、腐食、温度、変形等の確認	
(8) 非常用ポンプ庫	非常用ポンプ	自吸式エンジンポンプ	1. 燃料の残量確認 2. 冬季間の水抜き処理	1. 作動の確認 2. 異音、温度、振動、電流値等の確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. オイルの交換
	逆止弁	フート弁	1. 開度、漏れ等の確認	1. 作動の確認 2. 内部の点検、清掃
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	配管		1. 漏れの確認	1. バルブ開閉 (固渋) の確認、潤滑剤の塗布
(9) その他の設備	散水設備		1. 漏れの確認 2. 冬季間の止水処理	

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（電気）

1. 湯口浄化センター

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 受変電・動力設備	受変電設備	高圧盤	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認	
		低圧盤		
		変圧器盤		
	負荷設備	VVVF装置		
		補助継電器盤		
(2) 電線路設備		動力制御盤		
		現場操作盤		
	電線路		1. 外観の確認	1. ハンドホール内の点検、清掃
(3) 計装設備 （共通）	ケーブルラック		1. 外観の確認 2. 設定、指示、記録、積算等の確認	1. 零点の調整
	指示計器類	指示計		
		記録計		
		積算計		
		調節計		
		演算器		
		警報設定器		
	共通機器類	手動設定器		
		電源装置		
		ディストリビューター		
		信号変換器		
		避雷器		
		計装盤		
計装設備 （沈砂池）	流入流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 （最終沈殿池）	余剰汚泥流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 （消毒）	放流流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 （汚泥濃縮）	汚泥濃縮槽液位		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 （汚泥脱水）	汚泥供給流量		1. 外観の確認	1. 零点の調整
	薬品溶解タンク液位		2. 指示状況の確認	1. 零点の調整

設 備 名	機 器 名	分 類	日 常 点 検 及 び 作 業	定 期 点 検 及 び 作 業
(4) 附 帯 設 備	照明設備		1. 外観の確認 2. 照明効果、異音、異臭、過熱、振動等の確認	
	動力設備			
	自動火災報知機			
	電話設備			
	避雷針設備			
	街灯設備			

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（電気）

2. 百沢浄化センター

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 受電・動力設備	受電設備	引込開閉器盤	1. 外観の確認	
		動力分岐盤	2. 指示計、表示灯類の確認	
	負荷設備	照明分岐盤	3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認	
		動力制御盤		
		現場操作盤		
(2) 自家発電設備	機関	ディーゼル	1. 外観の確認	1. 試運転
		発電機	2. 指示計、表示灯類の確認	2. 取付ボルトのゆるみ確認
	燃料小出槽		3. 異音、異臭、過熱、振動、漏れ等の確認	3. オイルの交換
	燃料ポンプ			
	ラジエーター		4. 燃料、冷却水、バッテリー液の残量確認	
	熱交換器		5. ドレン抜き	
	潤滑油冷却器			
	始動用バッテリー			
	配電盤類	自動制御盤		
	電線路		1. 外観の確認	1. ハンドホール内の点検、清掃
(3) 電線設備	ケーブルラック			
(4) 制御・計装用電源設備	無停電電源装置	電源分電盤	1. 外観の確認	
		切換装置	2. 指示計、表示灯類の確認	
		汎用ミニUPS	3. 異音、異臭、過熱、振動、漏液等の確認	
(5) 計装設備（共通）	指示計器類	指示計	1. 外観の確認	1. 零点の調整
		記録計	2. 設定、指示、記録、積算等の確認	
		積算計		
		演算器		
		警報設定器		
		手動設定器		
		電源装置		
		ディストリビューター		
	共通機器類	信号変換器		
		避雷器		
		計装盤		

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
計装設備 (沈砂池)	ポンプ井水位		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
	揚水流量			
計装設備 (O D 槽)	返送汚泥流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 (消毒)	放流流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
計装設備 (汚泥脱水)	供給汚泥流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
	ケーキホッパー重量			
(6) 附帯設備	照明設備		1. 外観の確認 2. 照明効果、異音、異臭、異熱、振動等の確認	
	動力設備			
	電話設備			
	街灯設備			

浄化センター主要設備保守点検及び作業基準（電気）
3. 常盤野浄化センター

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 受電・動力設備	受電設備	引込開閉器箱	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認	
	負荷設備	動力制御盤		
(2) 電線路設備	電線路		1. 外観の確認	
(3) 計装設備	指示計器類	指示計	1. 外観の確認 2. 設定、指示、記録、積算等の確認	1. 零点の調整
		記録計		
		積算計		
		演算器		
		警報設定器		
		手動設定器		
(4) 附帯設備	揚水流量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
	照明設備		1. 外観の確認 2. 照明効果、異音、異臭、過熱、振動等の確認	

中継ポンプ場管理要項

(目的)

第1条 この要項は、中継ポンプ場の運転管理に係る基本事項を定めるものである。

(運転操作、監視業務)

第2条 運転操作、監視業務に携わる者は、場外設備等について十分に熟知し、異常時には迅速、確実に対応すること。

(運転水位)

第3条 下水管渠等から溢水事故を防止するため、適正な運転管理に努めること。

(汚水ポンプの運転)

第4条 汚水ポンプの運転は、汚水ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、汚水ポンプの送水量維持のため、1週間に1回、1台毎の手動運転を行い、汚水ポンプの閉塞状況等を確認すること。

(施設の清掃)

第5条 施設の機能維持のため、定期的に各設備等の清掃を行うこと。

(予備機の運転)

第6条 予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(その他)

第7条 施設の運転にあたっては、効率的な運転管理に努めるとともに、その作業は担当職員との打ち合わせの上で行うものとする。特に、契約電力は電力会社との受給契約により定められているので遵守しなければならない。

中継ポンプ場主要設備保守点検及び作業基準（機械）

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 沈砂池設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	1. 沈砂池流入ゲート室点検、清掃 (1回/月)
	ゲート	電動式	1. 開度の確認	1. 作動の確認 2. リミットスイッチ等の作動確認 3. グリスの補給
	除塵機械	粗目スクリーン 細目スクリーン	1. スクリーンかすの除去	1. 取付ボルトのゆるみ確認
	夾雑物除去装置		1. 異音、振動、噛込み等の確認	1. 取付ボルトのゆるみ確認
(2) 主ポンプ設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	汚水ポンプ	水中ポンプ	1. 異音、温度、圧力、水漏れ、振動等の確認 2. ポンプ配管内のエア抜き	1. 単機送水量の確認(1回/週)
	汚水ポンプ吐出弁	電動式 手動式	1. 電流値、異音、温度等の確認	1. 作動の確認
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
(3) 脱臭設備	活性炭吸着塔	上向流式(カートリッジ)	1. 臭気、漏れ、流量、差圧計等の確認	
	脱臭ファン	ターボファン	1. 異音、温度、振動、電流値等の確認	1. グリスの補給
(4) 気体交換設備	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
	送風機	送風機 換気扇 排煙機	1. 異音、圧力、温度、振動等の確認 2. Vベルトの確認、調整	1. グリスの補給
	風道	吹出口、吸込口 ダンパー類	1. 異物付着状況の確認 2. 漏れ等の確認	1. ダンパーの開閉確認 2. 取付ボルトのゆるみ確認
	定期作業		1. 機器廻り清掃、整理	
(5) その他の設備	槽類		1. 貯留量、漏れ等の確認	
	配管		1. 漏れの確認	1. バルブ開閉(固渋)の確認、潤滑剤の塗布

中継ポンプ場主要設備保守点検及び作業基準（電気）

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(1) 受変電・動力設備	受変電設備	高圧盤	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動等の確認	
		低圧盤		
		変圧器盤		
	負荷設備	コントロールセンタ		
		補助継電器盤		
		動力制御盤		
(2) 自家発電設備	機関	現場操作盤		
		照明分岐盤		
	発電機	ディーゼル発電装置	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動、漏れ等の確認 4. 燃料、冷却水、バッテリー液の残量確認 5. Vベルトの確認、調整	1. 試運転(1回/月) 2. 予備機切換え(1回/月) 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. バッテリー液の補充
		冷却水ポンプ		
		給油ボックス		
		燃料小出槽		
		換気ファン		
		給気ファン		
		消音器		
(4) 制御・計装用電源設備	直流電源装置	蓄電池盤	1. 外観の確認 2. 指示計、表示灯類の確認 3. 異音、異臭、過熱、振動、漏液等の確認	
	監視盤	指示計	1. 外観の確認 2. 設定、指示、記録、積算等の確認	1. 零点の調整
		記録計		
		積算計		
	流入渠水位		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 零点の調整
		流入ゲート開度		
	汚水揚水量		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認 3. ドレン抜き	1. 零点の調整
		汚水ポンプ井水位		
		汚水ポンプ吐出弁開度		
(5) 計装設備（共通）	風向		1. 外観の確認 2. 指示状況の確認	1. 雨量計の清掃
		風速		
	気温			
		雨量		

設備名	機器名	分類	日常点検及び作業	定期点検及び作業
(6) 附設 設備	照明設備		1. 外観の確認 2. 照明効果、異音、異臭、過熱、振動等の確認	
	動力設備			
	自動火災報知機			
	通報設備			
	街灯設備			

令和 7 年度

令和7年度 弘前市下水処理場外消防用設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

弘前市下水処理場外消防用設備点検業務は、この仕様書に定めるところによる。

1 業務名称

令和7年度 弘前市下水処理場外消防用設備点検業務

2 業務概要

本業務は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、弘前市下水処理場外17施設に設置されている消防用設備等の点検を実施するものである。

3 業務期間

契約締結日翌日から令和8年2月27日まで

4 業務場所

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 弘前市下水処理場 | 弘前市大字津賀野字浅田269-3 |
| (2) 城西中継ポンプ場 | 弘前市大字城西5丁目17-2 |
| (3) 桜ヶ丘中継ポンプ場 | 弘前市大字桜ヶ丘5丁目6-1 |
| (4) 城東中継ポンプ場 | 弘前市大字末広1丁目6-1 |
| (5) 堀越中継ポンプ場 | 弘前市大字堀越字川合1-6 |
| (6) 湯口浄化センター | 弘前市大字湯口字ニノ安田2 |
| (7) 百沢浄化センター | 弘前市大字百沢字温湯18-9 |
| (8) 東目屋地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字国吉字村元94 |
| (9) 高杉地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字高杉字五反田447 |
| (10) 船沢地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字宮館字宮川135 |
| (11) 新和鬼檜地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字檜木字富岡2-1 |
| (12) 裾野新和北地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字小友字宇田野1047 |
| (13) 八幡地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字八幡字平塚68-3 |
| (14) 新岡地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字葛原字大柳21-4 |
| (15) 大久保地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字紙漉沢字地形19-4 |
| (16) 鳥井野地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字鳥井野字宮本402-2 |
| (17) 新法師地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字新法師字稔3-4 |
| (18) 一丁木地区農業集落排水処理施設 | 弘前市大字坂市字亀田67-8 |

5 点検対象消防用設備等

別紙のとおり

6 点検等内容及び方法

(1) 機器点検（6月毎、年2回）

ア 消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動。

イ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。

ウ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

(2) 総合点検（年1回）

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認すること。

(3) 消火器内部及び機能点検（年1回）

発注者の指定する蓄圧式消火器4本の内部及び機能点検を実施し、点検した消火器と消火薬剤を処分し、発注者が支給する消火器に交換するものとする。

7 消防用設備等の保守点検実施者

点検者は、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、受注者は、業務従事者の名簿及び資格を証する免状等の写しを発注者に提出するものとする。

8 点検実施時期

消防設備等	点検実施時期	
	機器点検	総合点検
消火器	1回目 5月～7月	無し
誘導灯及び誘導標識	2回目 11月～1月	
屋内消火栓設備	1回目 5月～7月	11月～1月
自動火災報知設備	2回目 11月～1月	
配線	無し	11月～1月

日程は、発注者と受注者の協議のうえ決定する。

9 消防用設備等の点検結果報告

- (1) 受注者は、点検において消防用設備等に不良が認められたときは速やかに発注者に報告するものとする。
- (2) 受注者は、弘前地区消防事務組合が定める消防用設備等点検結果報告書を、発注者に各回毎に1部提出するものとする。
- (3) 消防法施行令が定める3年に1回の消防署長への報告は、令和8年度の総合点検実施後となるが、発注者の指示により報告する場合は、点検結果報告書を2部作成し提出をもって行うものとする。

10 業務実施時の注意事項

- (1) 点検業務と維持管理作業
受注者は、点検業務の実施にあたって、施設の維持管理作業に支障のないよう十分注意しなければならない。作業内容によって、各設備の運転・停止等が必要な場合、または、監視作業等ができなくなる場合は、発注者と協議のうえ、代替処置を講じたのち実施するものとする。
- (2) 緊急時における設備の保全
本業務実施中、消防用設備等以外の施設設備に、異常や故障などの維持管理上重大な支障が生じたとき、または、その恐れがある場合は、施設設備の保全並びに維持管理業務を優先して行わなければならない。
- (3) 緊急時の指揮
本業務実施中、緊急の事態が発生した場合は、作業に関する指揮は発注者の係員がこれを行う。

11 環境配慮に係る取り組みへの協力要請

受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

12 暴力団または暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務

受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

13 受注者は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

消防用設備等			単位	弘前市下水処理場								計	中継ポンプ場					
				管理本館	ブロー棟	電気棟	下水道防災用資材等の保管場所	塩素滅菌室	水処理上屋	管廊	放流ポンプ場		城西中継ポンプ場	桜ヶ丘中継ポンプ場	城東中継ポンプ場	堀越中継ポンプ場		
消火器具	粉末消火器	加圧式	本															
		蓄圧式	本	38	7	7	9	1	4	1	1	68	5	4	5	3		
	車載式 加圧・蓄圧	本	1							1	2							
	二酸化炭素	3.2kg 7型	本	4	1		1				6							
屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モータ	組	1			1				2							
	制御盤		面	1			1				2							
	屋内消火栓		組	7			4				11							
	呼水装置		組				1				1							
放水試験			箇所	1			1				2							
自動火災報知設備	受信機	P型1級 5回線		面														
		P型1級10回線		面				1				1						
		P型1級20回線		面	1							1						
		P型1級30回線		面	1							1						
		P型2級 1回線		面							1	1						
		P型2級 3回線		面		1				1		2			1			
		P型2級 5回線		面									1	1		1		
	熱感知器	差動式 スポット型		個	56	1	4					61	10	2				
		定温式 スポット型		個	39	17			2	5	3	2	68	1	4			
		差動式 空気管		個				9				9						
	煙感知器	イオン化式		個	14	2		9	1		2	28						
		光電式		個	53	16	2	6	3	2	16	2	100	2	2	8	8	
	発信機	P型1級		個	11		1	4	1		2	19						
		P型2級		個		3				3		7	4		1	2		
	表示灯			灯	11	3	1	4	1	3	2	1	26	4		1	2	
	音響装置			個	15	3	1	4	1	15	2	1	42	4	2	2	2	
	消火栓起動装置			個	7			4				11						
	予備電源			組	2	1		1		1		6	1	1	1	1	1	
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	避難口	中型 20W	灯	1						1							
			小型 10W	灯	6	6		12				24	2		4			
			B級	灯														
			C級	灯	3	1		1		11		16		1		4		
		通路	中型 20W	灯														
			中型 10W	灯	3							3						
			小型 10W	灯	2			1				3	1					
			C級	灯	2	1		2		9		14	1					
		階段通路	中型 20W	灯	4							4	1					
			小型 10W	灯														
誘導標識			枚															
配線			式	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	1	1		

消防用設備等				単位	特定環境保全公共下水道処理場		農業集落排水処理施設										
					湯口 浄化セ ンター	百沢 浄化セ ンター	東 目屋 地区	高 杉地 区	船 沢地 区	新 和鬼 檜地 区	裾 野新 和北 地区	八 幡地 区	新 岡地 区	大 久保 地区	鳥 井野 地区	新 法師 地区	一 丁木 地区
消火器具	粉末消火器	加圧式		本													
		蓄圧式		本	6	7	5	6	13	6	9	4	4	3	4	2	3
		車載式 加圧・蓄圧		本													
	二酸化炭素	3.2kg 7型		本													
屋内消火栓設備	加圧送水装置	ポンプ・モータ		組													
	制御盤		面														
	屋内消火栓		組														
	呼水装置		組														
放水試験				箇所													
自動火災報知設備	受信機	P型1級 5回線		面					1								
		P型1級10回線		面						1							
		P型1級20回線		面													
		P型1級30回線		面													
		P型2級 1回線		面													
		P型2級 3回線		面													
		P型2級 5回線		面	1			1			1						
	熱感知器	差動式 スポット型		個				2	3		2						
		定温式 スポット型		個	1			6	47		71						
		差動式 空気管		個													
	煙感知器	イオン化式		個													
		光電式		個	14			21	4	11	3						
	発信機	P型1級		個					2	3							
		P型2級		個	2			3			5						
	表示灯				灯	2			3	2	3	5					
	音響装置				個	2			4	2	3	5					
消火栓起動装置				個													
予備電源				組	1			1	1	1	1						
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	避難口	中型 20W	灯						2					3		
			小型 10W	灯	10		10	13	7			2					
			B級	灯							1						
			C級	灯	1	3	1		3			1		1			
		通路	中型 20W	灯													
			中型 10W	灯													
			小型 10W	灯					2								
			C級	灯		2											
		階段通路	中型 20W	灯													
			小型 10W	灯													
	誘導標識				枚				2	14	9		6		5	2	5
配線				式	1	1	1	1	1	1	1		1	1			

令和 5 年度

令和5年度 弘前市下水処理場外受変電発電設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1. 業務概要

弘前市下水処理場及び城西中継ポンプ場の受変電発電設備の機能維持を図るため、当該設備の保守点検業務を委託するものである。

2. 業務名称

令和5年度 弘前市下水処理場外受変電発電設備点検業務

3. 業務場所

弘前市下水処理場・・・弘前市大字津賀野字浅田269-3
城西中継ポンプ場・・・弘前市大字城西五丁目17-2

4. 業務期間

契約締結日翌日 ～ 令和6年3月25日まで

5. 業務範囲（点検内容は別紙のとおり）

（1）弘前市下水処理場

ア 高圧真空遮断器点検（VF-13CM-CG） 1台

設置場所：弘前市下水処理場 電気棟自家発電機室（No.1発電機盤）

定 格：7.2kV 600A

定格遮断電流：12.5kA

イ 高圧真空遮断器点検（VF-13DM-C） 1台

設置場所：弘前市下水処理場 電気棟高圧電気室（自家発引込盤）

定 格：7.2kV 600A

定格遮断電流：12.5kA

（2）城西中継ポンプ場

ア 自家発電設備点検（PG78PY-RS） 1台

設置場所：城西中継ポンプ場発電機室

定格出力：72kVA 210V

6. 報告書の提出

受注者は、点検業務の完了時には、当該業務の経過及び結果を報告書として提出しなければならない。（写真帳を含む）ただし、点検時異常を発見した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

7. 点検業務と維持管理業務

1）受注者は、点検業務を実施する施設の維持管理業務に支障のないよう、十分注意しなければならない。

2）点検内容によって、各設備の運転・停止等が必要な場合又は監視業務等ができなくなる場合は、発注者と協議し、代替処置を講じたのち実施するものとする。

8. 緊急時における対応

1）本業務履行中、受注者の責に帰すべき理由又はその他の理由により、業務対象外の設備に異常又は故障及び維持管理上重大な支障が生じた時又はその恐れがある場合は、設備の保全並びに維持管理業務を優先して行わなければならない。

2）本業務履行中、緊急の事態が発生した場合は、作業に関する指揮は発注者がこれを行う。

9. その他

1）本仕様書、契約書等に記載なき事項については、発注者と協議の上決定する。

2）受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

3）受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

4）受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

《点検内容》

高圧真空遮断器点検内容（VF-13CM-CG、VF-13DM-C）		
No.	点 検 内 容	備 考
外 観 ・ 締 付 け ・ 動 作 確 認	絶縁部品の異常の有無	
	可とう導体の損傷、変色の有無	
	制御コイルの変色状態	
	オイルダンパーの状態（油漏れ）	
	各部品の損傷・発錆の有無	
	アース端子の接触状態	
	ねじ・止め輪等の緩み・脱落の有無	
	主回路部の締付け（SW管含む）	
	動作回数計の状態と取付部	
	投入ばね蓄勢機構	
	操作機構部	
	主回路接触子の状態と取付部	
	制御回路接触子の接続と圧着部	
	挿入・引出機構の状態と取付部	
	トリップ機構・インターロック確認	
	その他付属品取付部	
機 構	異常摩擦・異物混入・焼付きの有無	
	注油・動作の円滑性	
真 空 管	真空度	真空チェッカーにて良否確認
電 装 品	補助SWの接触状態・動作確認	
	補助RY（制御基板）の状態・動作確認	
	リミットSWの状態・動作確認	
	電動機の状態・動作確認	
動 作 確 認	手動開閉操作による	
	電動開閉操作による	
絶 縁 抵 抗 測 定	主回路 — 大地間	
	主回路端子間	
	主回路極間	
	制御 — 大地間	

<特記事項>

《点検内容》

自家発電設備点検内容（機械設備）（PG78PY-RS）			
No.	点 検		備考
	点 検 箇 所	点 検 内 容	
1	エンジン本体	外観全般の汚染・破損・発錆	目視・清掃
		油・水・燃料の漏れ	目視・増締め
2	吸排気弁	ロッカーカバーの汚損・漏れ	目視・清掃
3	潤滑油系統	潤滑油量の確認	目視
		潤滑油の汚損	目視
4	燃料系統	燃料油量確認	目視
		噴射ポンプボルトの緩み	目視・増締め
5	冷却水系統	ラジエータの汚損・破損	目視・清掃
		ファンベルトの張り	目視・触手・調整
		配管・ホース類の亀裂	目視
6	始動系統	スタータ配線の緩み	目視・触覚・増締め
		補助装置の作動	目視・触手・調整
7	総合試験	保護装置の作動確認	シーケンステスト実施
		運転確認	各部記録の採取による

<特記事項>

交換部品

- ・パッキン 1 個
- ・オイルエレメント 1 個
- ・Vベルト 1 個
- ・フュエルエレメント 1 個
- ・シーリングワッシャー 1 個
- ・エンジンオイル（2 0L） 1 個
- ・クーラント（1 8L） 1 個

※発生材は適正に処分すること。

《点検内容》

自家発電設備点検内容（電気設備）（PG78PY-RS）			
No.	点 検		備考
	点 検 箇 所	点 検 内 容	
1	発電機	外観全般の汚染・破損・発錆	目視・清掃
		端子および配線の過熱・変色・損傷・緩み	目視・触覚・増締め
2	盤全体	外観全般の汚損・破損・発錆	目視・清掃
		端子および配線の過熱・変色・損傷・緩み	目視・触覚・増締め
		配線の線名・表示・脱落	目視
3	指示計器	指示異常の有無	目視・指示値の確認
4	充電装置	外観全般の点検	目視・動作確認
		出力電圧の測定	テスターによる測定
5	蓄電池	外観全般の汚損・破損・発錆	目視・清掃
		蓄電池電圧の測定	テスターによる測定
6	絶縁抵抗測定	主回路 ー大地	メガー
		励磁回路 ー大地	
		補器回路 ー大地	
7	総合試験	保護装置の作動確認	シーケンステスト実施
		運転確認	各部記録の採取による

<特記事項>

令和 5 年度

令和5年度 弘前市下水処理場放送設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

別紙

1 業務概要

弘前市下水処理場内に設置してある業務用放送設備等の機能維持を図るため、点検業務を行うものである。

2 業務場所

青森県弘前市大字津賀野字浅田 地内

3 委託期間

契約締結日翌日 から 令和6年3月22日 まで

4 業務範囲

本仕様書に規定する業務の範囲は、次のとおりとする。

○点検設備

1) 放送設備

- ・業務用放送架1台
- ・非常用リモコン1台
- ・リモートマイク1台
- ・スピーカ73台

2) インターカム設備

- ・インターカム主装置1台
- ・マスターステーション端末32台

○点検内容

1) 外観点検：破損、変形の有無

2) 機能点検：動作試験（スピーカは鳴動確認のみ）、性能検査

5 報告書の提出

受注者は、当該業務の経過及び結果を報告書として提出しなければならない。ただし、点検時に異常を発見した場合は速やかに報告すること。

6 点検業務と維持管理作業

受注者は、点検業務の実施にあたって、下水処理場維持管理作業に支障のないよう、十分注意しなければならない。維持管理に支障があると想定される場合は、発注者と協議し、最善の処置を講じたのち、実施するものとする。

7 緊急時における設備の保全

本業務履行中、受注者の責に帰すべき理由、その他の理由により業務対象外の設備に異常、故障及び維持管理上、重大な支障が生じた時、またはその恐れがある場合は下水処理場設備の保全並びに維持管理業務を優先して行わなければならない。

8 緊急時の指揮

本業務履行中、緊急の事態が発生した場合は、作業等の指揮は発注者がこれを行う。

9 その他

1) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。

2) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

3) 受注者は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

令和 5 年度

令和 5 年度 弘前市下水処理場外自家用電気工作物保安管理業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

電気事業法第43条第1項及び第52条第2項の定めにより、自家用電気工作物の「工事、維持及び運用に関する保安の監督」に係る業務を委託するものである。

第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

1-1	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	堀越マンホールポンプ場 青森県弘前市大字川合字浅田5番地17 200 ボルト 25 キロボルトアンペア 50 キロボルトアンペア 200 ボルト ディーゼル
1-2	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	堀越第2マンホールポンプ場 青森県弘前市大字堀越字柏田 200 ボルト 13 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-3	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	悪戸第1マンホールポンプ場 青森県弘前市大字悪戸字鳴瀬166番地7 200 ボルト 18 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-4	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	福田マンホールポンプ場 青森県弘前市大字福田字福岡22番地 200 ボルト 13 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-5	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	裾野新和北第28マンホールポンプ場 青森県弘前市大字小友字宇田野497番地2 200 ボルト 13 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-6	(1)事業場の名称 (2)事業場の所在地 (3)需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	裾野新和北第29マンホールポンプ場 青森県弘前市大字小友字宇田野 200 ボルト 13 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —

1-7	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	裾野新和北第80マンホールポンプ場 青森県弘前市大字貝沢字秋森13番地1 200 ボルト 13 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-8	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	城西中継ポンプ場 青森県弘前市大字城西5丁目17番地2 200/100 ボルト 41 キロボルトアンペア 72 キロボルトアンペア 200 ボルト ディーゼル
1-9	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	桜ヶ丘中継ポンプ場 青森県弘前市大字桜ヶ丘5丁目6番地1 200/100 ボルト 45 キロボルトアンペア 100 キロボルトアンペア 200 ボルト ディーゼル
1-10	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	城東中継ポンプ場 青森県弘前市大字末広1丁目6番地1 6, 600 ボルト 100 キロボルトアンペア 100 キロボルトアンペア 200 ボルト ディーゼル
1-11	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	堀越中継ポンプ場 青森県弘前市大字堀越字川合1番地6 200/100 ボルト 47 キロボルトアンペア 125 キロボルトアンペア 210 ボルト ディーゼル
1-12	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ①発電機定格出力 ②発電機定格電圧 ③原動機の種類	弘前市下水処理場 青森県弘前市大字津賀野字浅田269番地3 6, 600 ボルト 750 キロボルトアンペア 500 キロボルトアンペア 6, 600 ボルト ディーゼル

1-13	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	弘前市下水処理場（発電所） 青森県弘前市大字津賀野字浅田 2 6 9 番地 3 — ボルト — キロボルトアンペア （緊急時使用） 2 0 キロボルトアンペア 2 0 0 ボルト ディーゼル
1-14	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	湯口浄化センター 青森県弘前市大字湯口字二ノ安田 2 番地 6, 6 0 0 ボルト 1 2 0 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-15	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	百沢浄化センター 青森県弘前市大字百沢字温湯 1 8 番地 9 2 0 0 / 1 0 0 ボルト 4 4 キロボルトアンペア 3 7 . 5 キロボルトアンペア 2 0 0 ボルト ディーゼル
1-16	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	東目屋地区農業集落排水処理施設 青森県弘前市大字国吉字村元 9 4 番地 6, 6 0 0 ボルト 1 1 5 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-17	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	高杉地区農業集落排水処理施設 青森県弘前市大字高杉字五反田 4 4 7 番地 6, 6 0 0 ボルト 1 2 0 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —
1-18	(1) 事業場の名称 (2) 事業場の所在地 (3) 需要設備 ア. 受電電圧 イ. 設備容量 ウ. 非常用予備発電装置 ① 発電機定格出力 ② 発電機定格電圧 ③ 原動機の種類	船沢地区農業集落排水処理施設 青森県弘前市大字宮館字宮川 1 3 5 番地 6, 6 0 0 ボルト 1 2 0 キロボルトアンペア — キロワット — ボルト —

1-19	(1) 事業場の名称	新和鬼檜地区農業集落排水処理施設
	(2) 事業場の所在地	青森県弘前市大字檜木字富岡 2 番地 1
	(3) 需要設備	
	ア. 受電電圧	6, 6 0 0 ボルト
	イ. 設備容量	2 2 0 キロボルトアンペア
	ウ. 非常用予備発電装置	
	① 発電機定格出力	— キロワット
1-20	② 発電機定格電圧	— ボルト
	③ 原動機の種類	—
	(1) 事業場の名称	裾野新和北地区農業集落排水処理施設
	(2) 事業場の所在地	青森県弘前市大字小友字宇田野 1 0 4 7
	(3) 需要設備	
	ア. 受電電圧	6, 6 0 0 ボルト
	イ. 設備容量	2 1 0 キロボルトアンペア
	ウ. 非常用予備発電装置	
	① 発電機定格出力	— キロワット
	② 発電機定格電圧	— ボルト
	③ 原動機の種類	—

第 2 条（保安全管理業務の内容）

1 受注者が実施する保安全管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第 3 項を除き次の各号によるものとする。

(1) 発注者は、第 1 条の事業場について受注者の保安全管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）と面接等を実施し、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。

(2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安全管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第 3 条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

(7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東北電力株式会社等より通知を受けたときは、現状確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安全管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行い、発注者の求めに応じ、助言を行うものとする。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言を行うものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物。

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機器。

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器。

(v) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物。

- (a) 立入に危険を伴う場所。
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所。
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所。
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所。
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所。

(h) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか発注者が確認を行うものとする。

第3条（点検の頻度、点検項目及び監視装置）

1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- (1) 月次点検 保安規程の点検頻度による
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
＜引込設備＞ 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
＜受電設備＞ 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器母線等	電線と他物との隔離距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	
＜受・配電盤＞	＜測定項目＞ 電圧、負荷電流測定	
＜接地工事＞ 接地線、保護管等	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
＜構造物＞ 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
＜非常用予備発電装置＞ 原動機、発電機、始動装置等	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
＜蓄電池設備＞	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 ＜測定項目＞ 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
＜負荷設備＞ 配線、配線器具、低圧機器等	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との隔離距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。

・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。

・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準に適合していることについて点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 3 受注者は第1項(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。
- 4 発注者の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、受注者が設置する装置は次のとおりとする。
 - 監視装置（絶縁監視装置）
 - (1) 弘前市下水処理場
 - (2) 湯口浄化センター
 - (3) 東目屋地区農業集落排水処理施設
 - (4) 高杉地区農業集落排水処理施設
 - (5) 船沢地区農業集落排水処理施設
 - (6) 新和鬼檜地区農業集落排水処理施設
 - (7) 裾野新和北地区農業集落排水処理施設
- 5 監視装置（絶縁監視装置）は、常に正常に稼働するよう受注者の責任でメンテナンスを行うこと。
- 6 受注者は、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合をいう。以下同じ。）に次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 7 点検時において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内視）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- 8 受注者は、複数施設の自家用電気工作物に事故があった場合にも業務を適切に履行することができる体制をあらかじめ整備しておくこと。

第4条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は受注者に変更の内容を通知するものとする。
- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第5条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

第6条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助することができるものとする。

第7条（記録の保存）

- 1 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

第8条（関係機関への届出）

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに保安全管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を作成し、東北経済産業局長に提出するものとする。この申請が申請後1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出に関わる費用は保安全管理業務委託料に含むものとする。
- 2 受注者は、申請、届出が受理された場合、速やかに発注者に写しを提出しなければならない。
- 3 受注者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

第9条（業務委託期間）

- 1 令和5年6月1日から令和8年5月31日までとする。

第10条（その他）

- 1 第2条及び第3条以外の業務を実施する場合は、別途発注者の負担とする。
- 2 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
- 3 この仕様書に定めていない事項は、発注者受注者双方の協議によって定めるものとする。
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 5 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

令和6年度 弘前市下水処理場監視制御設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1. 業務概要

弘前市下水処理場の工業用電子計算機設備及び周辺機器等について、各処理設備の監視並びに操作制御の安定維持を図るため保守点検業務を実施するものである。

2. 業務名称

令和6年度 弘前市下水処理場監視制御設備点検業務

3. 業務場所

弘前市大字津賀野字浅田 地内

4. 業務期間

契約締結日翌日 ～ 令和7年3月21日まで

5. 業務範囲（点検内容は別紙のとおり）

1) ディスプレイ監視装置点検 1式

①ディスプレイ監視装置1, 2 (MACTUS-570AS) 2面

・盤名称／設置場所：KH-CRT1, 2／管理本館 中央操作室

2) 帳票装置点検 1式

①帳票装置 (MACTUS-550AS) 1面

・盤名称／設置場所：KH-DL1／管理本館 中央操作室

3) データ収集装置点検 1式

①データ収集装置1, 2 (MACTUS-550DB) 2面

・盤名称／設置場所：KH-DLS1, 2／管理本館 計算機室

4) 周辺機器点検 1式

①帳票プリンタ卓 (LBP-880) 1面

・盤名称／設置場所：中央操作室

5) コントローラ点検 1式

①P I Oコントローラ (MACTUS-530GR2) 1面

・盤名称／設置場所：HH-PIO／管理本館 計算機室

②沈砂池・ポンプ・ブロワコントローラ (MACTUS-530GR2) 2面

・盤名称／設置場所：SPB-CTR(1), (2)／管理本館 1階電気室

③B系水処理コントローラ (MACTUS-530GR2) 1面

・盤名称／設置場所：WB-CTR／水処理上屋 B系水処理電気室

④受変電・自家発入出力装置 (MACTUS-RIO、リモートI/O) 1面

・盤名称／設置場所：HG-RIO／電気棟 高圧電気室

⑤受変電入出力装置 (MACTUS-RIO、リモートI/O) 1面

・盤名称／設置場所：HH-RIO／管理本館 1階電気室

6) 中央中継端子盤点検 1式

①中央中継端子盤7～12 (MACTUS-330SR) 6面

・盤名称／設置場所：KH-TB7～KH-TB12／管理本館 中央操作室

7) バックアップ操作器点検 1式

①汚水ポンプ井水位制御 (MACTUS-130) 1台

・盤名称／設置場所：ICB-SPB01／管理本館 1階電気室

8) 部品交換 1式

①中央中継端子盤内CPU用電池 (A6BAT) 3個

※対象：KH-TB7、KH-TB9、KH-TB11

②中央中継端子盤内ICカード用電池 (BR2325) 6個

※対象：KH-TB7、KH-TB9、KH-TB11

③循環ファン (THS450C) 12台

※対象：HH-PIO、SPB-CTR(1)、SPB-CTR(2)、WB-CTR

④故障監視用電源装置 (PBA10F-24-N) 6台

※対象：HH-PIO、SPB-CTR(1)、SPB-CTR(2)、WB-CTR

6. 報告書の提出

受注者は、点検業務の完了時には、当該業務の経過及び結果を報告書として提出しなければならない（写真帳を含む）。ただし、点検時異常を発見した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

7. 点検業務と維持管理業務

- 1) 受注者は、点検業務の実施にあたって、弘前市下水処理場の維持管理業務に支障のないよう、十分注意しなければならない。
- 2) 点検内容によって、各設備の運転・停止等が必要な場合又は監視業務等ができなくなる場合は、発注者と協議し、代替処置を講じたのち実施するものとする。

8. 緊急時における対応

- 1) 本業務履行中、受注者の責に帰すべき理由又はその他の理由により、業務対象外の設備に異常又は故障及び維持管理上重大な支障が生じた時又はその恐れがある場合は、設備の保全並びに維持管理業務を優先して行わなければならない。
- 2) 本業務履行中、緊急の事態が発生した場合は、作業に関する指揮は発注者がこれを行う。

9. その他

- 1) 本仕様書、契約書等に記載なき事項については、発注者と協議の上決定する。
- 2) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 3) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4) 受注者は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

ディスプレイ監視装置 1・2 (MACTUS-570AS)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 本体	① 本体周辺の清掃	
	② 冷却ファン用フィルター清掃	
	③ 冷却ファン動作確認	
	④ 錆・腐食の有無確認	
	⑤ 加熱・変色・損傷の有無確認	
	⑥ ビス・ナット類の増し締め	
	⑦ コネクタ接触部の緩み確認	
	⑧ 専用キーボード、JISキーボード、マウスの清掃	
	⑨ 専用キーボード、JISキーボード、マウスの機能確認	
	⑩ CPU一般機能確認	
	⑪ CPU一般機能確認エラー検出機能確認	
	⑫ メンテナンスパネル機能操作確認	
	⑬ メンテナンスパネルランプスイッチ類点検	
	⑭ 本体内部の清掃	
2. ディスプレイ装置	① 表示画面の清掃	
	② 画面表示及び輝度の確認	
	③ タッチパネル機能確認	
3. MO装置	① 異常音の有無確認	
	② レンズクリーニング	
4. UPS装置	① 外観清掃	
	② セルフテスト	
	③ ランプ表示の確認	
5. 警報ユニット	① 外観清掃	
	② ランプ表示の確認	
6. スピーカユニット	① 外観清掃	
	② 鳴動確認	
7. 電源電圧測定	① AC入力電圧	規格値 90V～110V
	②	
	③ 内蔵電源装置	規格値 4.75V～5.25V 規格値 11.4V～12.6V
8. 総合確認	① オンラインによる動作確認	
	② 各種イベントログ確認	
9. その他	① 室内環境・室温・湿度他確認	
	② 図面、工具、予備品等整備状況確認	
＜特記事項＞		

帳票装置 (MACTUS-550AS)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 本体	① 本体周辺の清掃	
	② 冷却ファン用フィルター清掃	
	③ 冷却ファン動作確認	
	④ 錆・腐食の有無確認	
	⑤ 加熱・変色・損傷の有無確認	
	⑥ ビス・ナット類の増し締め	
	⑦ コネクタ接触部の緩み確認	
	⑧ キーボード、マウスの清掃	
	⑨ キーボード、マウスの機能確認	
	⑩ CPU一般機能確認	
	⑪ CPU一般機能確認エラー検出機能確認	
	⑫ メンテナンスパネル機能操作確認	
	⑬ メンテナンスパネルランプスイッチ類点検	
	⑭ 本体内部の清掃	
2. ディスプレイ装置	① 表示画面の清掃	
	② 画面表示及び、輝度の確認	
3. MO装置	① 異常音の有無確認	
	② レンズクリーニング	
4. UPS装置	① 外観清掃	
	② セルフテスト	
	③ ランプ表示の確認	
5. 電源電圧測定	① AC入力電圧	規格値 90V～110V
	② 内蔵電源装置	規格値 4.75V～5.25V 規格値 11.4V～12.6V
6. 総合確認	① オンラインによる動作確認	
	② 各種イベントログ確認	
7. その他	① 室内環境・室温・湿度他確認	
	② 図面、工具、予備品等整備状況確認	
<特記事項>		

データ収集装置 1・2 (MACTUS-550DB)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 本体	① 本体周辺の清掃	
	② 冷却ファン用フィルター清掃	
	③ 冷却ファン動作確認	
	④ 錆・腐食の有無確認	
	⑤ 加熱・変色・損傷の有無確認	
	⑥ ビス・ナット類の増し締め	
	⑦ コネクタ接触部の緩み確認	
	⑧ キーボード、マウスの清掃	
	⑨ キーボード、マウスの機能確認	
	⑩ CPU一般機能確認	
	⑪ CPU一般機能確認エラー検出機能確認	
	⑫ メンテナンスパネル機能操作確認	
	⑬ メンテナンスパネルランプスイッチ類点検	
	⑭ 本体内部の清掃	
2. TFT装置	① 表示画面の清掃	
	② 画面表示及び、輝度の確認	
3. MO装置	① 異常音の有無確認	
	② レンズクリーニング	
4. UPS装置	① 外観清掃	
	② セルフテスト	
	③ ランプ表示の確認	
5. 警報ユニット	① 外観清掃	
	② ランプ表示の確認	
6. スピーカユニット	① 外観清掃	
	② 鳴動確認	
7. 時刻修正ユニット	① 外観清掃	
	② 受信状態の確認	
8. 電源電圧測定	① AC入力電圧	規格値 90V～110V
	②	規格値 4.75V～5.25V
	③ 内蔵電源装置	規格値 11.4V～12.6V
9. 総合確認	① オンラインによる動作確認	
	② 各種イベントログ確認	
10. その他	① 室内環境・室温・湿度他確認	
	② 図面、工具、予備品等整備状況確認	
＜特記事項＞		

帳票プリンタ卓 (LBP-880)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 清掃	① 外観、装置内部の清掃	
	② カセット給紙ローラ	
	③ ベルト部	
	④ クーリングファン	
	⑤ ネジ・ギア部	
	⑥ 感光ドラム	
	⑦ 分離パッド	
	⑧ 排紙ローラ	
	⑨ 各センサー類	
2. 点検	① 異常音、発熱の有無確認	
	② 操作パネル、表示ランプ類の点検	
	③ クーリングファンの動作確認	
	④ ベルトの張力	
	⑤ プリント枚数の確認(テストプリントにて)	
	⑥ コネクタの接続状態確認	
3. 機能確認	① 自己印字による確認	
	② オンライン印字による確認	
〈特記事項〉		

PIOコントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考	
1. 設置環境	① 室温度	0～40℃	
	② 室温度	10～90%	
	③ 室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認	
	④ 室内清掃	日常清掃がなされていること	
2. 外観等の清掃	① 汚損の有無		
	② 破損の有無		
	③ 発錆の有無		
3. 冷却ファン	① ファンユニットの動作及び異常音の有無		
4. 防塵フィルター	① CPU用防塵フィルターの目視及び清掃		
5. カード	① カード挿入の緩み		
	② カード腐食の有無		
6. 配線の緩み	① 各ユニット、扉ファンその他の締付配線類の増締め		
	② 電線接続用端子部配線の増締め		
7. 入力確認	① デジタル入力確認	PPにて入力確認	
8. 電源確認	① AC入力電圧測定	AC100V+10、-15V	
	②	DC電圧測定	
		1. EPWU-AD7	
		a) DC24V	DC24±1.20V
		2. ノート装置電源ユニット	
		a) DC5V	DC5±0.25V
		b) DC3.3V	DC3.3±0.165V
		3. BS4401-01	
		a) DC5V	DC5±0.25V
		b) DC3.3V	DC3.3±0.17V
		c) DC12V	DC12±0.60V
		4. EPWU-A2	
		a) DC24V	DC24±1.20V
		b) DC5V	DC5±0.25V
		5. EPWU-A3	
		a) DC24V	DC24±1.20V
b) DC5V	DC5±0.25V		
6. 監視用			
a) DC24V	DC24±1.20V		
7. ノート装置1用			
a) DC24V	DC24±1.20V		

P I Oコントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
9. 電源リップル確認	1. EPWU-AD7 a) DC24V 2. ノード装置電源ユニット a) DC5V b) DC3. 3V 3. BS4401-01 a) DC5V b) DC3. 3V c) DC12V ① 4. EPWU-A2 a) DC24V b) DC5V 5. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 6. 監視用 a) DC24V 7. ノード装置1用 a) DC24V	前回測定時の値と比較し値に大きな差異が無い事を確認
＜特記事項＞ 部品交換 循環ファン（THS450C） 3台 故障監視用電源装置（PBA10F-24-N） 2台		

沈砂池・ポンプ・ブロウコントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	① 室温度	0～40℃
	② 室温度	10～90%
	③ 室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認
	④ 室内清掃	日常清掃がなされていること
2. 外観等の清掃	① 汚損の有無	
	② 破損の有無	
	③ 発錆の有無	
3. 冷却ファン	① ファンユニットの動作及び異常音の有無	
4. 防塵フィルター	① CPU用防塵フィルターの目視及び清掃	
5. カート	① カート挿入の緩み	
	② カート腐食の有無	
6. 裃の緩み	① 各ユニット、扉ファンその他の締付裃類の増締め	
	② 電線接続用端子部裃の増締め	
7. 入出力確認	① デジタル入力確認	PPにて入力確認
	② デジタル出力確認	PPにて出力確認
	③ アナログ入力確認	PPにて入力確認
8. 電源確認	① AC入力電圧測定	AC100V+10、-15V
	② DC電圧測定 1. EPWU-AD7 a) DC24V 2. ノート装置電源ユニット a) DC5V b) DC3.3V 3. BS4401-01 a) DC5V b) DC3.3V c) DC12V 4. EPWU-A2 a) DC24V b) DC5V 5. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 6. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 7. 監視用 a) DC24V 8. ノート装置1用 a) DC24V	DC24±1.20V DC5±0.25V DC3.3±0.165V DC5±0.25V DC3.3±0.17V DC12±0.60V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V

沈砂池・ポンプ・ブロウコントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
9. 電源リップル確認	① 1. EPWU-AD7 a) DC24V 2. ノード装置電源ユニット a) DC5V b) DC3.3V 3. BS4401-01 a) DC5V b) DC3.3V c) DC12V 4. EPWU-A2 a) DC24V b) DC5V 5. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 6. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 7. 監視用 a) DC24V 8. ノード装置1用 a) DC24V	前回測定時の値と比較し値に大きな差異が無い事を確認
〈特記事項〉 部品交換 循環ファン (THS450C) 6台 故障監視用電源装置 (PBA10F-24-N) 2台		

B系水処理コントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	① 室温度	0～40℃
	② 室温湿度	10～90%
	③ 室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認
	④ 室内清掃	日常清掃がなされていること
2. 外観等の清掃	① 汚損の有無	
	② 破損の有無	
	③ 発錆の有無	
3. 冷却ファン	① ファンユニットの動作及び異常音の有無	
4. 防塵フィルター	① CPU用防塵フィルターの目視及び清掃	
5. カート	① カート挿入の緩み	
	② カート腐食の有無	
6. ねじの緩み	① 各ユニット、扉ファンその他の締付ねじ類の増締め	
	② 電線接続用端子部ネジの増締め	
7. 入出力確認	① デジタル入力確認	PPにて入力確認
	② デジタル出力確認	PPにて出力確認
	③ アナログ入力確認	PPにて入力確認
8. 電源確認	① AC入力電圧測定	AC100V+10、-15V
	② DC電圧測定 1. EPWU-AD7 a) DC24V 2. ノート装置電源ユニット a) DC3.3V 3. BS4401-01 a) DC5V b) DC3.3V c) DC12V 4. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 5. EPWU-A2 a) DC24V b) DC5V 6. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 7. 監視用 a) DC24V 8. ノート装置1用 a) DC24V	DC24±1.20V DC3.3±0.165V DC5±0.25V DC3.3±0.17V DC12±0.60V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V DC5±0.25V DC24±1.20V

B系水処理コントローラ (MACTUS-530GR2)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
9. 電源リップル確認	1. EPWU-AD7 a) DC24V 2. ノート装置電源ユニット a) DC3.3V 3. BS4401-01 a) DC5V b) DC3.3V c) DC12V 4. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V ① 5. EPWU-A2 a) DC24V b) DC5V 6. EPWU-A3 a) DC24V b) DC5V 7. 監視用 a) DC24V 8. ノート装置1用 a) DC24V	前回測定時の値と比較し値に大きな差異が無い事を確認
<特記事項> 部品交換 循環ファン (THS450C) 3台 故障監視用電源装置 (PBA10F-24-N) 2台		

受変電・自家発入出力装置(MACTUS-RIO)

機 能 区 分		点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	①	室温度	0～40℃
	②	室湿度	10～95%
	③	室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認
	④	室内清掃	日常清掃がなされていること
2. 外観等の清掃	①	汚損の有無	
	②	破損の有無	
	③	発錆の有無	
3. 冷却ファン	①	ファンユニットの動作及び異常音の有無	
4. 防塵フィルター	①	CPU用防塵フィルターの目視及び清掃	
5. カート	①	カート挿入の緩み	
	②	カート腐食の有無	
6. ねじの緩み	①	各ユニット、扉ファンその他の締付ねじ類の増締め	
	②	電線接続用端子部ねじの増締め	
7. 入出力確認	①	デジタル入力確認	PPにて入力確認
	②	デジタル出力確認	PPにて出力確認
	③	アナログ入力確認	PPにて入力確認
8. 電源確認	①	DC入力電圧測定	DC100V+10、-15V
	②	DC電圧測定 1. EPWU-D5 a) DC24V 2. EPWU-D3 a) DC24V b) DC5V	DC24±1.20V DC24±1.20V DC5±0.25V
9. 電源リップル確認	①	1. EPWU-D5 a) DC24V 2. EPWU-D3 a) DC24V b) DC5V	前回測定時の値と比較し値に大きな差異が無い事を確認
＜特記事項＞			

受変電入出力装置 (MACTUS-RIO)

機 能 区 分		点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	①	室温度	0～40℃
	②	室湿度	10～95%
	③	室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認
	④	室内清掃	日常清掃がなされていること
2. 外観等の清掃	①	汚損の有無	
	②	破損の有無	
	③	発錆の有無	
3. 冷却ファン	①	ファンユニットの動作及び異常音の有無	
4. 防塵フィルター	①	CPU用防塵フィルターの目視及び清掃	
5. カート	①	カート挿入の緩み	
	②	カート腐食の有無	
6. ねじの緩み	①	各ユニット、扉ファンその他の締付ねじ類の増締め	
	②	電線接続用端子部ねじの増締め	
7. 入出力確認	①	デジタル入力確認	PPにて入力確認
	②	デジタル出力確認	PPにて出力確認
	③	アナログ入力確認	PPにて入力確認
8. 電源確認	①	DC入力電圧測定	DC100V+10、-15V
	②	DC電圧測定 1. EPWU-D5 a) DC24V 2. EPWU-D3 a) DC24V b) DC5V	DC24±1.20V DC24±1.20V DC5±0.25V
9. 電源リップル確認	①	1. EPWU-D5 a) DC24V 2. EPWU-D3 a) DC24V b) DC5V	前回測定時の値と比較し値に大きな差異が無い事を確認
＜特記事項＞			

中央中継端子盤(MACTUS-330SR)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	① 室温度	0～40℃
	② 室温度	10～95%
	③ 室内の正圧	出入口の扉等による確認又、有害ガス等の侵入が無ことを確認
	④ 室内清掃	日常清掃がなされていること
2. 外観等の清掃	① 汚損の有無	
	② 破損の有無	
	③ 発錆の有無	
3. カート	① カート挿入の緩み	
	② カート腐食の有無	
4. 祉の緩み	① 電線接続用端子部祉の増締め	
5. 電源電圧確認	① 入力電圧確認	AC100V+32、-15% AC85～132V
	② 電源ユニット電圧(A62P)	DC24V±10% DC21.6～26.4V
	③ I/O電源電圧(MS-11-24)	DC24V±10% DC21.6～26.4V
6. バッテリー確認	① 電圧確認	DC3.4V以上
7. CPUプログラム確認	① プログラミングパネルにて照合	保管用FDDとの照合を実施
<特記事項> 部品交換 ①中央中継端子盤内CPU用電池(A6BAT) 3個 ※対象：中央中継端子盤7(KH-TB7)、中央中継端子盤9(KH-TB9)、 中央中継端子盤11(KH-TB11) ②中央中継端子盤内ICカード用電池(BR2325) 6個 ※対象：中央中継端子盤7(KH-TB7)、中央中継端子盤9(KH-TB9)、 中央中継端子盤11(KH-TB11)		

汚水ポンプ井水位バックアップ操作器(MACTUS-130)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 設置環境	① 設置室温度	0～40℃
	② 設置室湿度	10～95%
2. 外観等の清掃	① 汚損の有無	
	② 破損の有無	
3. カード	① カード挿入の緩み	
	② カード腐食の有無	
4. 電源電圧確認	① 入力電源	AC100V±10%
5. 通信確認	① モードM、A、CAS	OPSから操作しモードが切り替わること
	② SV設定	OPSから操作しSVが設定できること
6. ポート入出力	① PV入力	5V時 3600カウント 1V時 400カウント 規格値 ±6カウント
	② MV出力	100%設定時 20mA 0%設定時 4mA 規格値 ±0.03mA
〈特記事項〉		

令和 6 年度

令和 6 年度 弘前市下水処理場重油地下タンク定期点検業務

特 記 仕 様 書

令和 6 年 9 月

弘前市上下水道部下水道施設課

弘前市下水処理場の重油地下タンク定期点検業務は、この仕様書に定めるところによる。

1 業務期間

契約締結日翌日から令和6年12月20日まで。

2 点検を要する設備等の概要

- (1) 設備名称 : 弘前市下水処理場電気棟地下重油タンク N=1基
- (2) 危険物貯蔵所区分 : 地下タンク貯蔵所
- (3) 貯蔵所設置場所 : 弘前市大字津賀野字浅田269番地3
- (4) 貯蔵所完成期日 : 平成11年4月1日
- (5) タンク寸法 : 内径 1,300 mm 胴長 3,040 mm 全長 3,558 mm
- (6) タンク材質・板厚 : 軟鉄鋼板 SS-400 鏡板 6 mm 胴板 6 mm 鏡の出 253 mm
- (7) タンク実容量 : 4,000 L
- (8) 危険物の種類 : A重油

3 点検理由

消防法第14条3の2、危険物の規制に関する政令第8条の5及び危険物の規制に関する規則第62条の4の規定により、地下タンク貯蔵所は、1年に1回以上、定期に点検を行わなければならないと定められているため、本設備の定期点検を毎年1回実施しているものである。

4 点検内容及び方法

点検内容及び方法は、平成3年5月29日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」によるものとする。

5 点検報告

- (1) 受注者は、点検において不良箇所等を確認したときは速やかに発注者に報告し、それに対する指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は業務の実施後、業務実施報告書に、地下タンク等定期点検実施結果報告書、地下タンク貯蔵所点検表及び作業写真を添付して1部作成し、発注者に報告するものとする。

6 その他

- (1) 受注者は、点検中に事故または災害が発生した場合は、直ちに作業を中止し、発注者に速やかに報告し、それに対する指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- (3) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- (4) 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

令和5年度 弘前市下水処理場地下タンク点検清掃及び廃油運搬業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1. 業務概要

本業務は、弘前市下水処理場に設置されている重油地下タンクにおいて、消防法第14条3の2に基づき漏洩点検を行い、施設の機能維持を図るものである。

2. 業務名称

令和5年度 弘前市下水処理場地下タンク点検清掃及び廃油運搬業務

3. 業務場所

弘前市大字津賀野字浅田 地内（弘前市下水処理場）

4. 業務期間

契約締結日翌日から令和6年1月31日まで

5. 業務範囲

- ・電気棟屋外地下重油タンク・・・・1基

a)種別：鋼製タンク

b)容量：4,000L

6. 業務内容

タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管の漏洩検査。

7. 必要機材等の準備

受注者は、適正に業務を実施するために、必要な機材を用意し、受注者の業務に支障を与えないように努めなければならない。この場合において、必要機材等はすべて受注者の負担となる。

8. 提出書類等

a)業務完了報告書・・・・1部

b)点検業務写真・・・・1部

9. 検査方法

漏洩検査方法は、消防危第33号通知（平成16年3月18日付け）の点検実施要領による。

10. その他

- 1) 本業務履行中、事故が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、指示に従うこと。
- 2) 本業務対象設備は、非常用設備の運転に密接に関連するため、業務履行中に災害等が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督職員の指示に従うこと。
- 3) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願いであり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 4) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 5) 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

§ 3 産業廃棄物収集運搬

排出事業者：弘前市上下水道事業 弘前市長 櫻田 宏（以下「発注者」という。）と、
収集・運搬業者：青森油化工業株式会社（以下「受注者」という。）は、
発注者の事業場：弘前市下水処理場 から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり定める。

第1条（法の遵守）

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （受注者の事業範囲）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：青森県
許可の有効期限：令和5年9月2日
事業区分：中間処理(油水分離)
産業廃棄物の種類：廃油
許可の条件：無し
許可番号：00200008241

〔特管〕

許可都道府県・政令市：青森県
許可の有効期限：令和5年9月2日
事業区分：中間処理(油水分離)
産業廃棄物の種類：引火性廃油
許可の条件：無し
許可番号：00250008241

2. （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類	廃油	引火性廃油
数量	400 L(見込み)	600 L(見込み)
単価(税抜)	70 円	50 円

3. （輸入廃棄物の有・無）

発注者が、受注者に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：下記の①②のいずれかを選択すること。）

☒ ①輸入廃棄物：無

☐ ②輸入廃棄物：有

4. （運搬の最終目的地）

受注者は、発注者から委託された第2項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

〔産廃〕

氏名：青森油化工業株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 工藤 一男
住所：青森市大字駒込字螢沢379-8
許可都道府県・政令市：青森市
許可の有効期限：許可証のとおり
事業区分：中間処理(油水分離)
産業廃棄物の種類：許可証のとおり
許可の条件：許可証のとおり
許可番号：10822008241
事業場の名称：青森油化工業株式会社
所在地：青森市大字駒込字螢沢383番5, 6, 8, 9

〔特管〕

氏名：青森油化工業株式会社
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 工藤 一男
住所：青森市大字駒込字螢沢379-8
許可都道府県・政令市：青森市
許可の有効期限：許可証のとおり
事業区分：中間処理(油水分離)
産業廃棄物の種類：許可証のとおり
許可の条件：許可証のとおり
許可番号：10872008241
事業場の名称：青森油化工業株式会社
所在地：青森市大字駒込字螢沢383番5, 6, 8, 9

5. （積替保管）（注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること）

☐ ① 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

☐ ② 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第13条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。

- る。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第13条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合受注者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。
- なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる：

産業廃棄物の種類

積替保管施設の所在地：

積替保管施設の保管上限：

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C09050号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上定めることとする。
3. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類：該当せず

提示する時期又は回数：なし

第4条（発注者受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 受注者が前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する。ただし、業務終了報告書の収集・運搬業務については、マニフェストB2、B4、B6票の収集・運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。
2. 発注者の委託する産業廃棄物の業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。
3. 発注者は、受注者から業務完了報告書を受け取った後、受注者に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、発注者と受注者で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第3条第2項、第7条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
2. 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合は又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。
3. 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になくときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、受注者に対して発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度発注者受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（業務期間）

業務期間を契約締結日翌日から令和6年1月31日までとする。

特記事項

1. 業務概要

本業務は、弘前市下水処理場において、消防法第14条3の2に基づいた重油地下タンク点検、タンク内部の清掃及び廃油の運搬を委託し、施設の機能維持を図るものである。

2. 業務名称

令和5年度 弘前市下水処理場地下タンク点検清掃及び廃油運搬業務

3. 業務期間

契約締結日翌日から令和6年1月31日まで

4. 業務場所

弘前市大字津賀野字浅田 地内（弘前市下水処理場）

5. 対象設備

電気棟屋外重油地下タンク・・・1基

種別：鋼製タンク

容量：4,000ℓ

6. 業務内容

- ・地下タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管の漏洩検査及び関連設備の目視検査
- ・地下タンク内部の清掃作業
- ・産業廃棄物（廃油）の収集及び指定処分場までの運搬
- ・特別管理産業廃棄物（引火性廃油）の収集及び指定処分場までの運搬

7. 必要機材等の準備

受注者は、適正に業務を実施するために、必要な機材を用意し、発注者の業務に支障を与えないように努めなければならない。この場合において、必要機材等はすべて受注者の負担となる。

8. 提出書類等

- (1) 作業計画書 1部
 - a. 受注概要
 - b. 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - c. 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - d. 車両の配置体制、車検証及び運転手の免許証の写し
 - e. 交通経路及び安全管理体制
 - f. 酸欠欠乏危険作業主任者届（技能講習終了書の写しを添付）
- (2) 業務完了報告書 1部
- (3) 業務写真 1部

9. 検査方法

漏洩検査方法は、消防危第33号通知（平成16年3月18日付け）の点検実施要領による。

10. その他

- 1) 本業務履行中、事故が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、指示に従うこと。
- 2) 本業務対象設備は、非常用設備の運転に密接に関連するため、業務履行中に災害等が発生した場合は、直ちに作業を中止し、監督職員の指示に従うこと。
- 3) 場内各設備は運転中であるため、維持管理に支障のないよう十分注意すること。
- 4) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願いであり、取り組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 5) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 6) 受注者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

令和6年度 弘前市下水処理場計測設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1. 業務概要

本業務は、弘前市下水処理場の計測設備である流入流量計について、機能維持を図るため保守点検業務を実施するものである。

2. 業務名称

令和6年度 弘前市下水処理場計測設備点検業務

3. 業務場所

弘前市大字津賀野字浅田 地内

4. 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和6年12月20日まで

5. 業務範囲

計測設備点検 1式

・流入流量計点検（上流側、下流側共通）

- 1) 現状動作確認
- 2) 各種電圧測定
- 3) ループ試験
- 4) 実水位確認
- 5) 調査結果分析

6. 報告書の提出

受注者は、点検業務の完了時には、当該業務の経過および結果を記載した報告書を1部、写真帳を1部提出すること。

7. 点検業務

- 1) 点検時異常を発見した場合は、速やかに発注者へ報告すること。
- 2) 受注者は、点検業務の実施にあたって、弘前市下水処理場の維持管理に支障のないよう、十分注意しなければならない。
- 3) 本業務により、各設備の運転・停止が必要な場合、又は監視業務等ができなくなる場合は、発注者と協議し、代替処置を講じるなど、弘前市下水処理場の維持管理に影響の無いように実施すること。

8. 緊急時における対応

- 1) 本業務履行中、受注者の責に帰すべき理由又はその他の理由により、業務対象外の設備に異常又は故障及び維持管理上重大な支障が生じた時又はその恐れがある場合は、設備の保全並びに維持管理業務を優先して行うこと。
- 2) 本業務履行中、緊急の事態が発生した場合は、作業に関する指揮は発注者がこれを行う。

9. その他

- 1) 本仕様書、契約書等に記載なき事項については、発注者と協議の上決定する。
- 2) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 3) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4) 受注者は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- 5) マンホール内は、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれが多いため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意しなければならない。
- 6) 受注者は、道路上での作業は十分に通行者及び作業員への安全に配慮すること。

令和6年度 中継ポンプ場監視制御設備点検業務

特 記 仕 様 書

弘前市上下水道部下水道施設課

1. 業務概要

中継ポンプ場（4箇所）の監視制御設備及び周辺機器等について、各設備の的確な監視並びに操作制御の安定維持を図るため、保守点検業務を実施するものである。

2. 業務名称

令和6年度 中継ポンプ場監視制御設備点検業務

3. 業務場所

弘前市下水処理場 : 弘前市大字津賀野字浅田 2 6 9-3
城西中継ポンプ場 : 弘前市大字城西五丁目 1 7-2
桜ヶ丘中継ポンプ場 : 弘前市大字桜ヶ丘五丁目 6-1
城東中継ポンプ場 : 弘前市大字末広一丁目 6-1
堀越中継ポンプ場 : 弘前市大字堀越字川合 1-6

4. 業務期間

契約締結日翌日 ～ 令和7年3月21日まで

5. 業務範囲（点検内容は別紙のとおり）

1) 場外監視制御装置点検・・・1式

・場外監視制御装置 型式：HJ-7540-7ESJD/FS41 1面
盤名称 / 設置場所 : LCD-1 / 中央操作室

2) プリンター装置点検・・・1式

・プリンター装置 型式：IPSIO SP C721 1台
盤名称 / 設置場所 : PR-1 / 中央操作室

3) コントローラ点検・・・1式

・コントローラ 型式：MICREX-ZL 1面
盤名称 / 設置場所 : TM-1N / 計算機室

4) 遠方監視制御装置点検・・・1式

①遠方監視制御装置（親局） 型式：MW-JC401-GS01 1面
盤名称 / 設置場所 : TM-1N / 計算機室

②遠方監視制御装置（子局） 型式：MW-JC401-GS01 4面
盤名称 / 設置場所 : TM-2N～5N / 各中継ポンプ場電気室

5) 保守部品交換・・・1式

本体用フィルタ 型式：HJ-7969-25 1式

6. 報告書の提出

受注者は、点検業務の完了時には、当該業務の経過及び結果を報告書として2部（写真帳は1部）提出しなければならない。ただし、点検時異常を発見した場合は、速やかに発注者へ報告すること。

7. 点検業務と維持管理業務

1) 受注者は、点検業務の実施にあたって、令和4年度 弘前市下水処理場ほか運転管理業務に支障のないよう、十分注意しなければならない。

2) 点検作業に伴い、各設備の運転・停止等が必要な場合又は監視業務等ができなくなる場合は、当該点検作業を行う前に発注者と協議した上で、実施するものとする。

また、発注者が必要と認めた場合には、受注者の負担で代替設備を用意し、点検作業を行うこと。

8. 緊急時における対応

- 1) 本業務履行中、受注者の責に帰すべき理由又はその他の理由により、業務対象外の設備に異常又は故障及び維持管理上重大な支障が生じた時又はその恐れがある場合は、設備の保全並びに維持管理業務を優先して行わなければならない。
- 2) 本業務履行中、緊急の事態が発生した場合は、作業に関する指揮は発注者が行う。

9. その他

- 1) 本仕様書、契約書等に記載なき事項については、発注者と協議の上決定する。
- 2) 受注者は、本市が実施する環境配慮に係る取組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。なお、仕様書で指定されている項目以外については、あくまでも協力のお願であり、取組みを強制するものではないが、可能な限り実施すること。
- 3) 受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4) 受注者は、情報セキュリティポリシーの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行にあたって「弘前市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

場外監視制御装置 (HJ-7540-7ESJD/FS41)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 外観構造確認	① 冷却ファンの回転・異常音の確認及び清掃	
	② フィルターの清掃または交換	
	③ コネクタ部の装着状態の確認及び清掃	
	④ 本体内外部の清掃	
	⑤ 端子部の増し締め確認	
	⑥ DVDドライブの清掃	
2. 電源電圧測定	① 供給電源電圧測定の実施	規格値 90V～110V
3. 総合確認	① RAS収集ツールにてRAS情報の保存	
	② 各種イベントログ確認	
4. オンライン 動作確認	① トレンドデータ及び帳票確認	
	② 画面のハードコピーを印字	
〈特記事項〉		

プリンター装置(IPSIO SP C721)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 外観構造確認	① プリンター内外部の清掃	
	② ランプ表示及びスイッチの機能確認	
	③ 冷却ファンの回転・異常音の確認及び清掃	
	④ 端子部の増し締め確認	
	⑤ コネクタ部の装着状態の確認及び清掃	
2. 点検	① 各機構部の分解点検及び清掃	
3. 機能確認	① テストプリントの実施	
	② オンライン印字による確認	
<特記事項>		

コントローラ (MICREX-ZL)

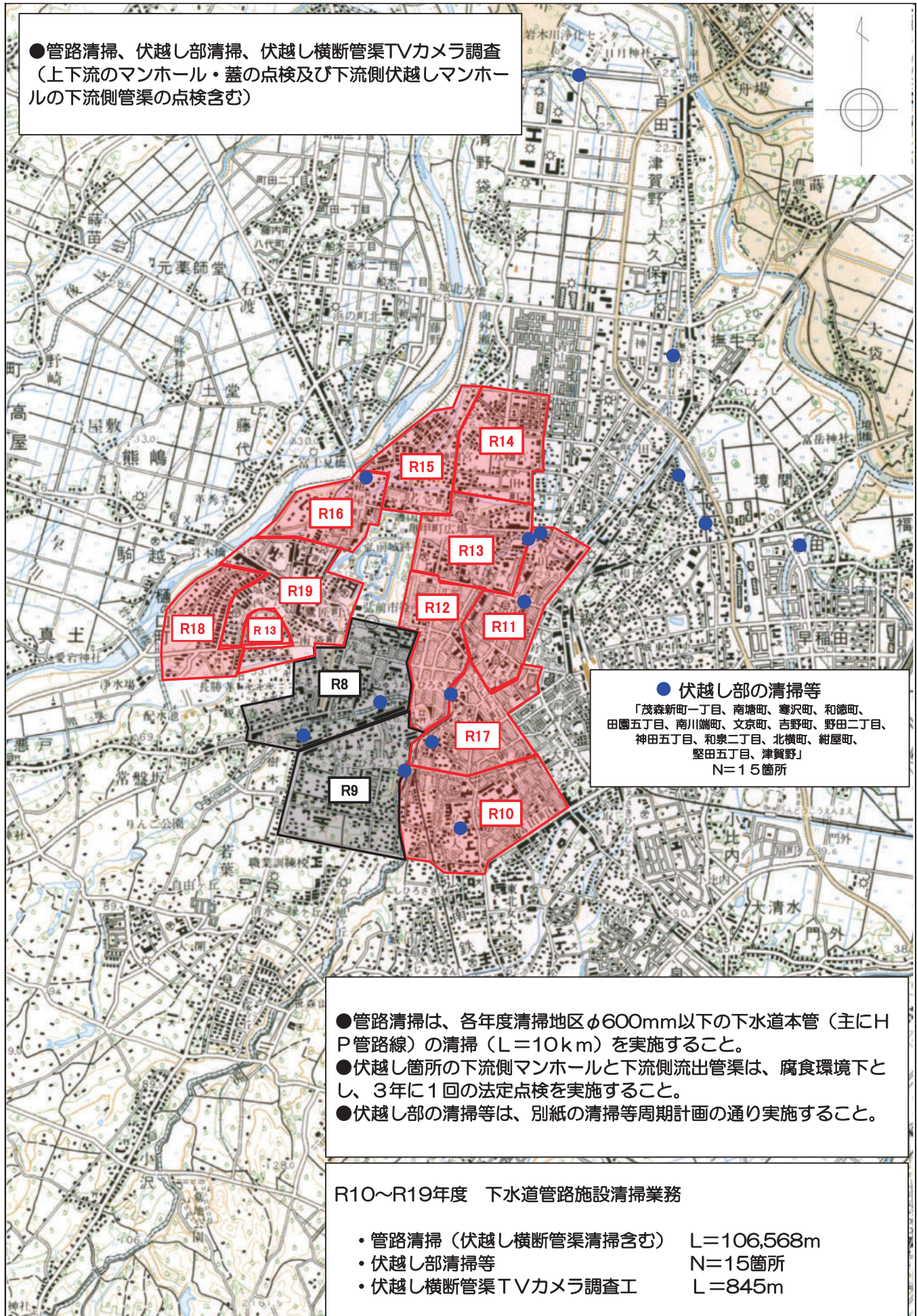
機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 外観構造確認	① 冷却ファンの回転・異常音の確認及び清掃	
	② フィルターの清掃または交換	
	③ コネクタ部の装着状態の確認及び清掃	
	④ 端子部の増し締め確認	
	⑤ ロッカー内外部の清掃	
	⑥ 各LEDランプの確認	
	⑦ ヒューズの状態確認	
2. 電源電圧測定	① 供給電源電圧測定の実施	AC85V～135V
	② DC24V出力電圧測定	DC22.8V～26.4V
	③ メモリーバックアップ電池の確認	
3. プログラム 照合作業	① 内部ソフト照合作業	
4. 各種イベント ログの確認・保存	① RASデータの確認	
5. オンライン 動作確認	① オンラインデータ確認	
<特記事項>		

遠方監視制御装置(MW-JC401-GS01)

機 能 区 分	点 検 内 容	備 考
1. 外観構造確認	① フィルターの清掃または交換	城西及び桜ヶ丘は監視盤も含む
	② コネクタ部の装着状態の確認及び清掃	
	③ 端子部の増し締め確認	
	④ ロッカー内外部の清掃	城西及び桜ヶ丘は監視盤も含む
	⑤ 各LEDランプの確認	
2. 電源電圧測定	① 供給電源電圧測定の実施	AC85V～135V
	② DC24V出力電圧測定	DC22.8V～26.4V
3. 入出力確認試験	① AI/AOユニット機能試験	
	② DI/PIユニット機能試験	
〈特記事項〉		

添付資料11

下水道管路施設清掃業務 位置図



伏越し部清掃等周期計画

延長単位：m

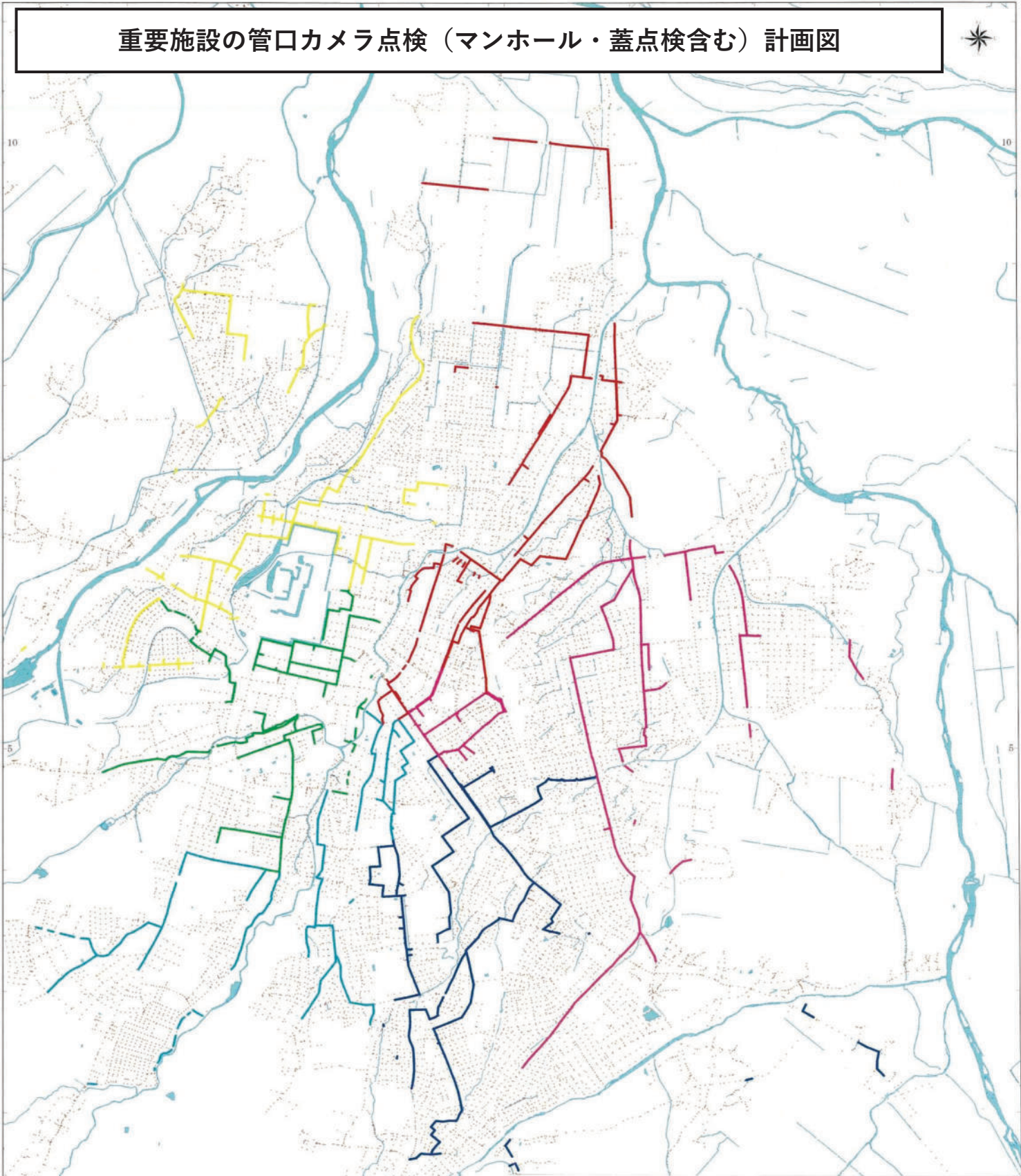
弘前市公共下水道

【河川等横断伏越し箇所】

番号	河川等種別	住 所	条数	方向	管種・管径	伏越し横断 管渠延長	下流管種 ・管径	下流側 管渠延長	施工番号	台帳番号	竣工年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
1	寺沢川	茂森新町一丁目	2条	横断	HPφ200	24.0	HPφ250	35.5	S55-5	H14-02	S55年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	寺沢川	南塘町(稲荷橋)	2条	横断	HPφ450	63.6	HPφ700	50.0	S54-6	H13-23	S56年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	土淵川	寒沢町(津軽橋)	2条	横断	HPφ200	40.0	HPφ250	18.5	S58-2	H14-09	S58年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	横断水路	和徳町	1条	横断	HPφ200	3.8	HPφ250	30.0	S38-2	I13-06	S38年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	腰巻川	田園五丁目	2条	横断	VUφ300	104.0	HPφ450	63.6	H7-12	J13-02	H7年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	土淵川	南川端町(清水橋)	2条	横断	HPφ450	52.0	HPφ800	38.1	S54-5	H14-04	S54年	○					○				
7	横断水路	文京町	1条	横断	HPφ300	4.0	HPφ300	17.4	S53-15	H14-20	S53年		○		○			○		○	
8	土淵川	吉野町(黄昏橋)	2条	横断	HPφ250	72.0	HPφ250	12.6	S55-13	H13-25	S55年	○					○				
9	土淵川	野田二丁目(野田橋)	1条	横断	HPφ800	51.2	HPφ700	38.5	S47-1	I12-22	S47年		○					○			
10	土淵川	神田五丁目	2条	横断	HPφ1200 HPφ600	130.0	HPφ1500	31.8	S60-1	I12-04	S60年		○					○			
11	腰巻川	和泉二丁目	2条	横断	FRPMφ600	80.0	HPφ1200	169.6	S61-3	I12-25	S61年				○				○		
12	土淵川	北横町(月見橋)	1条	横断	HPφ700	36.8	HPφ600	58.8	S47-3	I12-21	S47年				○				○		
13	NTT管	紺屋町	1条	横断	HPφ250	5.0	HPφ250	28.0	S61-103	H12-18	S61年				○					○	
14	腰巻川	堅田五丁目	2条	横断	FRPMφ800 VUφ250	110.0	HPφ1500	86.3	S61-4	I12-14	S61年					○					○
15	加藤川	津賀野(上岩賀橋)	2条	横断	HPφ700	69.0	HPφ1200	30.0	S48	I10-07	H3年					○					○
計						845.4		708.7			清掃箇所	7	8	7	7	7	7	8	7	7	7
											清掃延長	359.4	420.6	352.2	244.4	414.4	359.4	420.6	352.2	244.4	414.4

伏越し横断管渠TVカメラ調査実施(5年に1回)
 ※ 腐食環境下となる下流側伏越しマンホールと吐出先となる下流側管渠は、
 3年に1回の下配の周期で法定点検を実施すること。
 (1年目:番号1～5、2年目:番号6～10、3年目:番号11～15)

重要施設の管口カメラ点検（マンホール・蓋点検含む）計画図



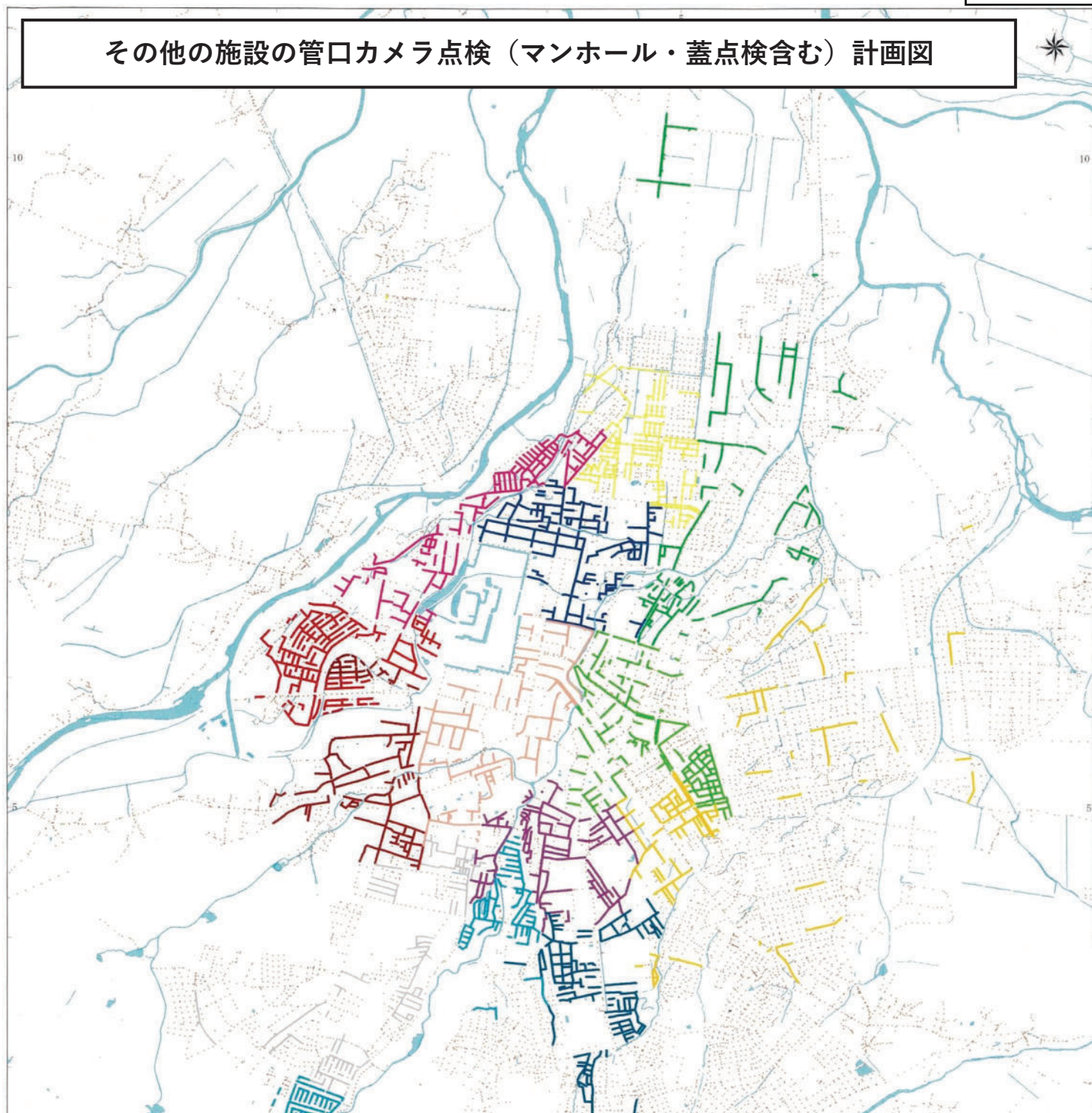
※重要施設とは、
主要な管渠、防災上重要路線、緊急輸送路、
河川・軌道・国道横断等の下水道本管がコン
クリート管の箇所。

重要施設 コンクリート管						
色	地区名	点検年	点検数 (箇所)	点検延長 (m)	予定調査延長(m) 【点検延長の50%】	予定 調査年
黄色	石渡	R8	288	12,968	12,154	R10
緑	上白銀町	R9	289	11,339		
水色	寒沢町	R10	579	289	13,144	R11
青	取上			290		
ピンク	城東	R11	580	289	15,859	R12
赤	撫牛子			291		
計			1,736	82,312	41,156	L=41.2km

S=1/40000

2km

その他の施設の管口カメラ点検（マンホール・蓋点検含む）計画図



※その他施設とは、
重要施設以外の下水道本管がコンクリート
管の箇所。

その他の施設 コンクリート管						
色	地区名	点検年	点検数 (箇所)	点検延長 (m)	予定調査延長(m) 【点検延長の50%】	予定 調査年
黄色	宮園	R12	648	324	11,464	R13
緑	大久保			324		
青	田町	R13	652	327	11,655	R14
ピンク	栄町			325		
赤	和田町	R14	654	326	11,319	R15
茶	城西			328		
肌色	本町	R15	650	326	11,241	R16
黄緑	駅前町			324		
灰色	桔梗野	R16	642	318	9,811	R17
オレンジ	城東			324		
紫	文京町	R17	326	11,026	10,314	R18
水色	寒沢町	R18	323	9,602		
青紫	中野	R19	325	10,864	5,432	R19
計			4,220	145,250	72,625	L=72.6km

S=1/40000

2km

下水道管路施設点検・調査業務 位置図

添付資料11

点検箇所図【法定点検】

「腐食のおそれ大きいMP等吐出口」

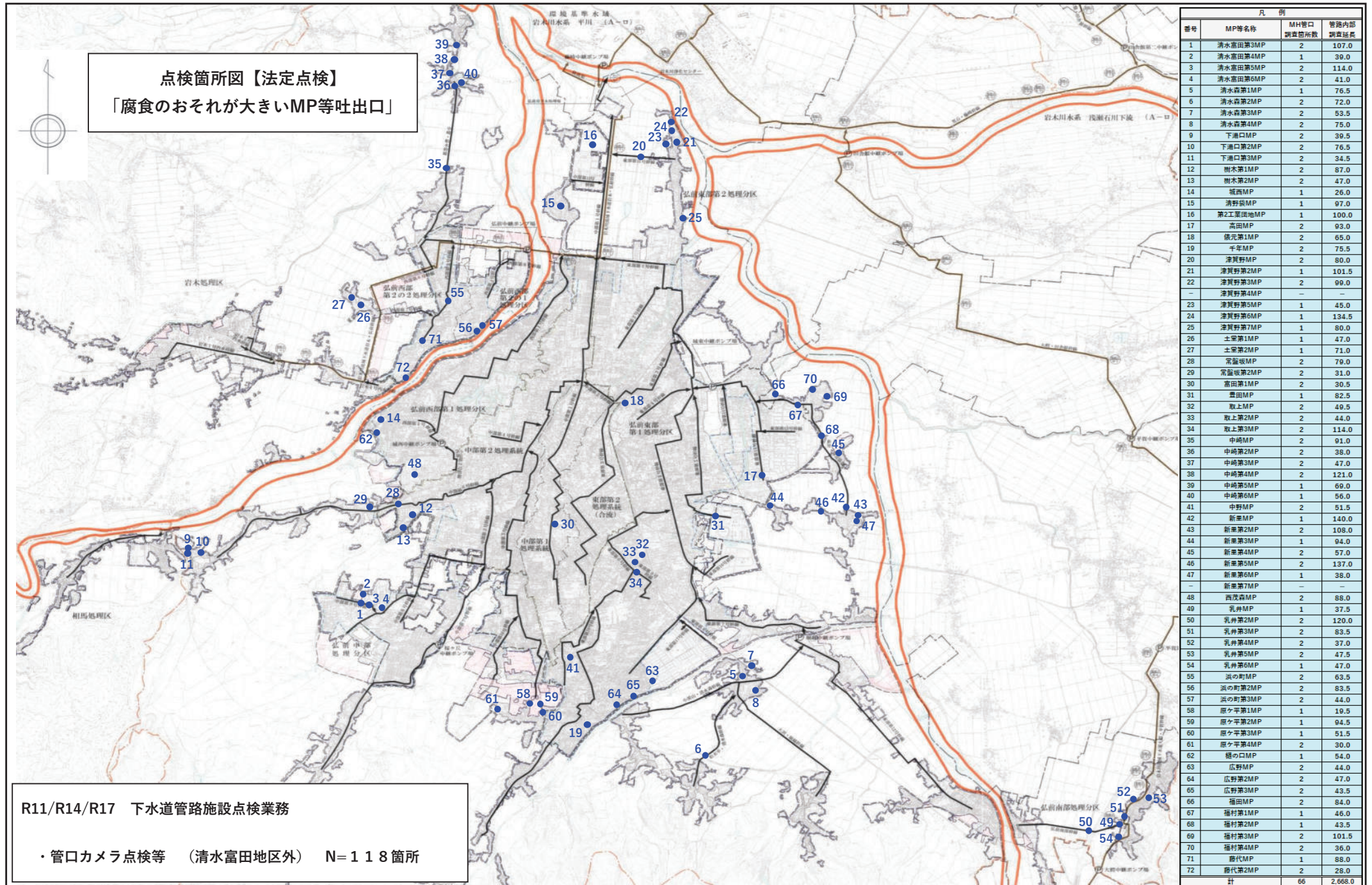
R10/R13/R16/R19 下水道管路施設点検業務

・管口カメラ点検等（青樹町地区外） N=118箇所

凡 例			
番号	MP等名称	MH管口調査箇所数	管路内部調査延長
1	青樹町MP	2	68.0
2	青樹町第2MP	2	71.0
3	青樹町第3MP	2	103.5
4	悪戸第1MP	2	67.0
5	悪戸第2MP	2	47.5
6	悪戸第3MP	2	53.5
7	悪戸第4MP	2	101.0
8	悪戸第5MP	2	64.5
9	石川MP	1	136.0
10	石川第2MP	2	78.0
11	石川第3MP	2	145.0
12	石川第4MP	1	72.5
13	石川第5MP	2	80.0
14	石川第6MP	1	55.5
15	石川第7MP	2	34.0
16	石川第8MP	2	43.5
17	石川第9MP	2	25.0
18	石川第10MP	2	120.0
19	石川第11MP	2	43.0
20	石渡第1MP	2	27.0
21	一野渡第1MP	2	103.0
22	一野渡第2MP	2	71.5
23	岩箕MP	2	48.0
24	大沢MP	2	76.0
25	大沢第2MP	2	42.0
26	大沢第3MP	2	107.0
27	大沢第4MP	2	72.0
28	大沢第5MP	2	133.5
29	大清水MP	1	82.0
30	大原MP	1	56.0
31	大原第2MP	2	46.0
32	大和沢第1MP	2	32.0
33	大和沢第2MP	2	38.0
34	大和沢第3MP	2	74.0
35	宇園町MP	2	38.0
36	宇園町第2MP	2	105.0
37	壺田MP	1	76.0
38	門外MP	2	59.0
39	門外第2MP	1	39.5
40	門外第3MP	2	101.5
41	門外第4MP	2	51.0
42	門外第5MP	2	35.0
43	門外第6MP	2	98.5
44	紙漕町MP	2	35.0
45	川合MP	2	62.0
46	北新寺町MP	2	83.5
47	小栗山第1MP	2	113.5
48	小栗山第2MP	2	88.5
49	小栗山第3MP	2	65.5
50	小栗山第4MP	2	92.5
51	小沢MP	1	78.0
52	小沢第2MP	2	62.5
53	小沢第3MP	2	78.5
54	小沢第4MP	2	51.5
55	境間MP	2	85.0
56	境間第2MP	2	100.0
57	栄町MP	2	84.0
58	三世寺MP	2	63.0
59	小比内MP	2	93.5
60	茂森新町MP	1	12.0
61	茂森新町第2MP	1	56.0
62	茂森新町第3MP	2	81.0
63	茂森新町第4MP	2	57.0
—	清水富田MP	—	—
64	清水富田第2MP	2	100.0
計		118	4,562.5

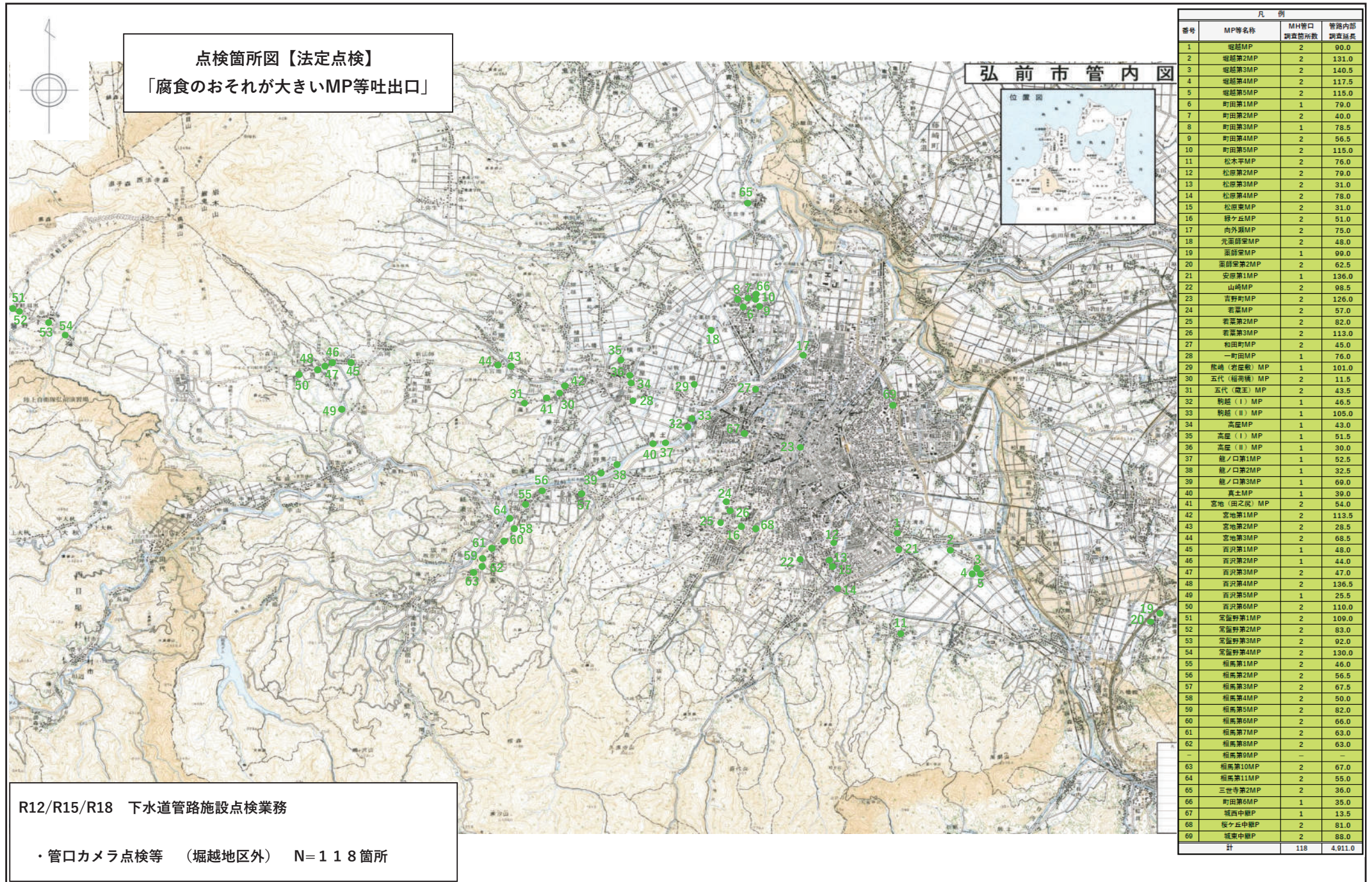
下水道管路施設点検・調査業務 位置図

添付資料11



下水道管路施設点検・調査業務 位置図

添付資料11



●公共MP場等の吐出し先マンホール管口カメラ点検（マンホール・蓋目視調査含む） 年度毎法定点検箇所一覧表

番号	MP等名称	R10/R13/R16/R19		R11/R14/R17		R12/R15/R18		計		吐出先 管種/口径	MP等 吐出口	台帳 番号	
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口かつ 点検箇所数	点検延長 (MH・蓋目視点検含む)				
1	青樹町MP	2	68.0					118	4,562.5	HP φ250	圧送管	G15-03	
2	青樹町第2MP	2	71.0							HP φ250	圧送管	G15-08	
3	青樹町第3MP	2	103.5							HP φ250	圧送管	G15-03	
4	恵戸第1MP	2	67.0							VU φ200	圧送管	G14-03	
5	恵戸第2MP	2	47.5							VU φ200	圧送管	G14-03	
6	恵戸第3MP	2	53.5							VU φ200	圧送管	G14-06	
7	恵戸第4MP	2	101.0							VU φ200	圧送管	G14-06	
8	恵戸第5MP	2	64.5							VU φ150	圧送管	F14-10	
9	石川MP	1	136.0							VU φ250	自然流下	K16-23	
10	石川第2MP	2	78.0							VU φ200	圧送管	K17-02	
11	石川第3MP	2	145.0							VU φ200	圧送管	K17-06	
12	石川第4MP	1	72.5							VU φ200	自然流下	L17-07	
13	石川第5MP	2	80.0							VU φ200	圧送管	L17-06	
14	石川第6MP	1	55.5							VU φ200	自然流下	L17-06	
15	石川第7MP	2	34.0							VU φ200	圧送管	L17-06	
16	石川第8MP	2	43.5							VU φ200	圧送管	L17-11	
17	石川第9MP	2	25.0							VU φ150	圧送管	K17-15	
18	石川第10MP	2	120.0							PRP φ150	圧送管	L17-01	
19	石川第11MP	2	43.0							VU φ150	圧送管	K17-15	
20	石渡第1MP	2	27.0							VU φ200	圧送管	H11-11	
21	一野渡第1MP	2	103.0							VU φ200	圧送管	H17-22	
22	一野渡第2MP	2	71.5							VU φ150	圧送管	G18-05	
23	岩賀MP	2	48.0							VU φ200	圧送管	I10-11	
24	大沢MP	2	76.0							VU φ250	圧送管	J16-02	
25	大沢第2MP	2	42.0							VU φ200	圧送管	J17-04	
26	大沢第3MP	2	107.0							VU φ200	圧送管	J17-04	
27	大沢第4MP	2	72.0							PRP φ150	圧送管	J17-14	
28	大沢第5MP	2	133.5							PRP φ150	圧送管	J17-08	
29	大清水MP	1	82.0							VU φ200	自然流下	I15-04	
30	大原MP	1	56.0							VU φ200	自然流下	G15-15	
31	大原第2MP	2	46.0							VU φ200	圧送管	G15-25	
32	大和沢第1MP	2	32.0							VU φ200	圧送管	H16-24	
33	大和沢第2MP	2	38.0							VU φ200	圧送管	H17-08	
34	大和沢第3MP	2	74.0							VU φ200	圧送管	H17-13	
35	学園町MP	2	38.0							VU φ200	圧送管	I15-07	
36	学園町第2MP	2	105.0							VU φ200	圧送管	I15-12	
37	堅田MP	1	76.0							VU φ200	自然流下	I12-22	
38	門外MP	2	59.0							VU φ200	圧送管	J15-07	
39	門外第2MP	1	39.5							VU φ200	自然流下	J15-06	
40	門外第3MP	2	101.5							VU φ300	圧送管	J15-07	
41	門外第4MP	2	51.0							VU φ250	圧送管	J15-07	
42	門外第5MP	2	35.0							VU φ200	圧送管	I15-15	
43	門外第6MP	2	98.5							VU φ200	圧送管	J15-01	
44	紙漣町MP	2	35.0							HP φ250	圧送管	H14-04	
45	川合MP	2	62.0							VU φ200	圧送管	J15-10	
46	北新寺町MP	2	83.5							HP φ700	圧送管	H13-23	
47	小栗山第1MP	2	113.5							HP φ350	圧送管	I16-08	
48	小栗山第2MP	2	88.5							VU φ200	圧送管	I16-19	
49	小栗山第3MP	2	65.5							VU φ200	圧送管	I16-18	
50	小栗山第4MP	2	92.5							VU φ200	圧送管	I16-18	
51	小沢MP	1	78.0							VU φ200	自然流下	G15-14	
52	小沢第2MP	2	62.5							VU φ200	圧送管	G16-04	
53	小沢第3MP	2	78.5							PRP φ150	圧送管	G16-18	
54	小沢第4MP	2	51.5							PRP φ150	圧送管	G17-01	
55	境岡MP	2	85.0							VU φ200	圧送管	J12-17	
56	境岡第2MP	2	100.0							VU φ200	圧送管	J12-18	
57	栄町MP	2	84.0							VU φ250	圧送管	H12-09	
58	三世寺MP	2	63.0							VU φ200	圧送管	H09-13	
59	小比内MP	2	93.5							VU φ250	圧送管	I14-25	
60	茂森新町MP	1	12.0							VU φ150	圧送管	H14-02	
61	茂森新町第2MP	1	56.0							VU φ200	自然流下	G14-05	
62	茂森新町第3MP	2	81.0							VU φ200	圧送管	G14-05	
63	茂森新町第4MP	2	57.0							VU φ200	圧送管	G14-10	
—	清水富田MP	—	—							青樹町第3MP吐出し箇所と同MH		圧送管	G15-03
64	清水富田第2MP	2	100.0							HP φ250	圧送管	G15-03	

●公共MP場等の吐出し先マンホール管口カメラ点検（マンホール・蓋目視調査含む） 年度毎法定点検箇所一覧表

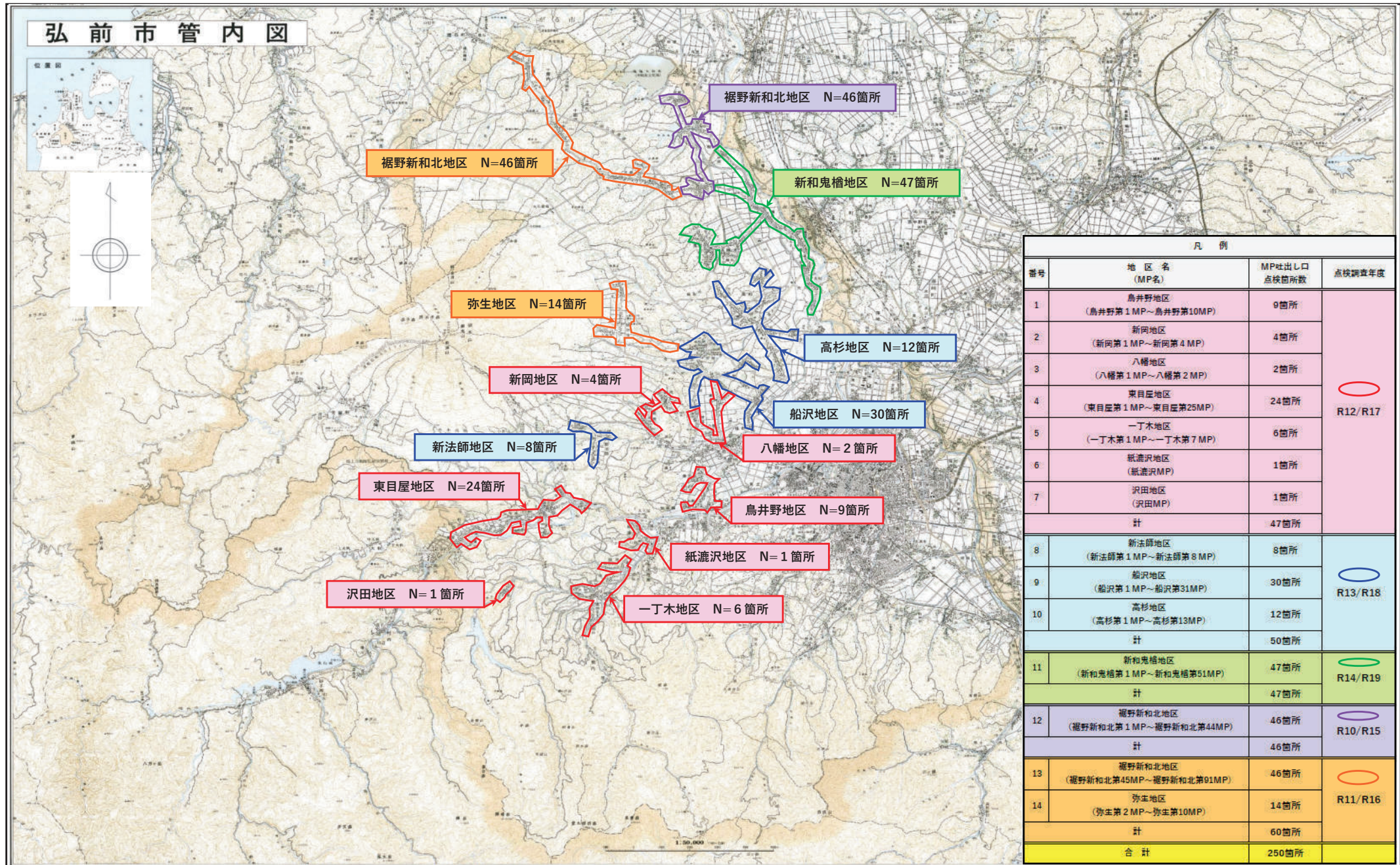
番号	MP等名称	R10/R13/R16/R19		R11/R14/R17		R12/R15/R18		計		吐出先 管種/口径	MP等 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口かつ 点検箇所数	点検延長 (MH・蓋目視点検含む)			
65	清水富田第3MP			2	107.0			118	4,917.5	HPφ250	圧送管	G15-03
66	清水富田第4MP			1	39.0					清水富田第3MP(2号MH)へ接続	圧送管	G14-24
67	清水富田第5MP			2	114.0					HPφ250	圧送管	G15-04
68	清水富田第6MP			2	41.0					VUφ200	圧送管	G15-05
69	清水森第1MP			1	76.5					VUφ200	自然流下	J15-22
70	清水森第2MP			2	72.0					VUφ200	圧送管	I16-20
71	清水森第3MP			2	53.5					VUφ200	圧送管	J15-17
72	清水森第4MP			2	75.0					VUφ200	圧送管	J16-02
73	下湯口MP			2	39.5					PRPφ150	圧送管	F14-13
74	下湯口第2MP			2	76.5					VUφ200	圧送管	F14-18
75	下湯口第3MP			2	34.5					VUφ200	圧送管	F14-13
76	樹木第1MP			2	87.0					VUφ200	圧送管	H14-06
77	樹木第2MP			2	47.0					VUφ200	圧送管	G14-15
78	城西MP			1	26.0					HPφ250	自然流下	G13-10
79	清野袋MP			1	97.0					VUφ250	自然流下	I11-01
80	第2工集団地MP			1	100.0					HPφ250	自然流下	I10-17
81	高田MP			2	93.0					VUφ200	圧送管	J13-22
82	徳元第1MP			2	65.0					HPφ250	圧送管	I13-07
83	千年MP			2	75.5					HPφ800	圧送管	I16-06
84	津賀野MP			2	80.0					HPφ250	圧送管	I10-18
85	津賀野第2MP			1	101.5					VUφ200	自然流下	I10-15
86	津賀野第3MP			2	99.0					VUφ200	圧送管	I10-09
—	津賀野第4MP			—	—					津賀野第3MP吐出し箇所と同MH	自然流下	I10-14
87	津賀野第5MP			1	45.0					VUφ200	自然流下	I10-19
88	津賀野第6MP			1	134.5					VUφ200	圧送管	I10-15
89	津賀野第7MP			1	80.0					VUφ200	自然流下	I11-10
90	土堂第1MP			1	47.0					VUφ200	自然流下	G12-04
91	土堂第2MP			1	71.0					VUφ200	自然流下	G12-04
92	常盤坂MP			2	79.0					HPφ250	圧送管	G14-09
93	常盤坂第2MP			2	31.0					VUφ200	圧送管	G14-03
94	富田第1MP			2	30.5					PRPφ150	圧送管	H14-10
95	豊田MP			1	82.5					VUφ200	自然流下	J14-06
96	取上MP			2	49.5					VUφ200	圧送管	I14-18
97	取上第2MP			2	44.0					VUφ200	圧送管	I14-18
98	取上第3MP			2	114.0					VUφ300	圧送管	I14-23
99	中崎MP			2	91.0					VUφ250	圧送管	H10-22
100	中崎第2MP			2	38.0					VUφ250	圧送管	H10-02
101	中崎第3MP			2	47.0					VUφ200	圧送管	H09-22
102	中崎第4MP			2	121.0					VUφ200	圧送管	H09-22
103	中崎第5MP			1	69.0					VUφ200	自然流下	H09-17
104	中崎第6MP			1	56.0					VUφ150	自然流下	H10-03
105	中野MP			2	51.5					VUφ200	圧送管	I15-16
106	新里MP			1	140.0					VUφ200	自然流下	J14-05
107	新里第2MP			2	108.0					VUφ200	圧送管	J14-10
108	新里第3MP			1	94.0					VUφ200	自然流下	J14-08
109	新里第4MP			2	57.0					VUφ150	圧送管	J13-20
110	新里第5MP			2	137.0					VUφ200	圧送管	J14-10
111	新里第6MP			1	38.0					PRPφ150	自然流下	K14-06
—	新里第7MP			—	—					新里第4MP吐出し箇所と同MH	圧送管	J13-20
112	西茂森MP			2	88.0					VUφ200	圧送管	G13-25
113	乳井MP			1	37.5					VUφ200	自然流下	L17-09
114	乳井第2MP			2	120.0					VUφ200	圧送管	L17-13
115	乳井第3MP			2	83.5					VUφ200	圧送管	L17-10
116	乳井第4MP			2	37.0					VUφ200	圧送管	L17-05
117	乳井第5MP			2	47.5					VUφ200	圧送管	L17-05
118	乳井第6MP			1	47.0					PRPφ150	自然流下	L17-14
119	浜の町MP			2	63.5					VUφ350	圧送管	H12-02
120	浜の町第2MP			2	83.5					VUφ200	圧送管	H12-13
121	浜の町第3MP			2	44.0					VUφ200	圧送管	H12-08
122	原ヶ平第1MP			1	19.5					VUφ200	自然流下	H16-04
123	原ヶ平第2MP			1	94.5					VUφ200	自然流下	H16-05
124	原ヶ平第3MP			1	51.5					原ヶ平第2MP(2号MH)へ接続	自然流下	H16-05
125	原ヶ平第4MP			2	30.0					VUφ200	圧送管	H16-09
126	樋の口MP			1	54.0					HPφ250	自然流下	G13-14
127	広野MP			2	44.0					VUφ200	圧送管	I15-23
128	広野第2MP			2	47.0					VUφ200	圧送管	I16-02
129	広野第3MP			2	43.5					VUφ200	圧送管	I16-03
130	福田MP			2	84.0					VUφ200	圧送管	J13-02
131	福村第1MP			1	46.0					VUφ300	自然流下	J13-04
132	福村第2MP			1	43.5					VUφ250	自然流下	J13-14
133	福村第3MP			2	101.5					VUφ200	圧送管	J13-04
134	福村第4MP			2	36.0					VUφ200	圧送管	J13-04
135	藤代MP			1	88.0					VUφ200	自然流下	H12-11
136	藤代第2MP			2	28.0					VUφ200	圧送管	G12-25

●公共MP場等の吐出し先マンホール管口カメラ点検（マンホール・蓋目視調査含む） 年度毎法定点検箇所一覧表

番号	MP等名称	R10/R13/R16/R19		R11/R14/R17		R12/R15/R18		計		吐出先 管種/口径	MP等 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口がら 点検箇所数	点検延長 (MH・蓋目視点検含む)			
137	堀越MP					2	90.0	118	4,911.0	HP φ 600	圧送管	I15-10
138	堀越第2MP					2	131.0			HP φ 500	圧送管	J15-14
139	堀越第3MP					2	140.5			VU φ 200	圧送管	J15-25
140	堀越第4MP					2	117.5			VU φ 250	圧送管	J15-25
141	堀越第5MP					2	115.0			VU φ 200	圧送管	J15-25
142	町田第1MP					1	79.0			VU φ 300	自然流下	H11-07
143	町田第2MP					2	40.0			VU φ 250	圧送管	H11-02
144	町田第3MP					1	78.5			VU φ 200	自然流下	H11-01
145	町田第4MP					2	56.5			VU φ 200	圧送管	H11-07
146	町田第5MP					2	115.0			VU φ 200	圧送管	H11-02
147	松木平MP					2	76.0			VU φ 150	圧送管	J17-01
148	松原第2MP					2	79.0			VU φ 200	圧送管	I15-11
149	松原第3MP					2	31.0			VU φ 200	圧送管	I15-17
150	松原第4MP					2	78.0			VU φ 200	圧送管	I16-07
151	松原第MP					2	31.0			VU φ 200	圧送管	I15-22
152	緑ヶ丘MP					2	51.0			VU φ 200	圧送管	H15-02
153	向外瀬MP					2	75.0			VU φ 200	圧送管	H12-05
154	元薬師堂MP					2	48.0			VU φ 200	圧送管	G11-20
155	薬師堂MP					1	99.0			VU φ 200	自然流下	M16-16
156	薬師堂第2MP					2	62.5			PRP φ 150	圧送管	L16-25
157	安原第1MP					1	136.0			VU φ 250	自然流下	J15-11
158	山崎MP					2	98.5			VU φ 250	圧送管	H15-20
159	吉野町MP					2	126.0			VU φ 200	圧送管	H13-20
160	若葉MP					2	57.0			VU φ 250	圧送管	H14-16
161	若葉第2MP					2	82.0			VU φ 200	圧送管	G15-05
162	若葉第3MP					2	113.0			HP φ 450	圧送管	H14-21
163	和田町MP					2	45.0			VU φ 200	圧送管	H12-17
164	一町田MP					1	76.0			VU φ 200	自然流下	Q23-01
165	熊嶋(岩屋敷)MP					1	101.0			VU φ 200	自然流下	P24-01
166	五代(種荷橋)MP					2	11.5			VU φ 200	圧送管	Q21-01
167	五代(蔵王)MP					2	43.5			VU φ 200	圧送管	Q20-01
168	駒越(Ⅰ)MP					1	46.5			VU φ 200	自然流下	R24-02
169	駒越(Ⅱ)MP					1	105.0			VU φ 200	自然流下	R25-01
170	高屋MP					1	43.0			VU φ 250	自然流下	P23-03
171	高屋(Ⅰ)MP					1	51.5			VU φ 200	自然流下	O23-01
172	高屋(Ⅱ)MP					1	30.0			VU φ 200	自然流下	O23-03
173	龍ノ口第1MP					1	52.5			PRP φ 200	自然流下	S23-03
174	龍ノ口第2MP					1	32.5			PRP φ 200	自然流下	T22-02
175	龍ノ口第3MP					1	69.0			PRP φ 150	自然流下	T22-01
176	真土MP					1	39.0			VU φ 200	自然流下	S23-02
177	宮地(田之尻)MP					2	54.0			VU φ 200	圧送管	Q20-02
178	宮地第1MP					2	113.5			VU φ 200	圧送管	P21-03
179	宮地第2MP					2	28.5			PRP φ 200	圧送管	O19-04
180	宮地第3MP					2	68.5			PRP φ 150	圧送管	O19-03
181	百沢第1MP					1	48.0			百沢第2MP(2号MH)へ接続	圧送管	C12-09
182	百沢第2MP					1	44.0			百沢第3MP(2号MH)へ接続	圧送管	C12-08
183	百沢第3MP					2	47.0			PRP φ 150	圧送管	C12-07
184	百沢第4MP					2	136.5			PRP φ 150	圧送管	C12-07
185	百沢第5MP					1	25.5			PRP φ 150	圧送管	C13-04
186	百沢第6MP					2	110.0			PRP φ 150	圧送管	C12-11
187	常盤野第1MP					2	109.0			PRP φ 150	圧送管	Y11-10
188	常盤野第2MP					2	83.0			PRP φ 150	圧送管	Y11-15
189	常盤野第3MP					2	92.0			PRP φ 150	圧送管	Z11-11
190	常盤野第4MP					2	130.0			PRP φ 150	圧送管	Z11-17
191	相馬第1MP					2	46.0			VU φ 150	圧送管	C44
192	相馬第2MP					2	56.5			VU φ 150	圧送管	C35
193	相馬第3MP					2	67.5			VU φ 150	圧送管	D32
194	相馬第4MP					2	50.0			VU φ 150	圧送管	H13
195	相馬第5MP					2	82.0			VU φ 150	圧送管	H42
196	相馬第6MP					2	66.0			VU φ 150	圧送管	H33
197	相馬第7MP					2	63.0			VU φ 150	圧送管	H32
198	相馬第8MP					2	63.0			VU φ 150	圧送管	H51
—	相馬第9MP					—	—			相馬第8MP吐出し箇所と同MH	圧送管	H51
199	相馬第10MP					2	67.0			VU φ 150	圧送管	P11
200	相馬第11MP					2	55.0			VU φ 150	圧送管	C53
201	三世寺第2MP					2	36.0			VU φ 150	圧送管	H09-12
202	町田第6MP					1	35.0			町田第5MP(2号MH)へ接続	圧送管	H10-22
—	堀越中継P					—	—			堀越MP吐出し箇所と同MH	圧送管	I15-10
203	城西中継P					1	13.5			HP φ 500	自然流下	H13-12
204	緑ヶ丘中継P					2	81.0			HP φ 400	圧送管	H15-07
205	城東中継P					2	88.0			HP φ 500	圧送管	I13-05
計		118	4,562.5	118	4,917.5	118	4,911.0	354	14,391.0			

農集MP吐出し口 下水道管路施設点検業務 位置図

添付資料11



●農集MP等場の吐出し口管口カメラ点検 年度毎点検箇所一覧表

添付資料11

番号	MP等名称	R12/R17		R13/R18		R14/R19		R10/R15		R11/R16		計		吐出口 管種/口径	MP 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長			
1	鳥井野第1MP	1	32.0									47	2,403.0	VUφ250	自然流下 1号	F14-03
2	鳥井野第2MP	1	50.0											VPφ50	圧送管 1号	F14-02
3	鳥井野第3MP	鳥井野第2 と同箇所	－											VPφ50	圧送管 1号	F14-02
4	鳥井野第4MP	1	126.0											VPφ50	圧送管 1号	F14-02
5	鳥井野第5MP	1	40.0											VUφ150	自然流下 2号(MP)	F14-07
6	鳥井野第6MP	1	100.0											VUφ200	自然流下 1号	F13-23
7	鳥井野第7MP	1	100.0											VUφ200	自然流下 1号	F13-23
8	鳥井野第8MP	1	100.0											VUφ200	自然流下 1号	F13-18
9	鳥井野第9MP	1	121.0											VUφ200	自然流下 1号	F13-17
10	鳥井野第10MP	1	55.0											VUφ200	自然流下 1号	F13-07
11	新岡第1MP	1	49.0											VPφ100	圧送管 1号	E11-12
12	新岡第2MP	1	30.0											VPφ75	圧送管 1号	E11-09
13	新岡第3MP	1	3.0											VPφ50	圧送管 1号	E11-12
14	新岡第4MP	1	5.0											VPφ50	圧送管 1号	E11-16
15	八幡第1MP	1	88.0											VUφ200	自然流下 1号	F11-08
16	八幡第2MP	1	73.0											VPφ65	圧送管 1号	F11-11
17	東目屋第1MP	1	93.5											VUφ200	自然流下 1号	D14-01
18	東目屋第2MP	1	75.0											VPφ50	圧送管 1号	C13-25
19	東目屋第3MP	1	50.0											SUSφ50	圧送管 1号	C14-05
20	東目屋第4MP	1	39.5											VPφ75	圧送管 1号	C14-04
21	東目屋第5MP	1	35.0											SUSφ50	圧送管 2号(MP)	C13-19
22	東目屋第6MP	1	81.0											VPφ50	圧送管 1号	C13-19
23	東目屋第7MP	1	72.0											VPφ50	圧送管 1号	C13-19
24	東目屋第8MP	1	13.0											VPφ50	圧送管 1号	C13-24
25	東目屋第9MP	1	38.0											VPφ50	圧送管 1号	C14-04
26	東目屋第10MP	1	25.0											SUSφ50	圧送管 1号	C14-08
27	東目屋第11MP	1	50.0											SUSφ125	圧送管 1号	C14-08
28	東目屋第12MP	1	27.0											VPφ75	圧送管 1号	C14-08
29	東目屋第13MP	1	31.0											VPφ75	圧送管 1号	C14-13
30	東目屋第14MP	1	33.0											VPφ50	圧送管 1号	C14-16
31	東目屋第15MP	1	66.0											VUφ250	自然流下 1号	B14-15
32	東目屋第16MP	1	79.0											VUφ150	自然流下 1号	B14-19
33	東目屋第17MP	1	13.0											DCIPφ75	圧送管 1号	B14-17
34	東目屋第18MP	1	38.0											VPφ50	圧送管 1号	A14-25
35	東目屋第19MP	1	83.0											VUφ200	自然流下 1号	A15-05
36	東目屋第20MP	1	66.0											VPφ50	圧送管 1号	A15-05
37	東目屋第21MP	1	37.5											VPφ50	圧送管 1号	A15-05
38	東目屋第22MP	1	44.5											VPφ50	圧送管 1号	A15-05
39	東目屋第23MP	1	54.0											VPφ50	圧送管 1号	A15-05
40	東目屋第24MP	1	4.5											VPφ50	圧送管 2号(MP)	A15-05
41	東目屋第25MP	東目屋第24 と同箇所	－											VPφ50	圧送管 2号(MP)	A15-05
42	一丁目第1MP	1	27.0											VPφ75	圧送管 1号	D16-12
43	一丁目第2MP	1	15.0											SGPφ65	圧送管 1号	D16-13
44	一丁目第3MP	1	16.0											VPφ75	圧送管 1号	D16-17
45	一丁目第4MP	1	38.0											SGPφ75	圧送管 1号	D17-02
46	一丁目第5MP	1	25.0											VPφ75	圧送管 1号	D16-03
47	一丁目第6MP	一丁目第5 と同箇所	－											SGPφ75	圧送管 1号	D16-03
48	一丁目第7MP	1	59.0											VPφ75	圧送管 1号	D15-25
49	紙漕次MP	1	60.5											VPφ75	圧送管 1号	E15-06
50	沢田MP	1	42.0											VPφ50	圧送管 1号	B16-09

●農集MP等場の吐出し口管口カメラ点検 年度毎点検箇所一覧表

添付資料11

番号	MP等名称	R12/R17		R13/R18		R14/R19		R10/R15		R11/R16		計		吐出口 管種/口径	MP 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長			
51	新法師第 1 MP		PRP φ150 へ支管接続	1	75.0							50	2,949.5	PE φ40	圧送管 本管	D12-22
52	新法師第 2 MP			1	99.0									PE φ40	圧送管 1号	D12-22
53	新法師第 3 MP			1	75.0									PE φ50	圧送管 1号	D12-22
54	新法師第 4 MP		PRP φ150 へ支管接続	1	59.0									PE φ40	圧送管 本管	D12-22
55	新法師第 5 MP		PRP φ150 へ支管接続	1	47.0									PE φ40	圧送管 本管	D12-12
56	新法師第 6 MP			1	96.0									PE φ50	圧送管 1号	D12-07
57	新法師第 7 MP			1	111.0									PE φ50	圧送管 1号	D12-08
58	新法師第 8 MP			1	25.5									VP φ75	圧送管 1号	D12-07
59	船沢第 1 MP			1	27.0									VU φ150	自然流下 1号	G11-16
60	船沢第 2 MP			1	41.0									VP φ100	圧送管 1号	G11-07
61	船沢第 3 MP			1	71.5									VP φ50	圧送管 1号	G11-02
62	船沢第 4 MP			1	53.0									VU φ200	自然流下 1号	G10-22
63	船沢第 5 MP			1	100.0									VU φ200	自然流下 1号	G11-06
64	船沢第 6 MP			1	50.0									VP φ100	圧送管 1号	F11-05
65	船沢第 7 MP			1	65.0									VU φ200	自然流下 1号	G10-21
66	船沢第 8 MP			1	92.0									VU φ200	自然流下 1号	F11-05
67	船沢第 9 MP			1	23.0									VU φ200	自然流下 1号	F11-04
68	船沢第10MP			1	50.0									VU φ200	自然流下 1号	F10-24
69	船沢第11MP			1	67.0									VU φ200	自然流下 1号	F10-18
70	船沢第12MP			1	41.0									VP φ50	圧送管 1号	G10-07
71	船沢第13MP			1	72.0									VU φ200	自然流下 1号	G10-06
72	船沢第14MP			1	88.0									VU φ200	自然流下 1号	F11-06
73	船沢第15MP			1	44.5									VU φ200	自然流下 1号	F10-17
74	船沢第16MP			1	38.0									VP φ50	圧送管 1号	F10-18
75	船沢第17MP			1	52.0									VP φ50	圧送管 1号	F10-17
76	船沢第18MP			1	64.0									VP φ50	圧送管 1号	F10-12
77	船沢第20MP			1	59.0									VU φ150	自然流下 1号	F10-12
78	船沢第21MP			1	47.0									VP φ50	圧送管 1号	F10-06
79	船沢第22MP			1	56.0									VP φ75	圧送管 2号(MP)	F10-02
80	船沢第23MP			1	49.0									VP φ75	圧送管 1号	F10-02
81	船沢第24MP			1	63.0									VP φ50	圧送管 1号	F10-03
82	船沢第25MP			1	40.0									VP φ100	圧送管 1号	F10-04
83	船沢第26MP			1	25.0									VP φ50	圧送管 2号(MP)	F09-18
84	船沢第27MP			1	72.0									VP φ50	圧送管 1号	F09-17
85	船沢第28MP			1	72.0									VP φ50	圧送管 1号	F09-21
86	船沢第29MP			1	51.0									VP φ50	圧送管 1号	F09-21
87	船沢第30MP			1	44.5									VU φ200	自然流下 1号	F09-22
88	船沢第31MP			1	45.0									VP φ50	圧送管 1号	F09-23
89	高杉第 1 MP			1	50.0									VP φ50	圧送管 1号	G10-14
90	高杉第 2 MP			1	99.0									VP φ50	圧送管 1号	G10-14
91	高杉第 3 MP			1	54.5									VP φ50	圧送管 1号	G10-14
92	高杉第 4 MP			1	74.0									VU φ100	圧送管 1号	G09-23
93	高杉第 5 MP			1	50.0									VP φ50	圧送管 1号	G09-15
94	高杉第 6 MP			1	71.0									VU φ200	自然流下 1号	G09-14
95	高杉第 7 MP			1	24.0									VU φ125	圧送管 1号	G09-07
96	高杉第 8 MP			1	76.0									VU φ300	自然流下 1号	G09-02
97	高杉第 9 MP			1	20.0									VP φ50	圧送管 1号	F08-13
98	高杉第10MP			1	61.0									VP φ75	圧送管 1号	G08-13
99	高杉第11MP			1	100.0									VU φ200	自然流下 1号	G08-02
100	高杉第12MP			1	20.0									VP φ50	圧送管 1号	F08-08
101	高杉第13MP			高杉第 9 と同箇所	=									VP φ50	圧送管 1号	F08-13

●農集MP等場の吐出し口管口カメラ点検 年度毎点検箇所一覧表

添付資料11

番号	MP等名称	R12/R17		R13/R18		R14/R19		R10/R15		R11/R16		計		吐出口 管種/口径	MP 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長			
102	新和鬼槽第1 MP					1	75.5					47	2,947.5	PRPφ200	自然流下 1号	F04-19
103	新和鬼槽第2 MP				新和鬼槽第3 MP のMHへ吐出し	1	0.0							PEφ75	圧送管 2号(MP)	G05-01
104	新和鬼槽第3 MP					2	160.0							PEφ75	圧送管 1号	G05-11
105	新和鬼槽第4 MP				新和鬼槽第5 MP のMHへ吐出し	1	0.0							PEφ75	圧送管 2号(MP)	G05-11
106	新和鬼槽第5 MP					2	139.0							PEφ75	圧送管 1号	G05-21
107	新和鬼槽第6 MP					1	90.0							PRPφ200	自然流下 1号	G06-01
108	新和鬼槽第7 MP					1	26.0							PEφ75	圧送管 1号	G06-07
109	新和鬼槽第8 MP					新鬼第4 と同箇所	－							PEφ50	圧送管 2号(MP)	G05-11
110	新和鬼槽第9 MP					1	55.0							PEφ50	圧送管 1号	F05-18
111	新和鬼槽第10MP					2	98.0							PEφ75	圧送管 1号	G05-21
112	新和鬼槽第11MP					新鬼第9 と同箇所	－							PEφ50	圧送管 1号	F05-18
113	新和鬼槽第12MP					1	120.0							PEφ50	圧送管 1号	G06-01
114	新和鬼槽第13MP					1	14.0							PEφ50	圧送管 1号	F06-22
115	新和鬼槽第14MP					2	78.0							PEφ75	圧送管 1号	F07-02
116	新和鬼槽第15MP					1	48.5							PPφ150	圧送管 1号	F07-09
117	新和鬼槽第16MP					1	30.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-17
118	新和鬼槽第17MP					1	82.0							VUφ200	自然流下 1号	F07-17
119	新和鬼槽第18MP					1	128.0							VUφ200	自然流下 1号	F07-13
120	新和鬼槽第19MP					1	56.5							PEφ100	圧送管 1号	F07-08
121	新和鬼槽第20MP					1	74.0							PEφ30	圧送管 1号	F06-16
122	新和鬼槽第21MP					1	112.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-01
123	新和鬼槽第22MP					1	42.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-02
124	新和鬼槽第24MP					1	34.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-08
125	新和鬼槽第25MP					1	125.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-12
126	新和鬼槽第26MP					1	56.0							VUφ150	自然流下 1号	F07-12
127	新和鬼槽第27MP					1	59.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-12
128	新和鬼槽第28MP					1	135.0							PEφ50	圧送管 1号	F07-07
129	新和鬼槽第29MP					新鬼第15 と同箇所	－							PEφ50	圧送管 1号	F07-09
130	新和鬼槽第30MP					新鬼処理 施設へ流出	－							PEφ150	圧送管 新鬼処理	G06-21
131	新和鬼槽第31MP					1	66.5							VUφ250	自然流下 0号	G06-19
132	新和鬼槽第32MP					1	60.0							VUφ250	自然流下 1号	G06-13
133	新和鬼槽第33MP					1	32.5							PPφ150	圧送管 1号	G06-13
134	新和鬼槽第34MP					1	66.0							PPφ200	圧送管 1号	G06-21
135	新和鬼槽第35MP					1	137.0							PEφ50	圧送管 1号	G06-13
136	新和鬼槽第36MP					1	36.0							PEφ50	圧送管 1号	G06-07
137	新和鬼槽第37MP					1	93.0							VUφ200	自然流下 1号	G06-08
138	新和鬼槽第38MP					1	55.0							PRPφ200	自然流下 1号	H08-12
139	新和鬼槽第39MP					1	60.0							PRPφ200	自然流下 0号	H08-07
140	新和鬼槽第40MP					1	67.0							VEφ50	圧送管 1号	H07-21
141	新和鬼槽第41MP					1	80.0							PRPφ200	自然流下 1号	H07-11
142	新和鬼槽第42MP					1	43.0							VUφ200	自然流下 1号	H07-06
143	新和鬼槽第43MP					1	112.5							VUφ250	自然流下 1号	G06-25
144	新和鬼槽第44MP					1	23.0							PEφ40	圧送管 1号	H08-17
145	新和鬼槽第46MP					1	57.0							PRPφ150	自然流下 1号	H07-16
146	新和鬼槽第47MP					1	42.5							PEφ30	圧送管 1号	H07-18
147	新和鬼槽第49MP					1	45.0							VUφ200	自然流下 1号	F07-10
148	新和鬼槽第50MP					1	34.0							PEφ50	圧送管 1号	G06-25
149	新和鬼槽第51MP					新鬼処理 施設へ流出	－							PEφ100	圧送管 新鬼処理	G06-21

●農集MP等場の吐出し口管口カメラ点検 年度毎点検箇所一覧表

添付資料11

番号	MP等名称	R12/R17		R13/R18		R14/R19		R10/R15		R11/R16		計		吐出口 管種/口径	MP 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長			
150	裾野新和北第 1 MP							1	87.5			46	3,098.0	PEφ75	圧送管 1号	E03-10
151	裾野新和北第 2 MP							3	165.0					PEφ100	圧送管 1号	E03-25
152	裾野新和北第 3 MP							3	107.0					PEφ150	圧送管 1号	F04-01
153	裾野新和北第 4 MP							1	126.5					PEφ30	圧送管 1号	E03-09
154	裾野新和北第 6 MP							1	38.5					PEφ50	圧送管 1号	E03-05
155	裾野新和北第 7 MP							1	50.0					PEφ75	圧送管 1号	E03-10
156	裾野新和北第 8 MP							1	70.0					PEφ30	圧送管 1号	E03-05
157	裾野新和北第 9 MP							1	48.0					PEφ75	圧送管 1号	E03-10
158	裾野新和北第10MP							1	92.0					PEφ50	圧送管 1号	E03-10
159	裾野新和北第11MP							1	7.0					PEφ50	圧送管 1号	E03-09
160	裾野新和北第12MP							1	150.0					PRPφ200	自然流下 1号	F03-22
161	裾野新和北第13MP							1	67.0					PRPφ200	自然流下 1号	F04-01
162	裾野新和北第14MP							1	38.5					PEφ75	圧送管 1号	F04-01
163	裾野新和北第15MP							1	59.5					PRPφ200	自然流下 0号	F04-01
164	裾野新和北第16MP							1	150.0					PRPφ200	自然流下 1号	F04-02
165	裾野新和北第17MP							1	139.5					PRPφ200	自然流下 1号	F04-02
166	裾野新和北第18MP							1	21.5					PPφ75	圧送管 0号	F03-21
167	裾野新和北第20MP							1	33.0					PEφ30	圧送管 0号	E04-10
168	裾野新和北第21MP							1	104.0					PEφ50	圧送管 1号	E04-05
169	裾野新和北第22MP							1	116.0					PEφ50	圧送管 1号	E04-05
170	裾野新和北第24MP							1	30.0					PEφ75	圧送管 1号	E04-05
171	裾野新和北第25MP							1	27.0					PEφ50	圧送管 1号	F04-01
172	裾野新和北第26MP							1	135.0					PRPφ250	自然流下 1号	F04-11
173	裾野新和北第27MP							裾北処理 施設へ流出	－					PEφ150	圧送管 裾北処理	F05-02
174	裾野新和北第28MP							2	103.0					PEφ150	圧送管 1号	F05-16
175	裾野新和北第29MP							裾北処理 施設へ流出	－					PEφ200	圧送管 裾北処理	F05-02
176	裾野新和北第30MP							1	144.0					PEφ30	圧送管 1号	E05-19
177	裾野新和北第31MP							1	51.0					PEφ50	圧送管 1号	F05-16
178	裾野新和北第32MP							1	33.0					PEφ30	圧送管 1号	F05-16
179	裾野新和北第33MP							1	92.0					PEφ50	圧送管 1号	F05-16
180	裾野新和北第34MP							2	84.0					PEφ75	圧送管 1号	F05-17
181	裾野新和北第35MP							1	54.0					PEφ50	圧送管 1号	F05-17
182	裾野新和北第36MP							1	49.5					PEφ50	圧送管 1号	F05-17
183	裾野新和北第37MP							1	65.5					PEφ50	圧送管 1号	F05-17
184	裾野新和北第38MP							1	45.5					PEφ30	圧送管 1号	F05-21
185	裾野新和北第38-1MP							1	38.0					PEφ50	圧送管 1号	F05-21
186	裾野新和北第39MP							1	50.5					PEφ30	圧送管 1号	F05-21
187	裾野新和北第40MP							1	103.0					PEφ75	圧送管 1号	F05-12
188	裾野新和北第41MP							1	109.0					PEφ50	圧送管 1号	F05-12
189	裾野新和北第42MP							1	61.0					PEφ75	圧送管 0号	F05-17
190	裾野新和北第43MP							1	103.0					PEφ75	圧送管 1号	E05-19
191	裾野新和北第44MP							1	49.5					PEφ30	圧送管 1号	F05-17

●農集MP等場の吐出し口管口カメラ点検 年度毎点検箇所一覧表

添付資料11

番号	MP等名称	R12/R17		R13/R18		R14/R19		R10/R15		R11/R16		計		吐出口 管種/口径	MP 吐出口	台帳 番号
		MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長	MH管口 点検箇所数	点検延長			
192	裾野新和北第45MP									1	24.0	60	3,516.5	PEφ30	圧送管 1号	B02-05
193	裾野新和北第46MP									1	40.0			PEφ75	圧送管 1号	B02-05
194	裾野新和北第47MP									1	29.0			PEφ75	圧送管 1号	C02-06
195	裾野新和北第48MP									裾北第46 と同箇所	－			PEφ75	圧送管 1号	B02-05
196	裾野新和北第49MP									1	38.0			PEφ50	圧送管 1号	C02-01
197	裾野新和北第50MP									裾北第47 と同箇所	－			PEφ30	圧送管 1号	C02-06
198	裾野新和北第51MP									1	82.0			PEφ75	圧送管 1号	C02-06
199	裾野新和北第52MP									1	61.0			PEφ50	圧送管 1号	C02-06
200	裾野新和北第53MP									2	93.0			PEφ75	圧送管 1号	C02-16
201	裾野新和北第56MP									1	25.0			PEφ150	圧送管 4号(MP)	C03-02
202	裾野新和北第57MP									1	114.0			PEφ150	圧送管 3号(MP)	C03-13
203	裾野新和北第58MP									1	79.0			PEφ50	圧送管 1号	C02-16
204	裾野新和北第59MP									裾北第53 と同箇所	－			PEφ30	圧送管 1号	C02-17
205	裾野新和北第60MP									1	118.0			PEφ30	圧送管 1号	C02-21
206	裾野新和北第61MP									1	49.0			PEφ30	圧送管 1号	C02-22
207	裾野新和北第62MP									1	8.5			PEφ50	圧送管 1号	C02-22
208	裾野新和北第64MP									4	98.0			PEφ150	圧送管 1号	C03-24
209	裾野新和北第66MP									4	221.0			PEφ150	圧送管 1号	C04-20
210	裾野新和北第67MP									1	82.0			PEφ150	圧送管 1号	D04-21
211	裾野新和北第68MP									1	20.0			PEφ150	圧送管 3号(MP)	D05-02
212	裾野新和北第69MP									1	48.0			PEφ150	圧送管 1号	D05-03
213	裾野新和北第71MP									裾北第64 と同箇所	－			PEφ40	圧送管 1号	C03-24
214	裾野新和北第72MP									1	119.5			PEφ30	圧送管 1号	C04-04
215	裾野新和北第73MP									1	45.0			PEφ75	圧送管 2号(MP)	C04-04
216	裾野新和北第73-1MP									1	124.0			PEφ75	圧送管 1号	C04-04
217	裾野新和北第76MP									1	98.5			PRPφ150	自然流下 1号	C04-09
218	裾野新和北第77MP									1	85.0			PEφ75	圧送管 1号	C04-10
219	裾野新和北第78MP									1	142.0			PEφ150	圧送管 1号	D05-09
220	裾野新和北第79MP									1	40.5			PEφ150	圧送管 4号(MP)	E05-13
221	裾野新和北第80MP									3	150.5			PEφ200	圧送管 1号	E05-19
222	裾野新和北第81MP									1	30.0			PEφ50	圧送管 1号	D05-10
223	裾野新和北第82MP									1	43.5			PEφ50	圧送管 1号	E05-01
224	裾野新和北第83MP									2	134.0			PEφ75	圧送管 1号	E05-06
225	裾野新和北第84MP									1	138.0			PEφ75	圧送管 1号	E05-11
226	裾野新和北第85MP									1	32.0			PEφ75	圧送管 1号	E05-12
227	裾野新和北第86MP									1	45.0			PEφ75	圧送管 1号	E05-12
228	裾野新和北第87MP									1	67.0			PEφ30	圧送管 4号(MP)	E05-13
229	裾野新和北第88MP									1	41.5			PEφ30	圧送管 1号	E05-18
230	裾野新和北第89MP									1	26.0			PEφ50	圧送管 1号	E05-18
231	裾野新和北第91MP									1	104.5			PEφ30	圧送管 1号	E05-19
232	弥生第 2 MP									4	242.0			PEφ100	圧送管 1号	D08-25
233	弥生第 3 MP									1	102.0			PEφ50	圧送管 1号	D08-15
234	弥生第 4 MP									2	114.0			PEφ75	圧送管 1号	D09-05
235	弥生第 5 MP									弥生第 4 と同箇所	－			PEφ100	圧送管 1号	D09-05
236	弥生第 6 MP									1	55.0			PEφ100	圧送管 1号	D09-10
237	弥生第 7 MP									1	85.0			PRPφ150	自然流下 1号	D09-10
238	弥生第 8 MP									1	91.5			PEφ75	圧送管 1号	D09-14
239	弥生第 9 MP									1	65.0			PEφ50	圧送管 1号	D09-15
240	弥生第10MP									3	66.0			PEφ100	圧送管 1号	E09-24
合計	点検MP数 224箇所											250	14,914.5			

定期清掃箇所一覧表

清掃箇所	住 所	延長 (m)	清掃周期	清 掃 実 施 月					
				毎年3月	毎年4月	毎年6月	毎年9月	毎年10月	毎年12月
①		末広二丁目2-8	280.0	6ヶ月毎		○		○	
②		境関字西田58-1	60.0	12ヶ月毎		○			
③		松ヶ枝三丁目1-4	30.0	12ヶ月毎		○			
④		品川町33	90.0	6ヶ月毎		○		○	
⑤		神田三丁目2-4	150.0	6ヶ月毎		○		○	
⑥		宮川三丁目17-2	40.0	6ヶ月毎		○		○	
⑦		青山一丁目11-8	50.0	12ヶ月毎		○			
⑧		茂森新町一丁目1-1	40.0	12ヶ月毎		○			
⑨		城西四丁目7-8 外	50.0	3ヶ月毎	○		○	○	○
⑩		稲田二丁目5-2	50.0	6ヶ月毎		○		○	
⑪		城東中央五丁目1-2	50.0	12ヶ月毎		○			
⑫		外崎四丁目6-36	50.0	12ヶ月毎		○			
⑬		高田三丁目4-5 外	70.0	6ヶ月毎		○		○	
⑭	湯口VUφ100mm本管等	湯口字一ノ細川地内	150.0	12ヶ月毎		○			
⑮		宮川二丁目1-12	100.0	12ヶ月毎		○			
⑯		富田三丁目2-17	40.0	12ヶ月毎		○			
⑰		外崎一丁目2-4	50.0	12ヶ月毎		○			
⑱	城西三丁目HPφ250mm本管	城西三丁目13-4	80.0	12ヶ月毎		○			
⑲		田園二丁目3-5	100.0	12ヶ月毎		○			
⑳		泉野五丁目5-15	50.0	12ヶ月毎		○			
㉑	津賀野HPφ250mm本管	津賀野字浅田849-3	80.0	12ヶ月毎		○			
㉒	●●●前(県道 相馬常盤野線)	大助字野田124-2	10.0	6ヶ月毎		○		○	
㉓	●●●前(市道 小田沢線)	大助字野田154	40.0	6ヶ月毎		○		○	
㉔		土手町18・かくみ小路	180.0	12ヶ月毎		○			
㉕		浜の町北二丁目4-1	210.0	6ヶ月毎		○		○	
㉖	茂森新町 上流伏越しMH流出管口(2箇所)	茂森新町一丁目8	0.0	4月、12月		○			○
延 長 計		2,100.0							